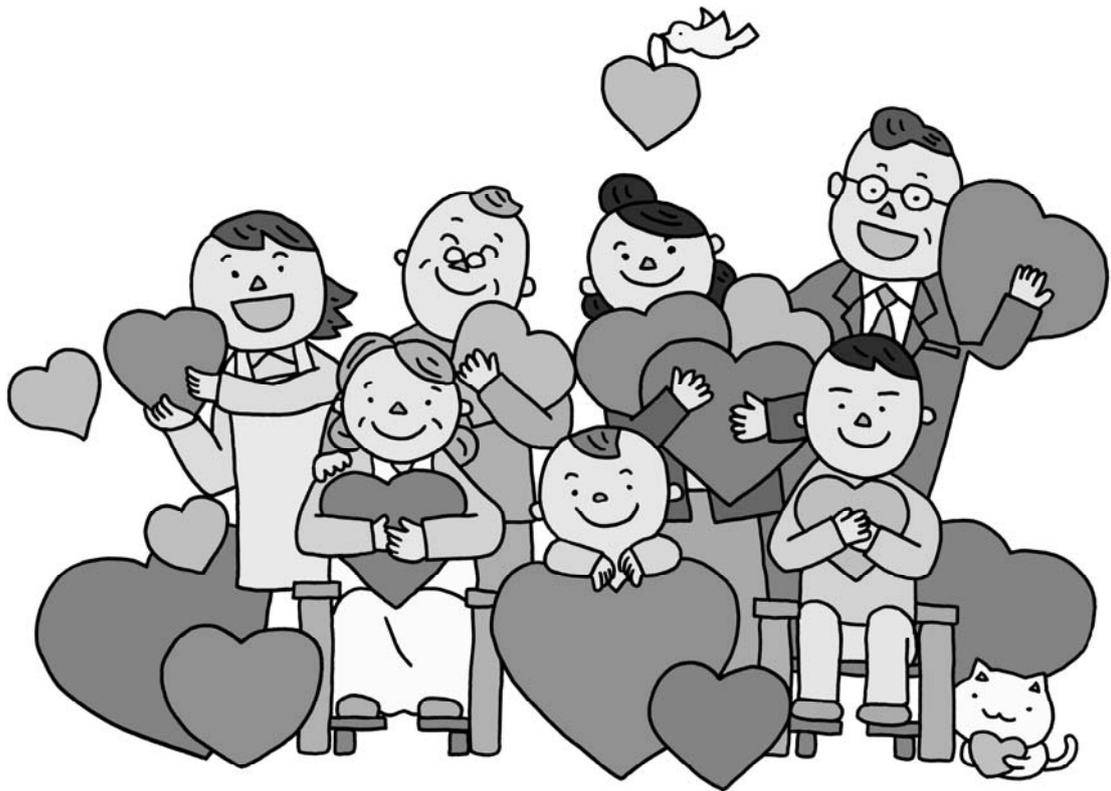


第2期渋川市障害者計画及び 第3期渋川市障害福祉計画



平成24年3月
渋川市

はじめに

本市では、平成18年度に障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定し、ノーマライゼーションの理念の実現に向け障害者施策の充実を図ってまいりました。障害福祉計画は、3年ごとに見直しを行うことが義務づけられており、この度、両計画期間が終了するため、新たに計画を策定しました。



国では、平成23年度に障害者基本法の一部改正を行いました。また、平成25年度に障害者自立支援法は廃止とする予定であり、新たに「(仮称)障害者総合福祉法」の制定の議論を行っています。施行までの間、関係法律を整備し、障害者及び障害児の地域生活を支援するための対応を図っています。

このような中、本市では、アンケート調査を実施し渋川市としてのニーズ把握につとめ、国の制度改正に対応するとともに、障害者関係団体、有識者等で構成する計画策定懇話会や自立支援協議会の提言を受け、ノーマライゼーションの実現のために、計画策定委員会で計画を策定いたしました。

今後も、この計画に基づき障害のある人もない人も、共に住み慣れた地域の中でいつでも安心して暮らせる「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」渋川市の実現のために、保健・福祉・労働・教育をはじめとする幅広い関係者が連携を図りながら、市民の皆様と共に障害福祉の充実に取り組んでまいりますので、より一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、計画策定懇話会、自立支援協議会の委員の方々をはじめ、関係の皆様方には、多数の貴重なご意見ご協力をいただき、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成24年3月

渋川市長 阿久津貞司

目次

第1部 総論

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の構成	3
第2章 渋川市の障害者を取り巻く現状	4
第1節 総人口等の推移	4
第2節 障害者数の推移	6
第3節 アンケート調査結果から見る障害者を取り巻く現状	10
第3章 基本目標と施策展開の基本的な視点	30
第1節 計画のテーマと基本目標	30
第2節 施策展開の基本的な視点	31
第3節 施策の体系	32

第2部 障害者計画

第1章 理解とふれあいをめざして	34
第1節 広報・啓発活動の推進	34
第2節 福祉教育の充実と交流教育の推進	36
第3節 交流・ふれあいの促進	37
第4節 NPO活動・ボランティア活動の支援	38
第2章 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育をめざして	40
第1節 就学前療育の充実	40
第2節 教育の充実	42
第3章 働く喜びに満ちた就労機会の拡大をめざして	44
第1節 雇用の促進と安定	44
第2節 就労機会の拡大	46

第4章	豊かでゆとりある生活を支える福祉サービスをめざして	47
第1節	相談・情報提供体制の整備	47
第2節	障害福祉サービス等の充実	49
第3節	権利擁護の推進	51
第4節	障害者の虐待防止対策	52
第5節	生活安定施策の充実	53
第6節	福祉人材の養成・確保	54
第7節	スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	55
第8節	障害者団体等の育成	57
第5章	健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして	58
第1節	早期発見・早期療育体制の整備	58
第2節	医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成	59
第3節	難病患者及び在宅重度障害者への支援	60
第6章	人にやさしい快適なまちづくりをめざして	61
第1節	バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進	61
第2節	交通・移動手段の整備充実	63
第3節	安全・安心のまちづくりの推進（防犯・防災体制の整備）	64
第3部	障害福祉計画	
第1章	施策の体系	65
第1節	計画の体系	65
第2節	サービスの内容	66
第2章	障害福祉計画の基本目標	67
第1節	福祉施設入所者の地域生活への移行	67
第2節	福祉施設から一般就労への移行	68
第3章	障害福祉サービスの利用実績と第3期における見込量	69
第1節	訪問系サービス	69
第2節	日中活動系サービス	71
第3節	居住系サービス	79
第4節	計画相談支援・地域相談支援	83
第5節	その他のサービス	84

第4章 地域生活支援事業の展開と見込	85
第1節 相談支援事業	85
第2節 コミュニケーション支援事業	88
第3節 日常生活用具給付事業	90
第4節 移動支援事業	93
第5節 地域活動支援センター	94
第6節 その他の事業	96

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進	99
第1節 計画の周知	99
第2節 計画の推進体制の確立	99
第3節 国・県・近隣市町村との連携	99
第4節 障害者の障害者施策への参加	99
第5節 計画の達成状況の点検及び評価	100

資料編

1 第2期渋川市障害者計画及び第3期渋川市障害福祉計画策定要領	101
2 渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画策定委員会設置要綱	103
3 渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画策定懇話会設置要綱	105
4 第2期渋川市障害者計画及び第3期渋川市障害福祉計画策定の経過	107
5 事業一覧	109
6 第1期障害者計画期間に拡充等してきた事業例	115
7 市内の福祉施設	117
8 用語集	123

第1部 総論

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

わが国では、障害者*施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画（平成15年度～24年度）」と障害のある人もない人もお互いのことを大切にして、みんなで助け合う「共生社会」の実現を目指す「重点施策実施5か年計画（前期：平成15年度～19年度、後期：平成20年度～24年度）」を平成14年12月に策定し、障害者の自立と社会参加に向けた施策の一層の推進を図ることとしています。

生活支援の分野においては、障害の有無に関わらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的として、平成18年4月に「障害者自立支援法」を施行しました。しかし、利用者の負担に定率負担（応益負担）が導入されたこと、事業者報酬が定額払いから利用者数に応じた実績払いに変更されたことなど制度上の課題が指摘されています。

また、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が平成18年12月に採択され、国は同条約に署名しましたが批准に至っていません。批准には、国内法において障害に関連するあらゆる差別を禁止する法律の整備をしなければなりません。そのため「障がい者制度改革推進本部」を設置し、平成23年8月に「障害者基本法の一部を改正する法律」を施行するとともに、平成25年8月施行を目指す「障害者自立支援法」に代わる「(仮称)障害者総合福祉法」の議論を行っています。

「(仮称)障害者総合福祉法」が制定されるまでの間のつなぎ法として、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」を制定し、早急に対応する事項を定めました。

本市では、平成18年度に新市ではじめてとなる「第1期渋川市障害者計画（平成19年度～23年度）」、「第1期渋川市障害福祉計画（平成18年度～20年度）」を策定し、平成20年度に計画期間が終了する「第1期渋川市障害福祉計画」の見直しを行い「第2期渋川市障害福祉計画（平成21年度～23年度）」を策定し、この度、両計画の計画期間が終了することと、国の新たな制度改革に対応するため、市の障害者施策の方向性を定める「第2期渋川市障害者計画及び第3期渋川市障害福祉計画」を策定します。

「*」印のある用語については、巻末にある用語集を参照

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法の第11条第3項で定める「市町村障害者計画」及び障害者自立支援法の第88条で定める「市町村障害福祉計画」を法的根拠とする計画です。

また、策定にあたっては、国の「障害者基本計画」の動向や「重点施策実施5か年計画」を考慮するとともに、「渋川市総合計画基本構想（平成20年度～29年度）」での障害者福祉分野の個別計画と整合性を図り策定します。さらに、同時期に策定される県の「バリアフリー*ぐんま障害者プラン5」とも整合性を図った上で策定しました。

◇障害者基本法（障害者基本計画等）

第十一条（一部抜粋）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◇障害者自立支援法（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(以下省略)

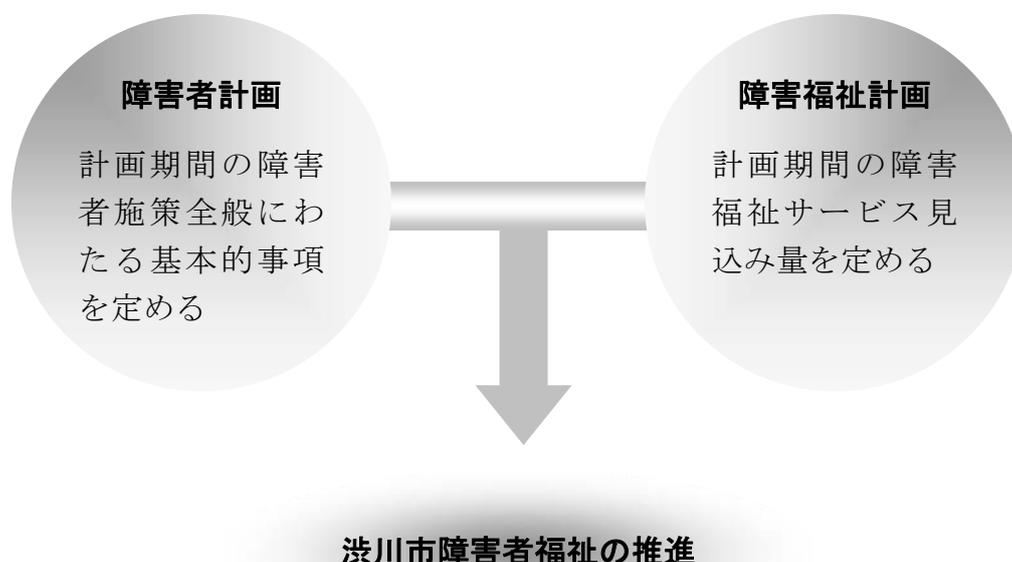
第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成26年度の3年間とします。ただし、計画期間中においても国の制度改正があった場合には適宜見直しを行うこととします。



第4節 計画の構成

本計画は、「障害者計画」と「障害福祉計画」で構成され、各計画の趣旨は以下のとおりとなります。

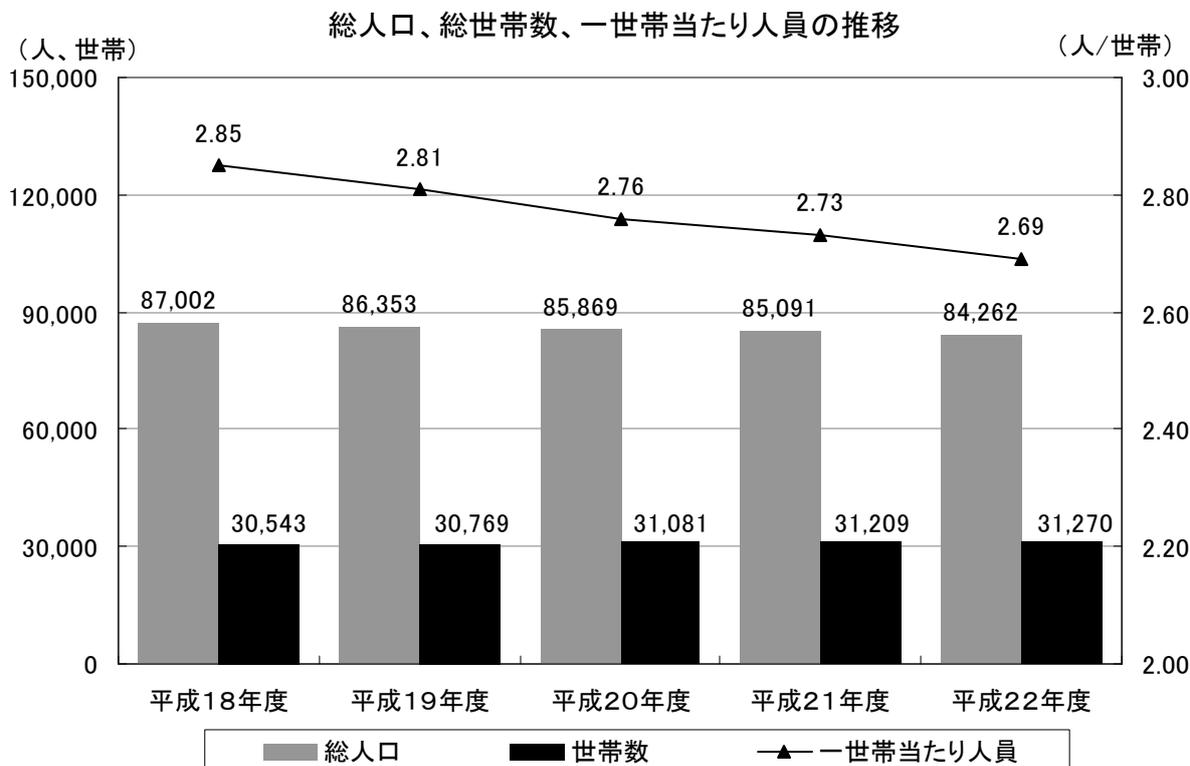


第2章 渋川市の障害者を取り巻く現状

第1節 総人口等の推移

(1) 総人口と総世帯数の推移

本市の総人口は、平成18年度から平成22年度にかけて一貫して減少しており、平成22年度では84,262人となっています。一方、世帯数は微増の傾向にあり、平成22年度で31,270世帯となっています。人口の減少及び世帯数の増加に伴い一世帯当たりの人員は年々減少しており、平成22年度では2.69人となっています。



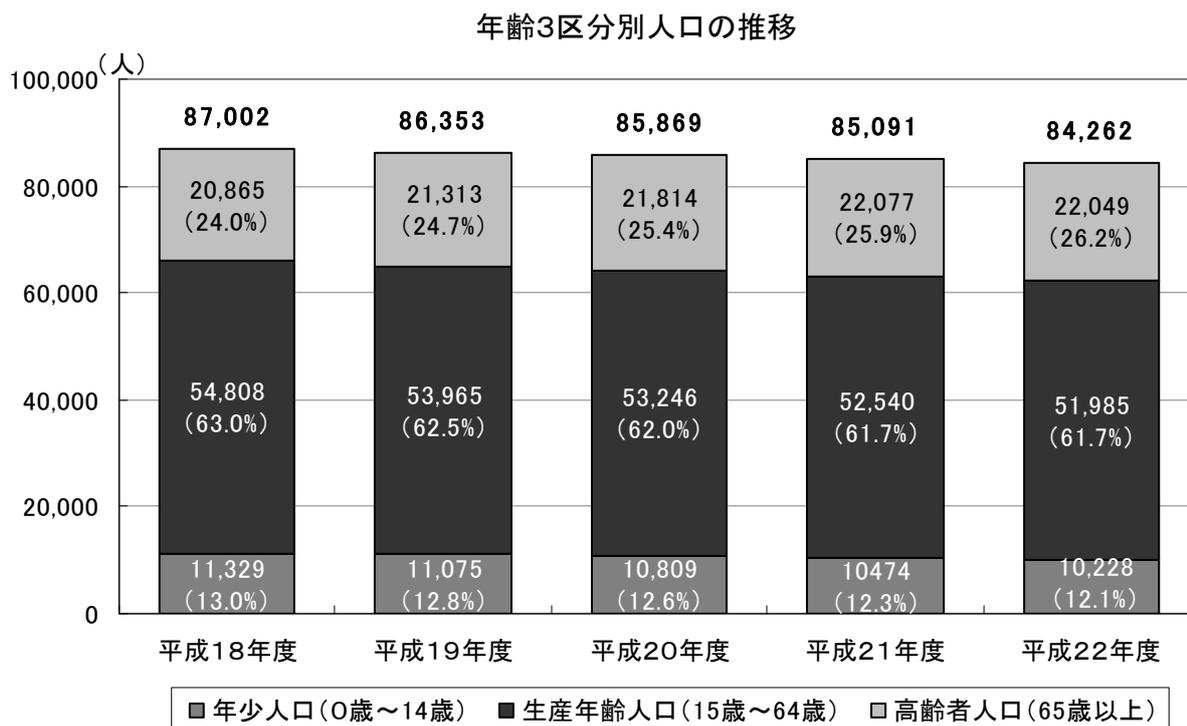
(単位：人、世帯、人/世帯)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	伸び率 (H18→H22)
総人口	87,002	86,353	85,869	85,091	84,262	△3.1%
世帯数	30,543	30,769	31,081	31,209	31,270	2.4%
一世帯当たりの人員	2.85	2.81	2.76	2.73	2.69	△5.6%

資料：住民基本台帳（各年度3月末時点）

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少しているものの、高齢者人口は増加傾向にあり、平成18年度から平成22年度で伸び率は5.7%となっており、高齢者人口の占める割合（高齢化率）は26.2%となっています。



(単位: 人)

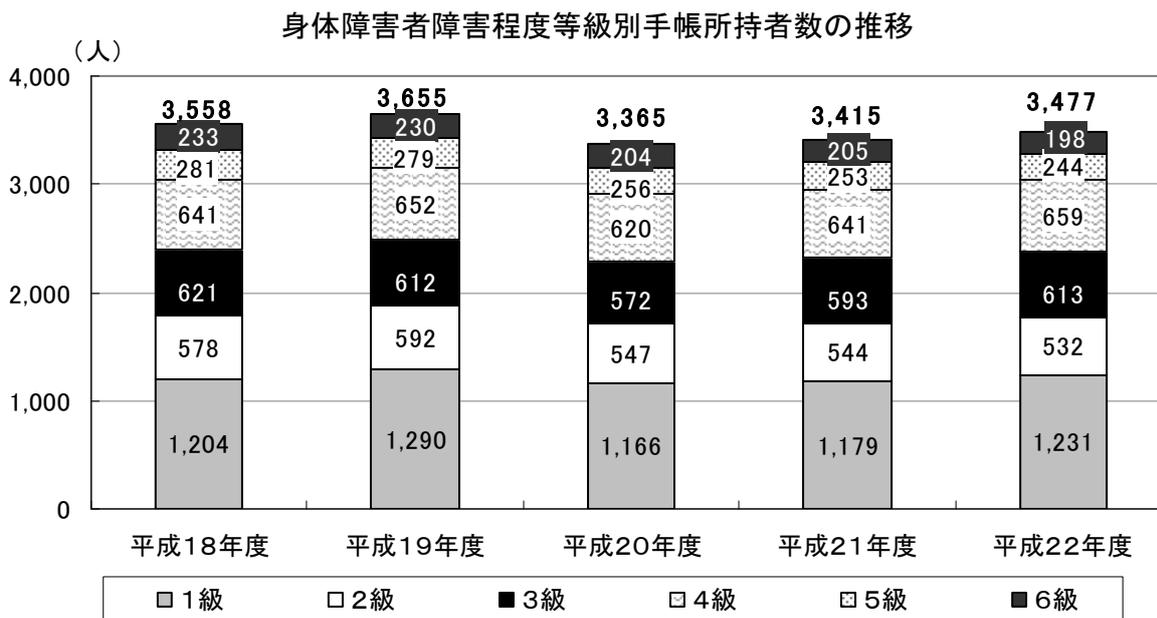
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	伸び率 (H18→H22)
年少人口 (0~14歳)	11,329 13.0%	11,075 12.8%	10,809 12.6%	10,474 12.3%	10,228 12.1%	△9.7%
生産年齢人口 (15~64歳)	54,808 63.0%	53,965 62.5%	53,246 62.0%	52,540 61.7%	51,985 61.7%	△5.2%
高齢者人口 (65歳以上)	20,865 24.0%	21,313 24.7%	21,814 25.4%	22,077 25.9%	22,049 26.2%	5.7%

資料: 住民基本台帳 (各年度3月末時点)

第2節 障害者数の推移

(1) 身体障害*者障害程度等級別手帳所持者数の推移

身体障害者手帳*所持者数は、近年 3,500 人前後の水準で推移しており、平成22年度には3,477 人となっています。手帳の等級については、いずれの年度も1級が30%強の割合で最も多くなっています。



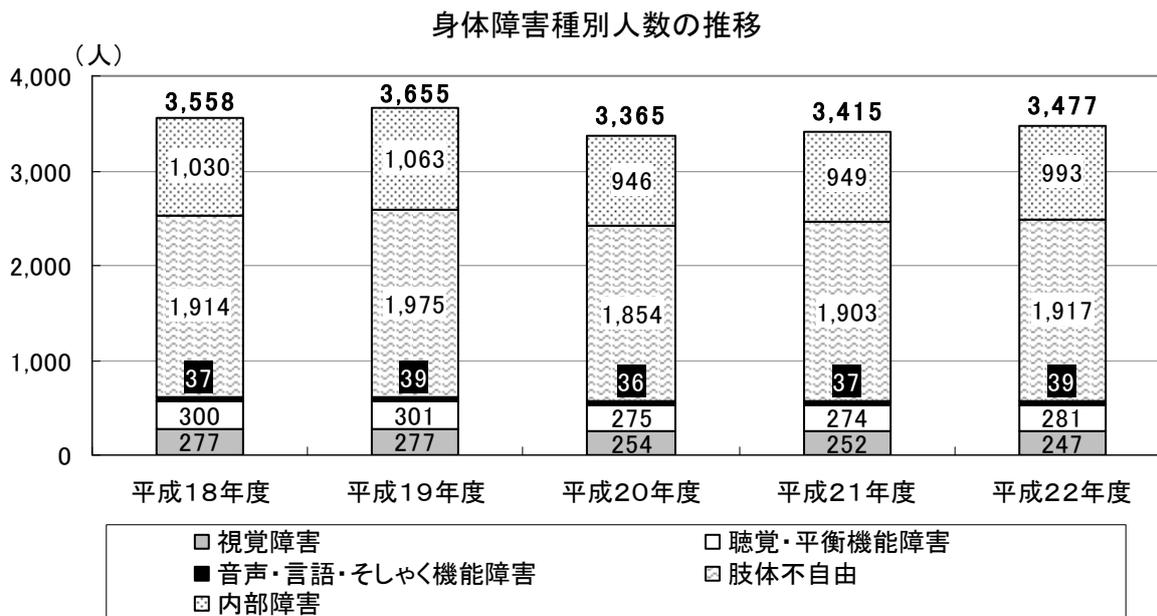
(単位：人)

		H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	伸び率 (H18→H22)
合 計		3,558	3,655	3,365	3,415	3,477	△2.3%
等 級	1 級	1,204 33.8%	1,290 35.3%	1,166 34.7%	1,179 34.5%	1,231 35.4%	2.2%
	2 級	578 16.2%	592 16.2%	547 16.3%	544 15.9%	532 15.3%	△8.0%
	3 級	621 17.5%	612 16.7%	572 17.0%	593 17.4%	613 17.6%	△1.3%
	4 級	641 18.0%	652 17.8%	620 18.4%	641 18.8%	659 19.0%	2.8%
	5 級	281 7.9%	279 7.6%	256 7.6%	253 7.4%	244 7.0%	△13.2%
	6 級	233 6.5%	230 6.3%	204 6.1%	205 6.0%	198 5.7%	△15.0%

資料：福祉行政報告例（各年度3月末時点）

(2) 身体障害種別人数の推移

身体障害の種別は、平成22年度では「肢体不自由」が55.1%で半数以上の割合を占めています。「内部障害」も28.6%と多く、両項目の合計は83.7%と大半の割合を占めています。また、他の障害については平成18年度から平成22年度にかけて、ほぼ横ばいで推移しています。



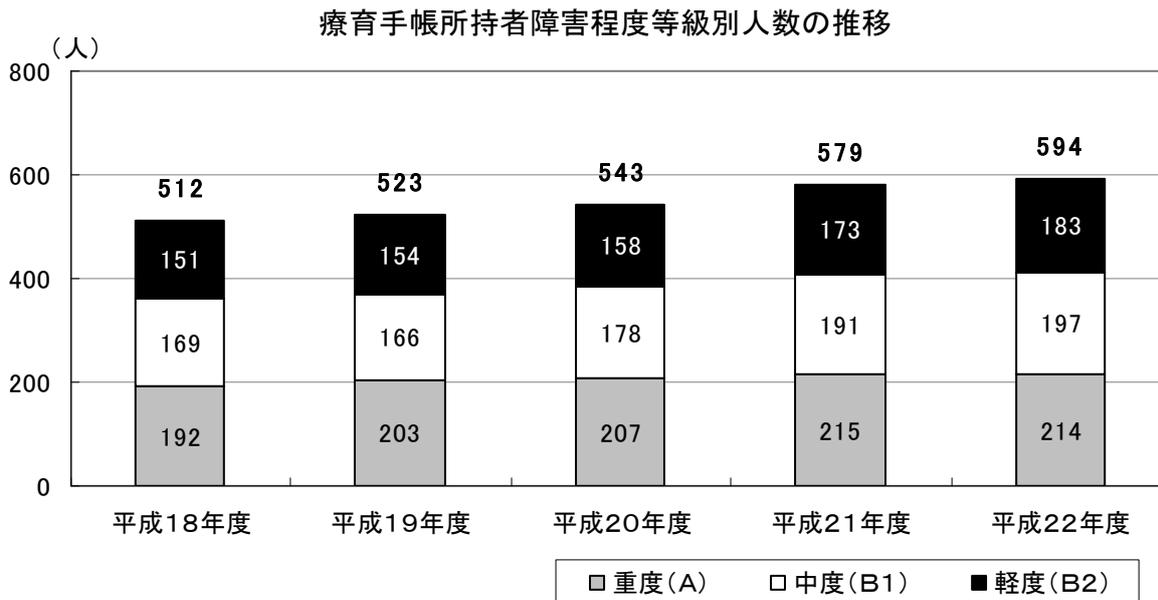
(単位: 人)

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	伸び率 (H18→H22)
合 計		3,558	3,655	3,365	3,415	3,477	△2.3%
障 害 の 種 別	視覚障害	277 7.8%	277 7.6%	254 7.5%	252 7.4%	247 7.1%	△10.8%
	聴覚・平衡 機能障害	300 8.4%	301 8.2%	275 8.2%	274 8.0%	281 8.1%	△6.3%
	音声・言語・ そしゃく機能障害	37 1.0%	39 1.1%	36 1.1%	37 1.1%	39 1.1%	5.4%
	肢体不自由	1,914 53.8%	1,975 54.0%	1,854 55.1%	1,903 55.7%	1,917 55.1%	0.2%
	内部障害	1,030 28.9%	1,063 29.1%	946 28.1%	949 27.8%	993 28.6%	△3.6%

資料: 福祉行政報告例 (各年度3月末時点)

(3) 療育手帳*所持者障害程度等級別人数の推移

療育手帳所持者数は、平成22年度で594人となっており、平成18年度に比べて16%の増加となっています。等級別で見ると、いずれの等級においても人数は増加しています。また、いずれの等級も約30%の構成比となっており、大きな偏りはみられません。



() 内は療育手帳の区分表記を示す。

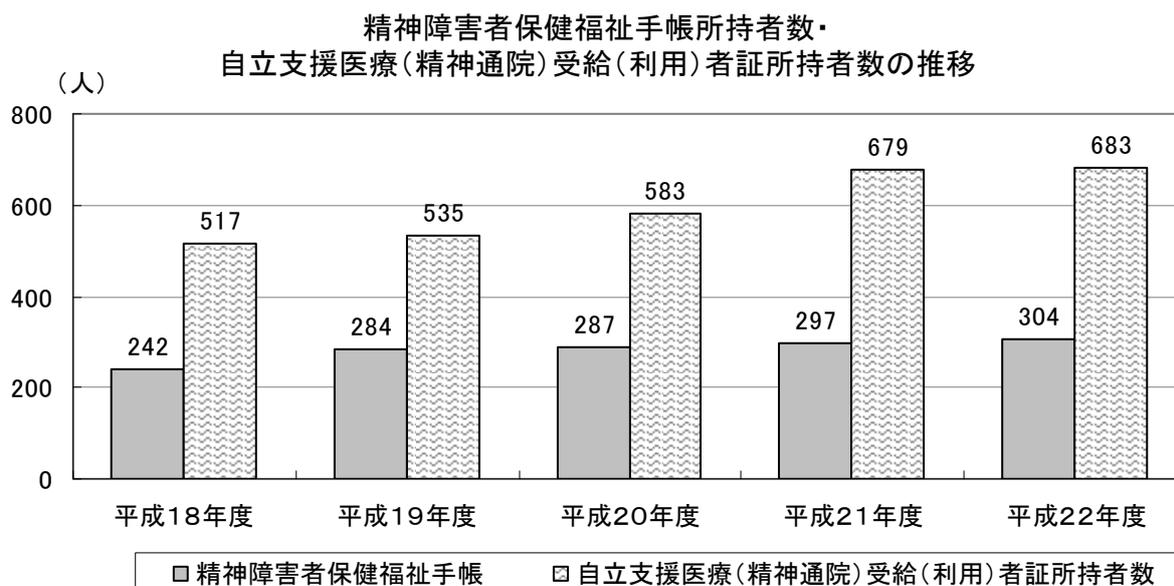
(単位：人)

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	伸び率 (H18→H22)
合 計		512	523	543	579	594	16.0%
等 級	重度 (A)	192 37.5%	203 38.8%	207 38.1%	215 37.1%	214 36.0%	11.5%
	中度 (B1)	169 33.0%	166 31.7%	178 32.8%	191 33.0%	197 33.2%	16.6%
	軽度 (B2)	151 29.5%	154 29.4%	158 29.1%	173 29.9%	183 30.8%	21.2%

資料：福祉行政報告例（各年度3月末時点）

(4) 精神障害*者保健福祉手帳所持者数等の推移

精神障害者保健福祉手帳*所持者数は、平成22年度で304人となっており、平成18年度と比べて25.6%の増加となっています。また、自立支援医療(精神通院)受給(利用)者証所持者数も同様に増加しており、平成22年度では683人で平成18年度と比べて32.1%の増加となっています。



(単位：人)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	伸び率 (H18→H22)
精神障害者保健福祉手帳所持者数	242	284	287	297	304	25.6%
自立支援医療(精神通院)受給(利用)者証所持者数	517	535	583	679	683	32.1%

資料：「精神障害者保健福祉手帳所持者数」…福祉行政報告例(各年度3月末時点)

「自立支援医療(精神通院)受給(利用)者証所持者数」…社会福祉課

第3節 アンケート調査結果から見る障害者を取り巻く現状

(1) 調査概要

①調査の目的

第2期渋川市障害者計画及び第3期渋川市障害福祉計画を策定するにあたり、障害者を取り巻く課題や障害者のニーズなどを把握し、計画の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

②調査の対象者

調査区分	対象
①身体障害者	身体障害者手帳所持者全員
②知的障害*者	療育手帳所持者全員
③精神障害者	精神障害者保健福祉手帳所持者全員
④その他の市民	渋川市在住で20歳以上のその他の市民男女 1,000人 (無作為抽出)
⑤障害者団体	市内で活動する障害者団体
⑥障害福祉サービス提供事業所	渋川市の障害者の利用実績がある事業所

③調査方法と実施期間

調査方法： 郵送配布、郵送回収

実施期間： 平成22年9月8日～平成22年9月21日

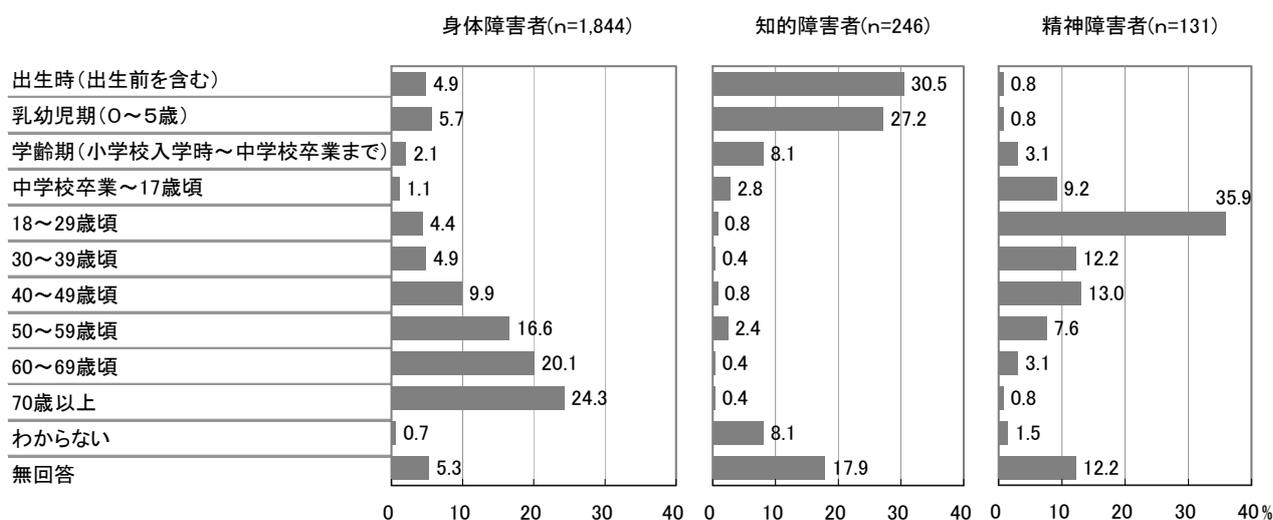
④回収結果

調査区分	配布件数	回収件数	回収率
①身体障害者	3,242	1,844	56.9%
②知的障害者	508	246	48.4%
③精神障害者	278	131	47.1%
④その他の市民	1,000	413	41.3%
⑤障害者団体	20	12	60.0%
⑥障害福祉サービス提供事業所	107	70	65.4%
全体計	5,155	2,716	52.7%

(2) 障害者アンケート調査結果の概要

①障害が生じた時期

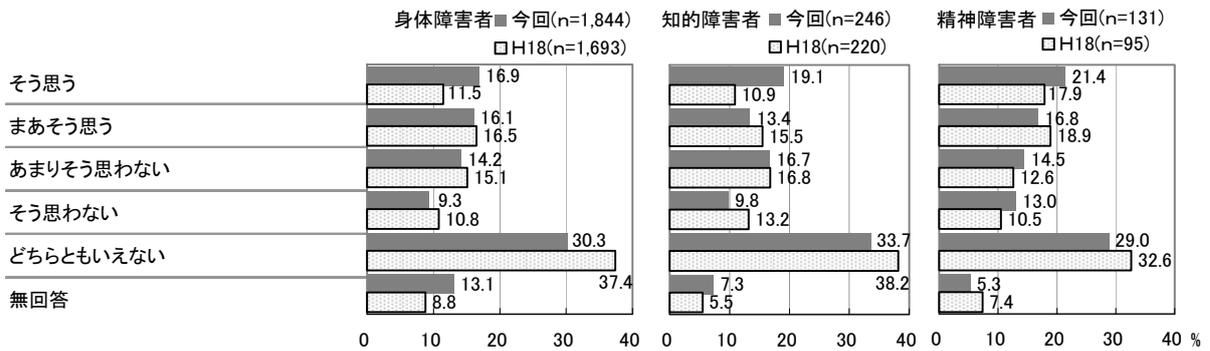
障害が生じた時期は、障害の種別により特徴があり、身体障害者では「40～49歳頃」以降で障害が発生した割合が多く、精神障害者では「18～49歳頃」の青年期から中年期にかけて障害の発生が多い傾向にあります。世代に応じた支援が必要であるといえます。



② 渋川市の住みやすさ

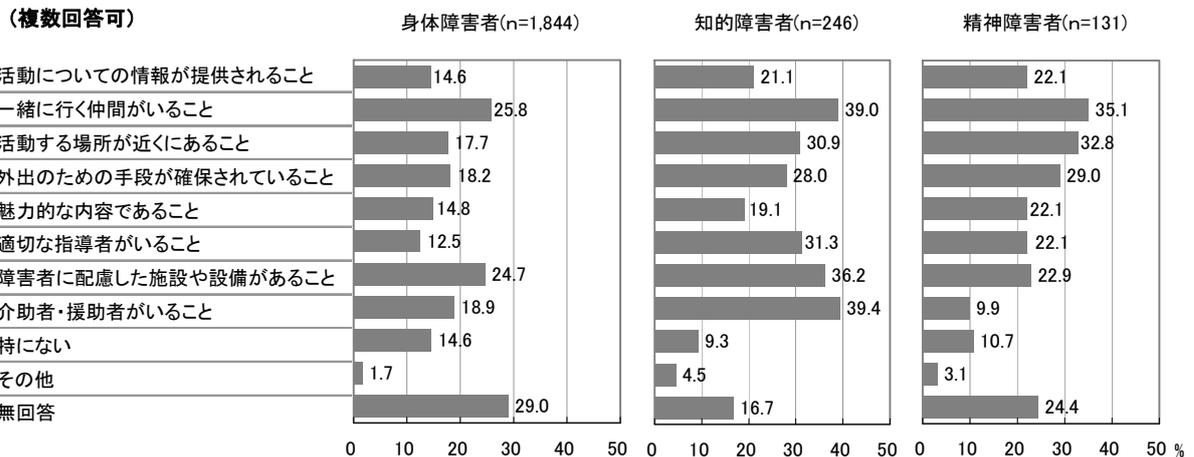
渋川市が障害者にとって住みやすいかについては、どの障害も「どちらともいえない」が約3割で最も多くなっています。「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた肯定的な評価の割合は、身体障害者で33.0%、知的障害者で32.5%、精神障害者で38.2%となっており、「そう思わない」と「あまりそう思わない」を合わせた否定的な評価は、身体障害者で23.5%、知的障害者で26.5%、精神障害者で27.5%となっており、障害の種別による住みやすさ評価の差はあまりないといえます。

平成18年度の調査結果と比較すると、「そう思う」の割合は3障害とも増加しており、特に知的障害者では8.2ポイントの増加となっています。また、身体障害者と知的障害者では「あまりそう思わない」と「そう思わない」の割合は減少していますが、精神障害者では両項目ともやや増加する結果となっていますので、住みやすさについての支援が求められています。



③ 活動するために必要な条件

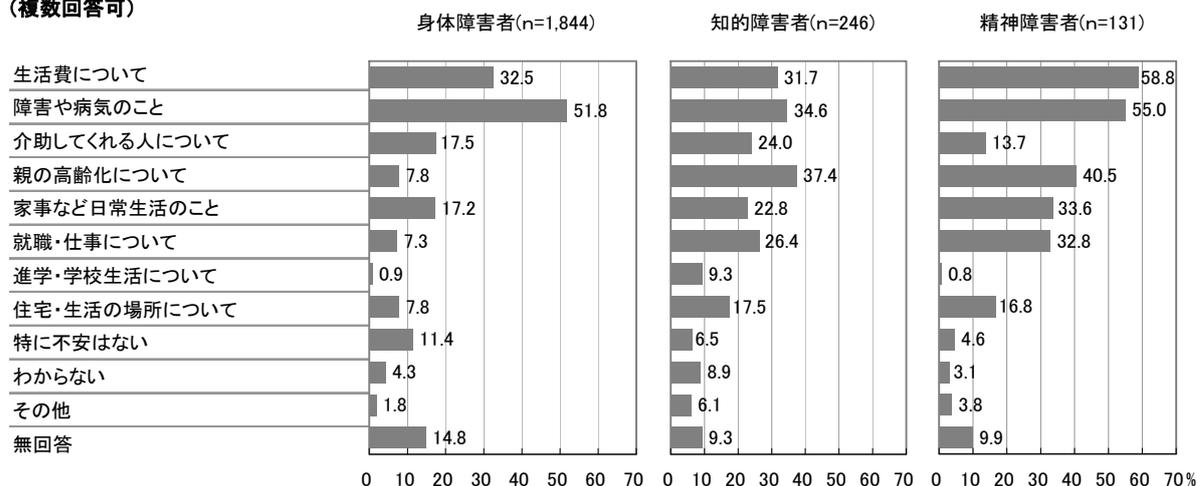
活動をするために必要な条件については、どの障害においても高い割合で「一緒に行く仲間がいること」となっています。また、知的障害者では「介助者・援助者がいること」も約40%となっており、介助者・援助者がいることが必要となっています。



④現在や今後の生活で不安なこと

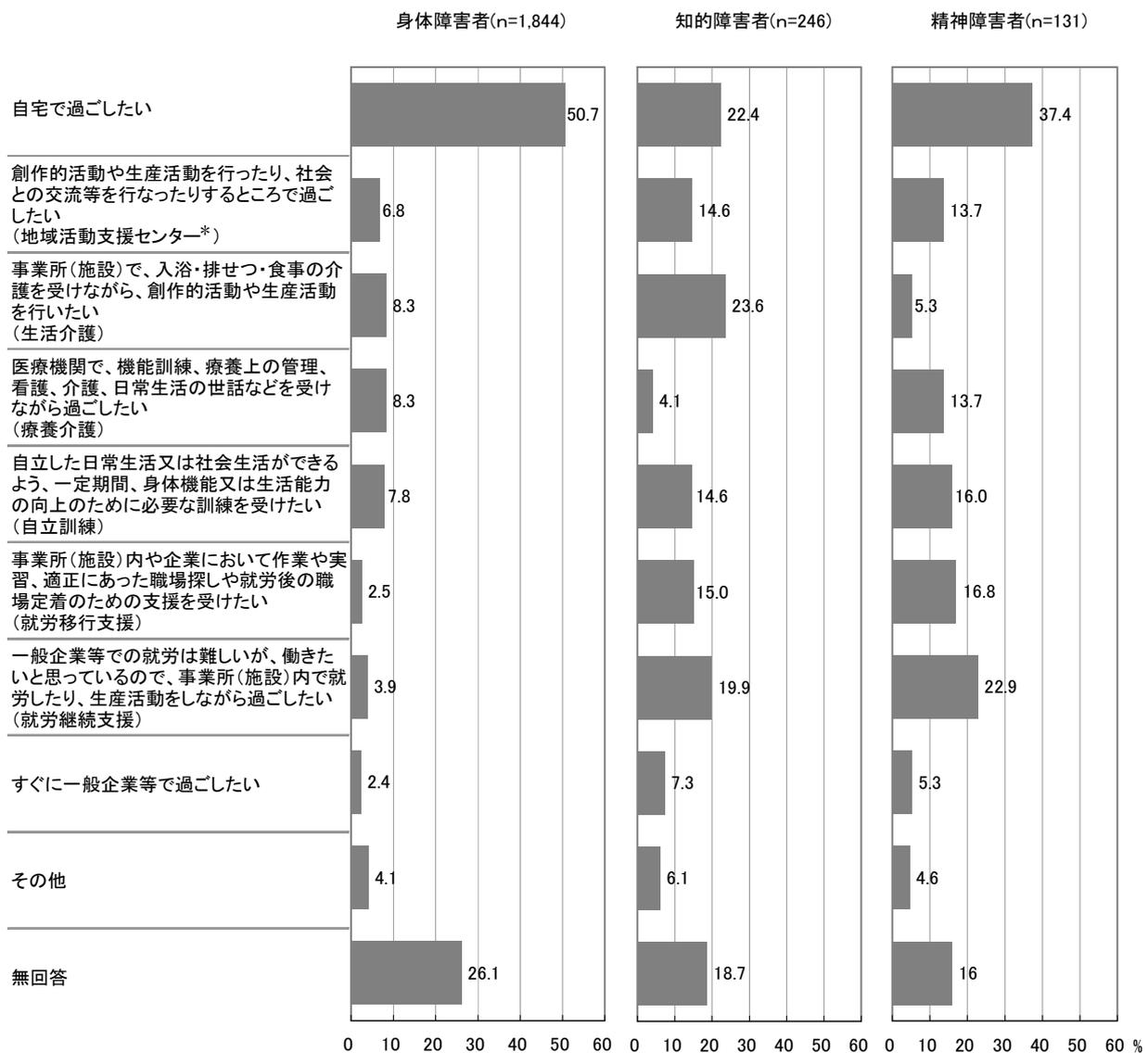
現在や今後の生活で不安なことは、身体障害者では「障害や病気のこと」が51.8%、「生活費について」が32.5%で、この2項目において特に割合が多くなっています。知的障害者では「親の高齢化について」が37.4%で最も多く、ほかに「生活費について」や「就職・仕事について」など生活に対しての不安が多いと考えられます。精神障害者では、「生活費について」と「障害や病気のこと」が半数を超える割合が多くなっています。また、「親の高齢化について」も40.5%と割合が多く、知的障害者と精神障害者では、今後の生活について、親の高齢化や経済的に自立した生活ができるかに大きな不安があるということがうかがえるため、障害のある人もない人も、共に市民として理解を深め、住み慣れた地域で障害者が暮らしていけるよう支えていくことが大切であるといえます。

(複数回答可)



⑤今後、希望する日中の過ごし方

今後、希望する日中の過ごし方については、身体障害者は「自宅で過ごしたい」が50.7%と多くなっています。知的障害者と精神障害者においても「自宅で過ごしたい」が多いものの、「一般企業等での就労は難しいが、働きたいと思っているので、事業所（施設）内で就労したり、生産活動をしながら過ごしたい」、「事業所（施設）内や企業において作業や実習、適正にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を受けたい」といった就労支援関係や「事業所（施設）で、入浴・排せつ・食事の介護を受けながら、創作的活動や生産活動を行いたい」、「自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を受けたい」といった生活するために必要な訓練を受けたりする場を求める回答が、身体障害者に比べて多くなっています。

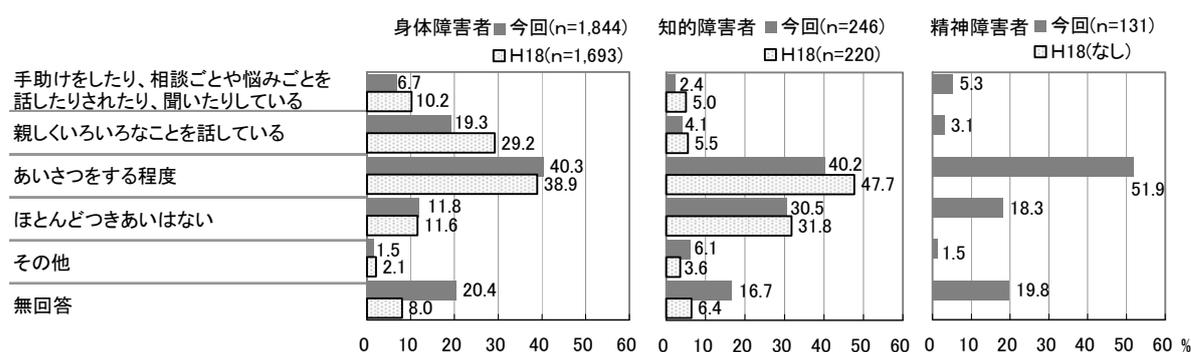


⑥地域とのかかわり

ア 隣近所の人とのつきあい方

隣近所の人とのつきあい方は、いずれの障害も「あいさつをする程度」が最も多くなっています。しかし、身体障害者では、次いで多いのが「親しくいろいろなことを話している」が19.3%であるのに対して、知的障害者と精神障害者では「ほとんどつきあいが無い」がそれぞれ30.5%と18.3%で多くなっており、日常的にあまり地域とコミュニケーションが取れていないことがうかがえます。

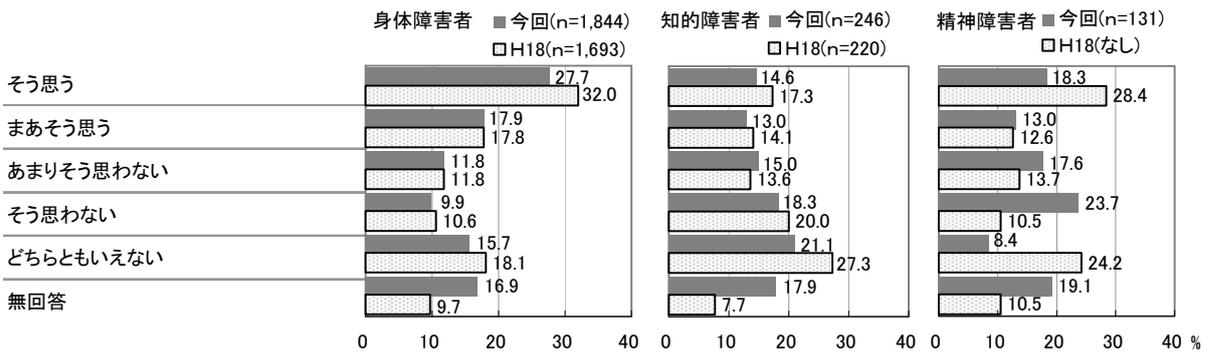
平成18年度の調査結果と比較すると、地域とのコミュニケーションが比較的多いと考えられる身体障害者において、「手助けしたり、相談ごとや悩みごとを話したりされたり、聞いたりしている」や「親しくいろいろなことを話している」の割合が減少しており、地域とのかかわりがやや薄くなっていることが考えられるため、地域住民とのふれあいを深めていくことが求められています。



イ 地域の人の支え

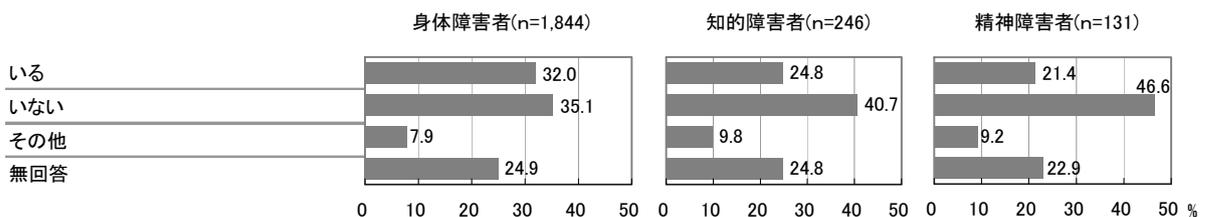
隣近所の人に支えられていると思うかについては、「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた肯定的な評価は身体障害者で45.6%、知的障害者で27.6%、精神障害者で31.3%となっています。一方、「そう思わない」と「あまりそう思わない」を合わせた否定的な評価では、身体障害者で21.7%、知的障害者で33.3%、精神障害者で41.3%となっており、知的障害者と精神障害者は身体障害者に比べて地域であまり支えられていないと感じている人の割合が多くなっています。

平成18年度の調査結果と比較すると、3障害とも「そう思う」の回答は減少しています。特に精神障害者でその傾向は顕著に表れており、「そう思う」の割合が10.1ポイント減少する一方で、「そう思わない」は13.2ポイント増加していることから、障害のある人もない人も、共に市民として理解を深め、住み慣れた地域で障害者が暮らしていけるよう支えていくことが大切であるといえます。



ウ 災害時に助けてくれる人の有無

災害時に家族が不在の場合、地域に助けてくれる人がいるかについては、「いる」との回答が身体障害者で32.0%、知的障害者で24.8%、精神障害者で21.4%となっています。一方、「いない」との回答は身体障害者で35.1%、知的障害者で40.7%、精神障害者で46.6%と、身体障害者に比べて知的障害者と精神障害者では「いない」の割合がやや多くなっているため、災害時の支援や安全対策がより一層求められています。

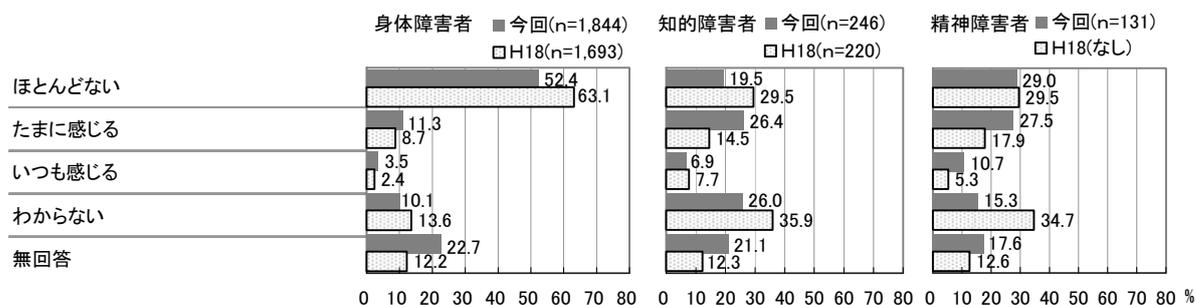


⑦差別や人権侵害

ア 差別や人権侵害を感じること

差別や人権侵害を感じることの有無については、「たまに感じる」と「いつも感じる」の合計が、身体障害者では14.8%であるのに対して、知的障害者では33.3%、精神障害者では38.2%と多くなっています。

平成18年度調査の結果と比較すると、「ほとんどない」の割合は全体的に減少する傾向にあるのに対して、「たまに感じる」と「いつも感じる」を合わせた割合は増加しており、特に知的障害者で11.1ポイント、精神障害者で15.0ポイント増加しています。障害者自身が差別や人権侵害とを感じる場面に遭遇する機会が増えていることが考えられるため、教育現場や地域社会での差別や人権侵害行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図ることが求められています。



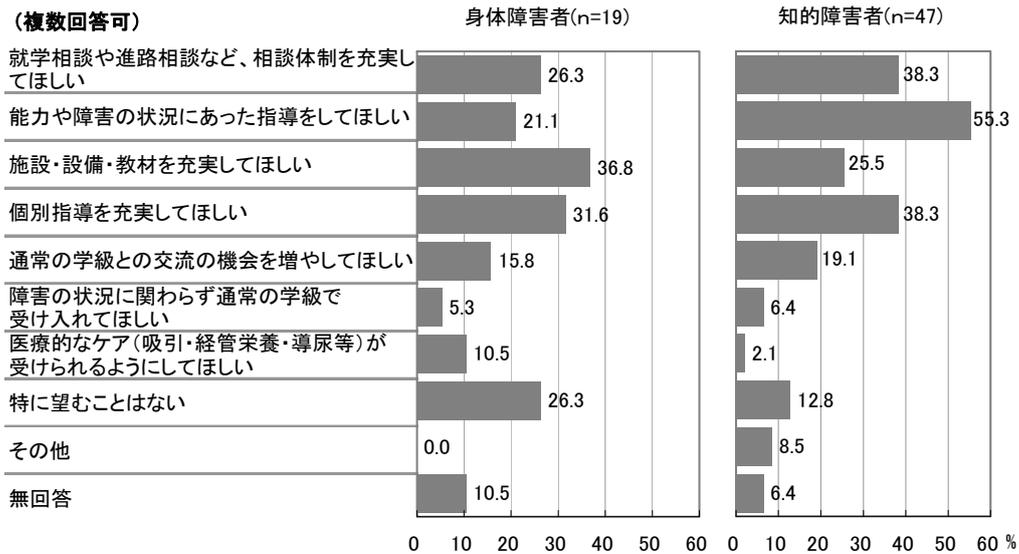
イ 差別や人権侵害を感じる時(上位5項目)

差別や人権侵害を感じる時は、いずれの障害も共通で割合が多い項目として、「仕事や収入」、「隣近所につきあい」、「街角での人の視線」の3項目があげられます。そのため、ノーマライゼーション*の考え方の浸透を図り、市民の障害に対する理解を一層深めることと、ハローワーク等と連携して障害者の雇用機会を確保するとともに、就労に向けた訓練を充実させることで、障害者の自立を支援する必要があります。

(複数回答可)	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 (n=274)	街角での人の視線 27.7%	隣近所につきあい 21.9%	仕事や収入 20.1%	道路や建物の整備 20.1%(同位)	交通機関の利用 16.1%
知的障害者 (n=82)	街角での人の視線 50.0%	仕事や収入 28.0%(同位)	店などでの対応態度 28.0%(同位)	隣近所につきあい 20.7%	教育の機会 18.3%
精神障害者 (n=50)	仕事や収入 50.0%	隣近所につきあい 34.0%	街角での人の視線 24.0%	福祉関係従事者の対応 10.0%	地域行事・地域活動 交通機関の利用 8.0%

⑧幼稚園・学校などに望むこと

幼稚園や学校などに望むことについては、身体障害者では「施設・設備・教材を充実してほしい」と「個別指導を充実してほしい」が30%以上で多くなっていますが、知的障害者では「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」が55.3%で半数以上の割合となっており、障害の種類に応じた柔軟な対応が求められています。



⑨虐待を受けた場合に相談すると思う場所(上位5項目)

虐待を受けた場合に相談すると思う場所については、いずれの障害も、20%前後「市の福祉相談窓口」と回答があります。「市の福祉相談窓口」の認知度は、広まりつつあることがうかがえます。

(複数回答可)	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 (n=1,844)	市の福祉相談窓口 25.2%	友人・知人 14.8%	病院・診療所 10.1%	誰かに相談することはまれである 9.1%	民生委員・児童委員 8.5%
知的障害者 (n=246)	福祉施設や地域活動支援センターなどの職員 27.6%	市の福祉相談窓口 21.1%	学校の先生や職場の仲間 10.6%	友人・知人 9.3%	障害者相談支援事業所 児童相談所 誰かに相談することはまれである 8.1%
精神障害者 (n=131)	病院・診療所 42.0%	市の福祉相談窓口 19.8%	友人・知人 16.8%	福祉施設や地域活動支援センターなどの職員 16.0%	障害者就業・生活支援センター 9.2%

⑩今後、重要だと思う福祉施策(上位5項目)

今後、重要だと思う施策については、身体障害者は「年金・各種手当などの制度の周知」、「安全・安心まちづくり」を求める回答が多い傾向にあります。一方、知的障害者や精神障害者では、「障害福祉サービスの充実」を求めるほか、「就労に関する支援」を求める割合が多い傾向にあります。そのため、障害者に係る年金や手当等の周知を積極的に行い、障害者の経済的な支援を充実させることが求められています。また、身体・知的・精神障害者のいずれから、「障害福祉サービスの充実」が求められています。さらに、知的障害者と精神障害者では就労支援に対する要望が高いため、「就労に関する支援」や「障害福祉サービスの充実」を図る必要があります。

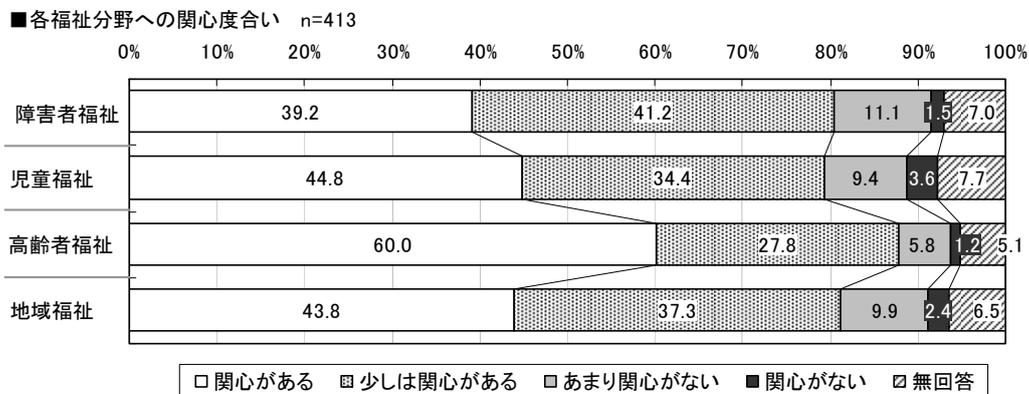
(複数回答可)	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 (n=1,844)	年金・各種手当などの制度の周知	安全・安心のまちづくり (防犯・防災体制の整備)	医療・リハビリテーション*の充実	障害福祉サービスの充実	交通・移動手段の整備充実
	17.3%	17.2%	17.1%	16.3%	15.3%
知的障害者 (n=246)	障害福祉サービスの充実	一般就労が困難な障害者の就労機会の拡大	年金・各種手当などの制度の周知	一般就労を希望する障害者のための就労支援	特別支援教育*や障害児への進路指導の充実 安全・安心のまちづくり (防犯・防災体制の整備)
	21.5%	21.1%	20.3%	19.5%	15.4%
精神障害者 (n=131)	一般就労を希望する障害者のための就労支援	障害福祉サービスの充実	年金・各種手当などの制度の周知	交通・移動手段の整備充実	安全・安心のまちづくり (防犯・防災体制の整備)
	22.1%	22.1%(同位)	22.1%(同位)	18.3%	17.6%

※上位5項目以外の結果については、28頁、29頁の資料編を参照ください。

(3) その他の市民アンケート結果の概要

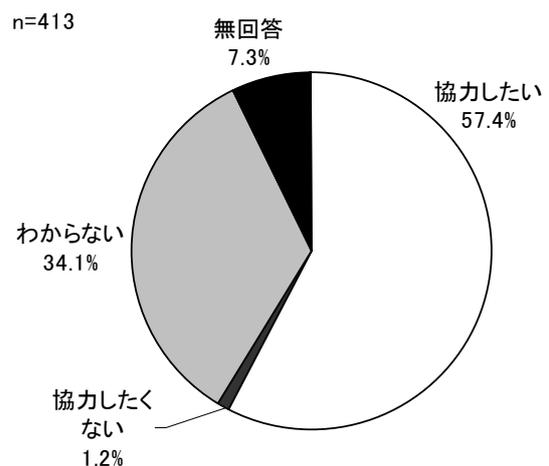
①福祉への関心

「障害者福祉」への関心の度合いは、「関心がある」が39.2%、「少しは関心がある」が41.2%となっており、合計で80.4%が関心を持っていることとなります。同じように、「児童福祉」では79.2%、「高齢者福祉」では87.8%、「地域福祉」では81.1%となっており、一様に福祉への関心が高いことがうかがえるため、今後は、市民が福祉に関わりやすくなるような環境を整える必要があります。



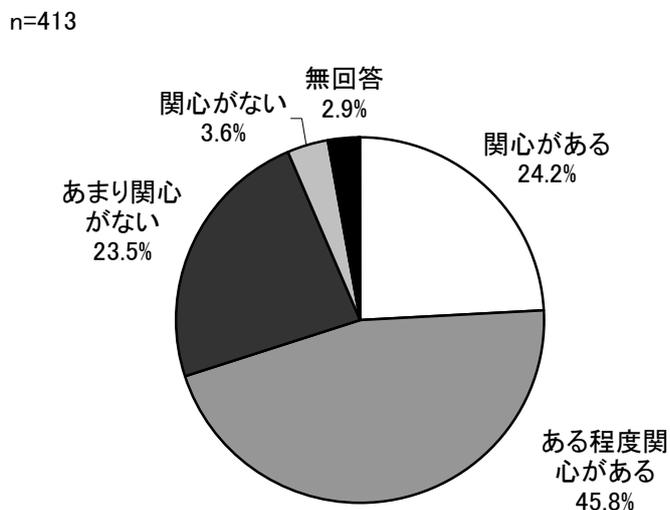
②災害時の避難支援の協力

災害時に、登録された障害者の避難支援に協力したいと思うかについては、「協力したい」が57.4%で半数以上が協力的な回答となっており、今後は個人情報の問題と、併せて市民の災害時援護体制の関わり方を検討する必要があります。



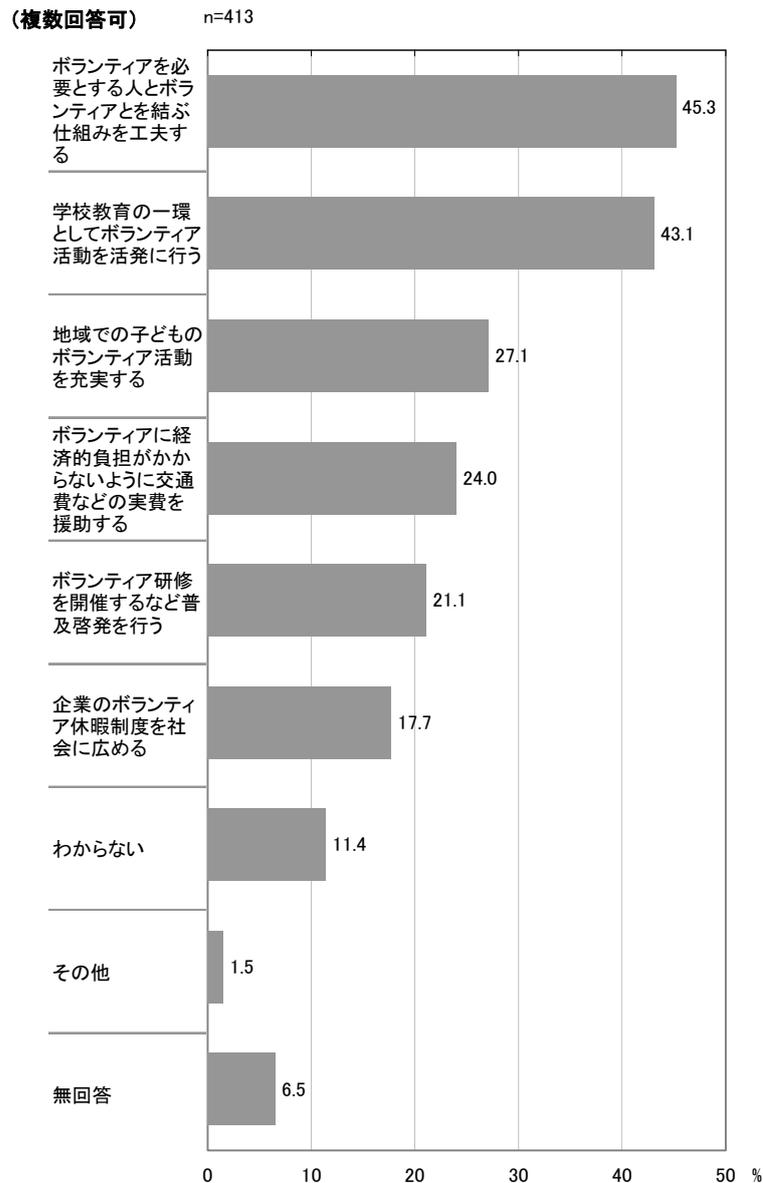
③ボランティア活動への関心

ボランティア活動への関心については、「ある程度関心がある」が45.8%で最も多く、次いで「関心がある」が24.2%で、両項目併せて70.0%になります。大半の市民がボランティア活動に関心を寄せており、こうした市民をボランティア活動へ円滑に結びつける必要があります。



④ボランティアの環を広げるために必要なこと

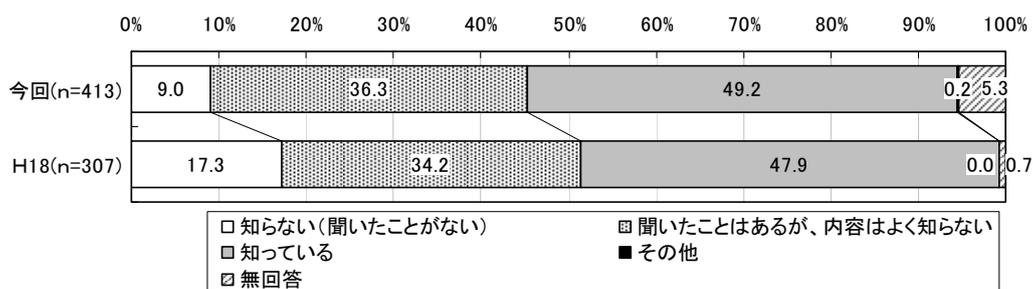
ボランティアの環を広げるために必要なことについては、「ボランティアを必要とする人とボランティアとを結ぶ仕組みを工夫する」が45.3%で最も多く、次いで「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」が43.1%と、それぞれ40%以上の回答となっています。学校におけるボランティア教育と、限られた人材を効果的に活用できるコーディネート*機能や仕組みの構築が求められています。



⑤障害者の雇用

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて一定の割合の障害者を雇用する決まりがあることについては、「知っている」が 49.2%でおよそ 2 人に 1 人の割合となっています。一方、「知らない(聞いたことがない)」と「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」といった“知らない”とする割合は 45.3%で、「知っている」とほぼ同じ割合となっています。

平成 18 年度調査の結果と比較すると、「知らない(聞いたことがない)」の回答は 8.3 ポイント減少する一方、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」は 2.1 ポイント、「知っている」は 1.3 ポイント増加しており、わずかですが制度が周知されつつあることがうかがえます。そのため、制度の周知が進んでいるとはいえ、依然として半数近い割合で「内容をよく知らない」という回答が多いため、更なる制度周知を図り、障害者雇用の意識を高める必要があります。



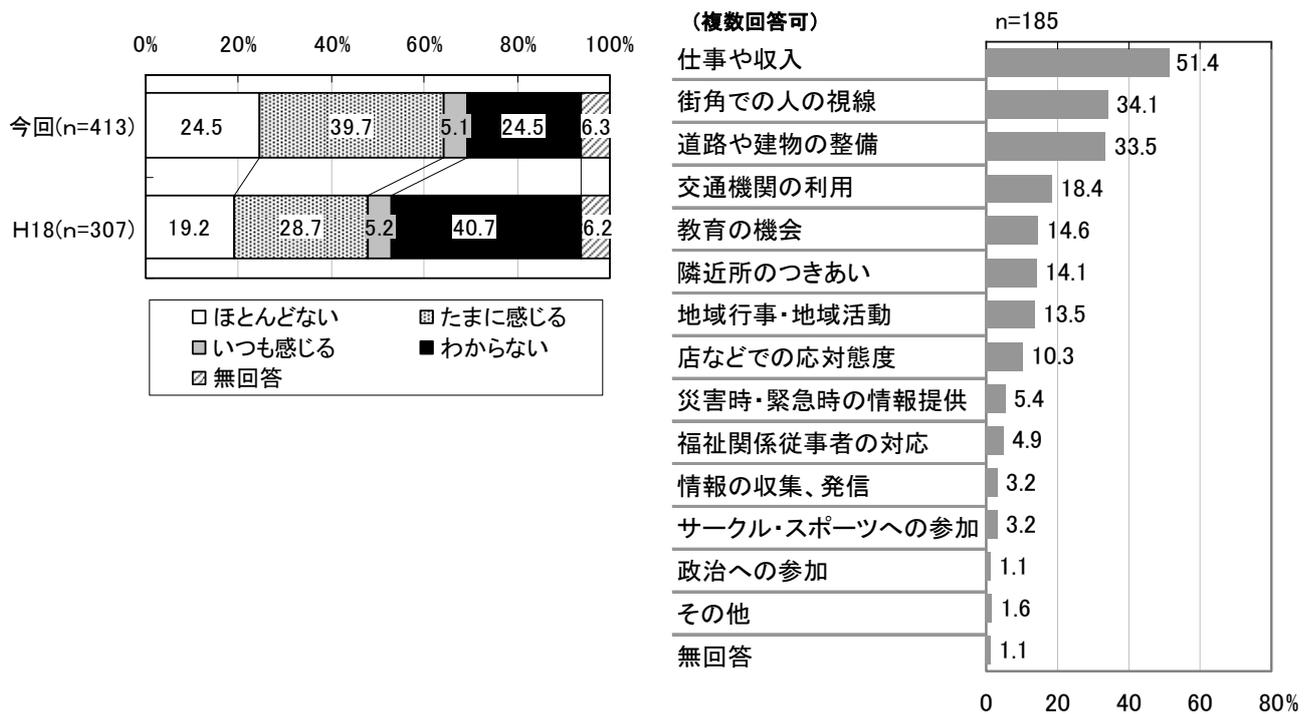
⑥差別や人権侵害

障害者に対する差別や人権侵害を感じるかについては、「たまに感じる」が 39.7%で最も多く、「いつも感じる」の 5.1%と合わせて 44.8%が障害者の差別や人権侵害を感じたことがある回答となっています。

平成18年度の調査結果と比較すると、「ほとんどない」の回答は 5.3ポイント増加しているものの、「たまに感じる」も 11.0ポイント増加しています。また、「わからない」の回答が 16.2ポイント減少しており、障害者に関する問題意識や関心が高まっていることが考えられます。

どのようなときに差別や人権侵害を感じるかについては、「仕事や収入」が 51.4%で最も多くなっています。次いで多いのが「街角での人の視線」の 34.1%、「道路や建物の整備」の 33.5%となっています。

「仕事や収入」、「街角での人の視線」の割合が高いため、障害に対する理解や正しい知識の普及に努める必要があります。

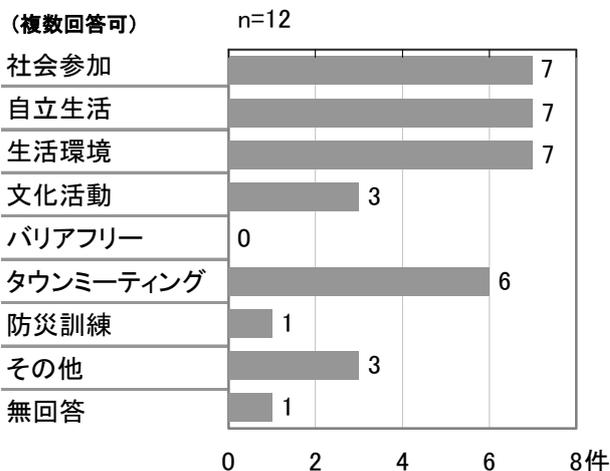


(4) 障害者団体アンケート結果の概要

①活動内容

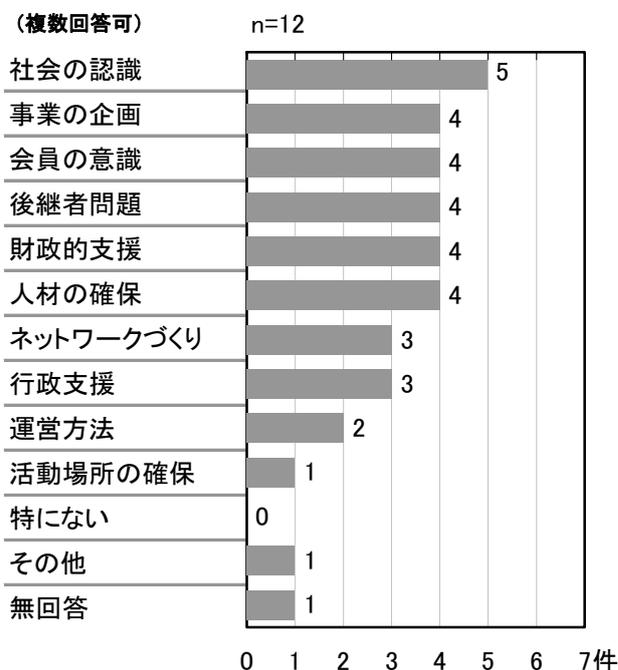
団体の活動内容は、「社会参加」、「自立生活」、「生活環境」がそれぞれ7件で最も多く、次いで「タウンミーティング」が6件となっています。

「その他」の項目では、「健康増進」、「障害児の集まり」といった回答がありました。



②活動をする上で困っていること

団体が活動をする上で困っていることについては、「社会の認識」が5件で最も多くなっています。次いで、「事業の企画」、「会員の意識」、「後継者問題」、「財政的支援」、「人材の確保」が4件となっており、うち3項目は人材という内的な要因があがっており、団体の継続的な運営に向けて、活動を担う人づくりの支援を行う必要があります。

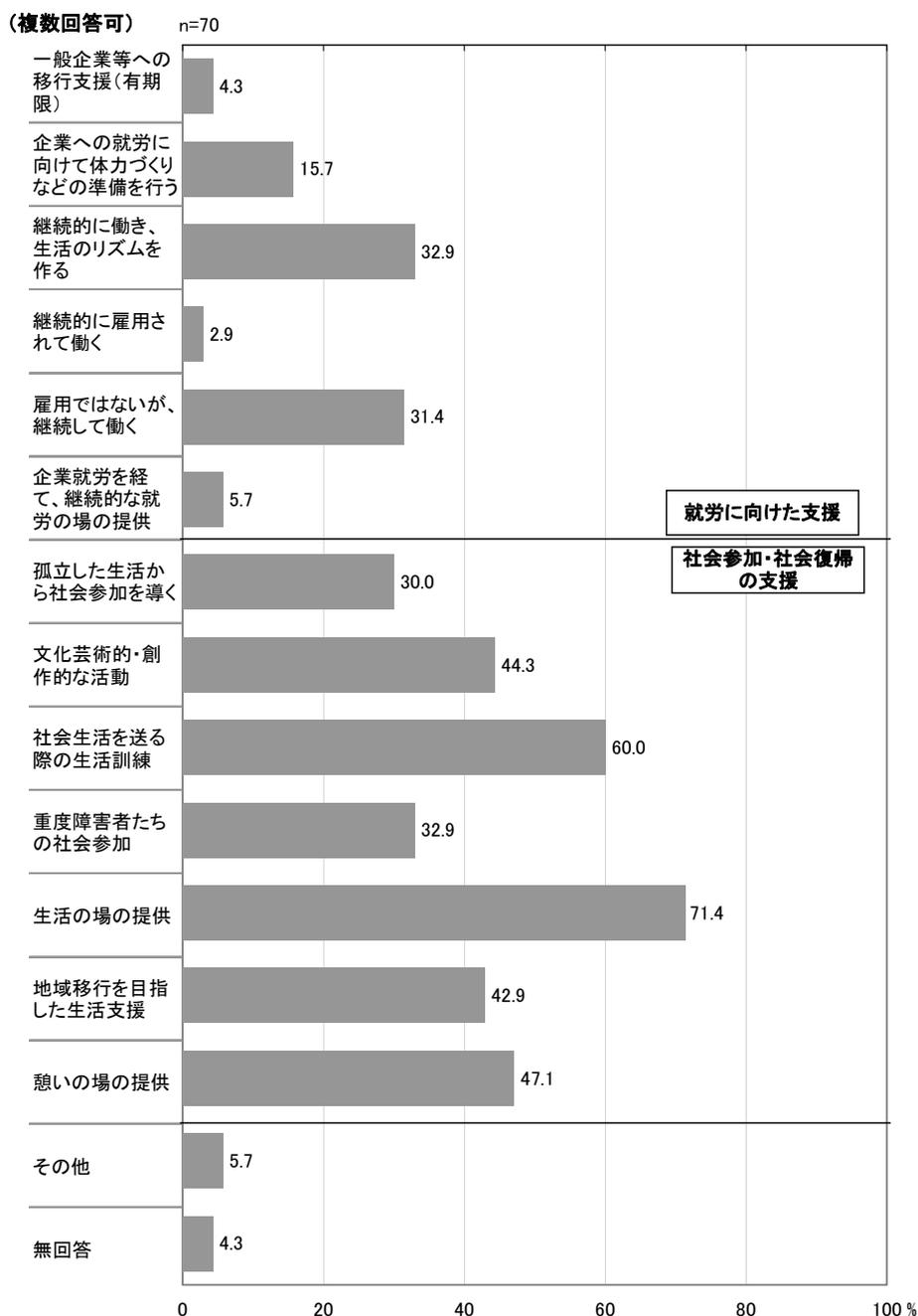


(5) サービス提供事業所アンケート結果の概要

①活動内容

事業所の活動内容は、「生活の場の提供」が 71.4%で最も多く、次いで「社会生活を送る際の生活訓練」が 60.0%となっています。就労に向けた支援では、「継続的に働き、生活のリズムを作る」が 32.9%、「雇用ではないが、継続して働く」が 31.4%となっています。

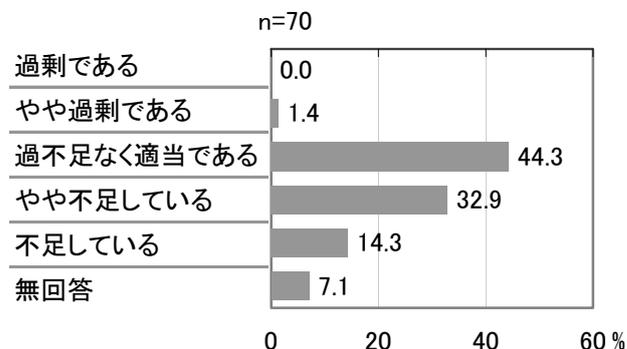
社会参加・社会復帰の支援に関する事業内容に比べ、就労に向けた支援を行う事業の割合が少なくなっており、障害者の就労ニーズを把握し、適切な就労支援サービスの充実を図る必要があります。



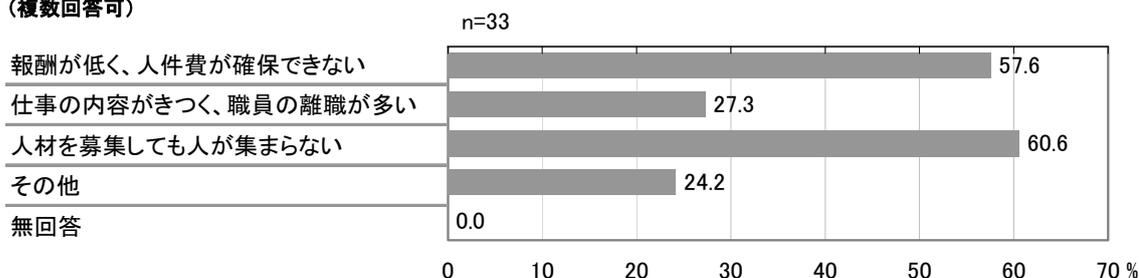
②職員について

職員の数については、「過不足なく適当である」が44.3%で最も多いものの、「やや不足している」と「不足している」を合わせて47.2%と、約半数が不足気味であることがうかがえます。

職員不足の要因としては、「人材を募集しても人が集まらない」と「報酬が低く、人件費が確保できない」に約60%の回答があります。



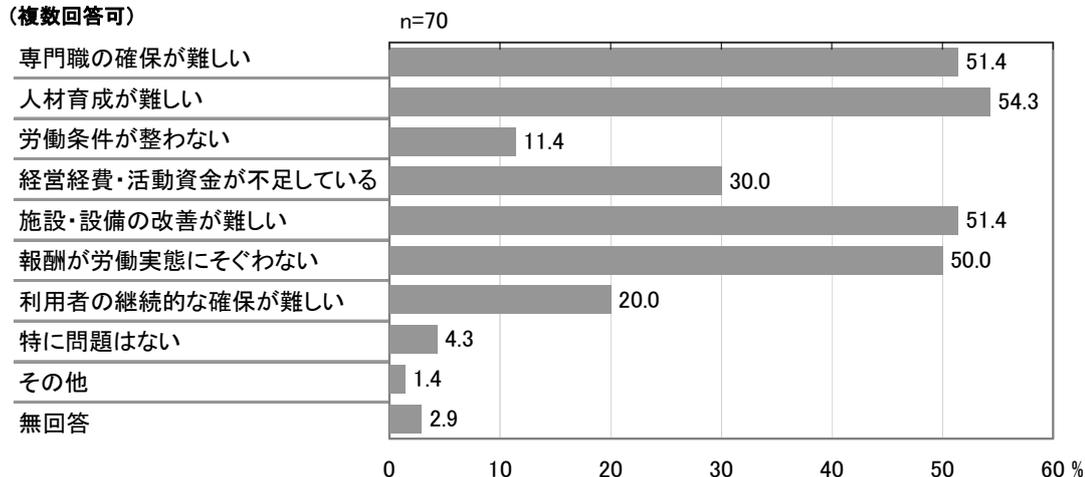
(複数回答可)



③事業所運営の問題点

事業所を運営するにあたっての問題では、「人材の育成が難しい」が54.3%で最も多く、次いで「専門職の確保が難しい」が51.4%となっています。また、「施設・設備の改善が難しい」にも51.4%の回答があります。「報酬が労働実態にそぐわない」とする回答も50.0%あり、制度を要因とする割合も多くなっています。「特に問題はない」の回答はわずか4.3%となっています。円滑な運営に向けて、国の補助制度等の活用を積極的に行う必要があります。

(複数回答可)

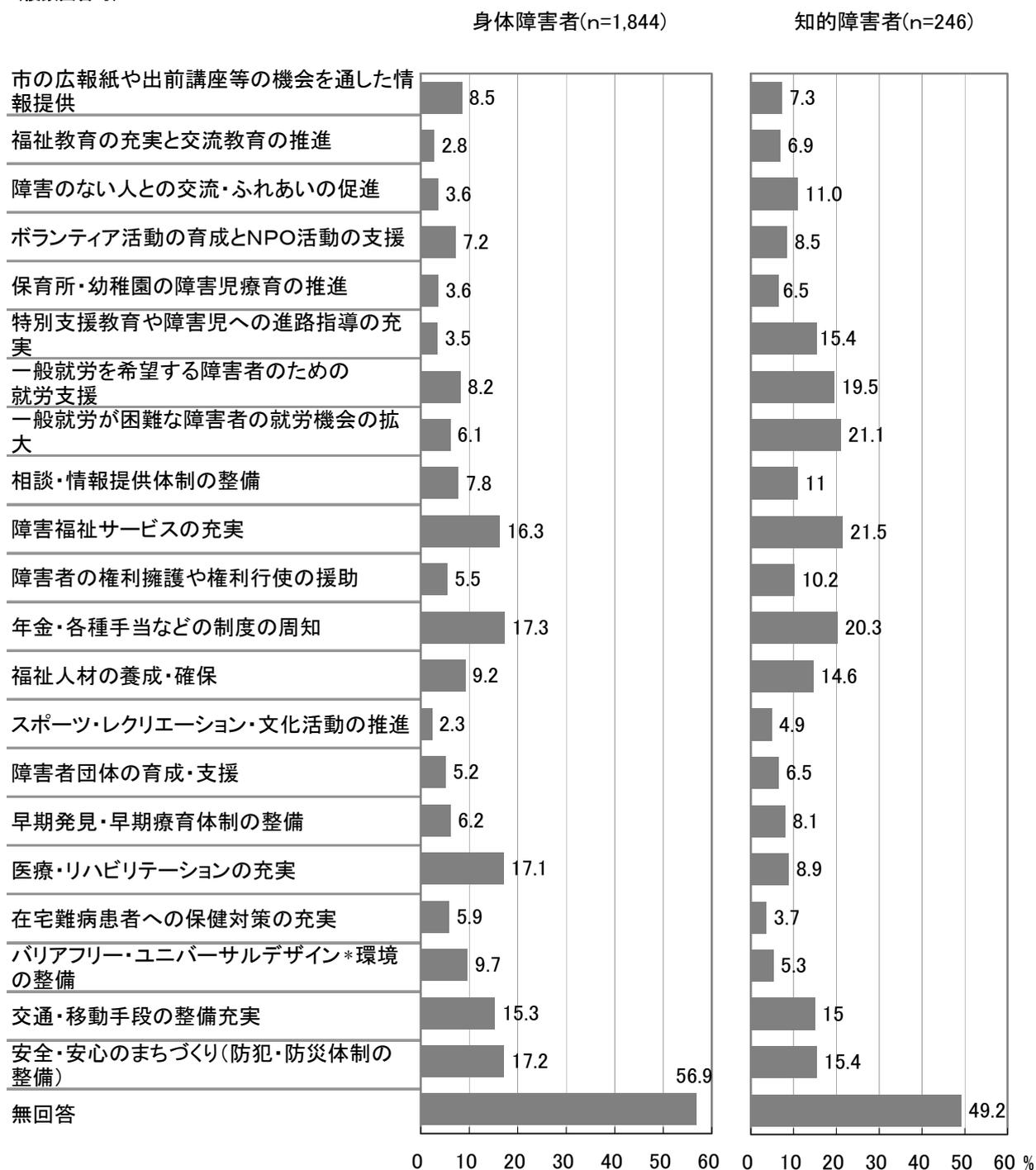


資料編

アンケートの結果(今後、重要だと思う福祉施策)

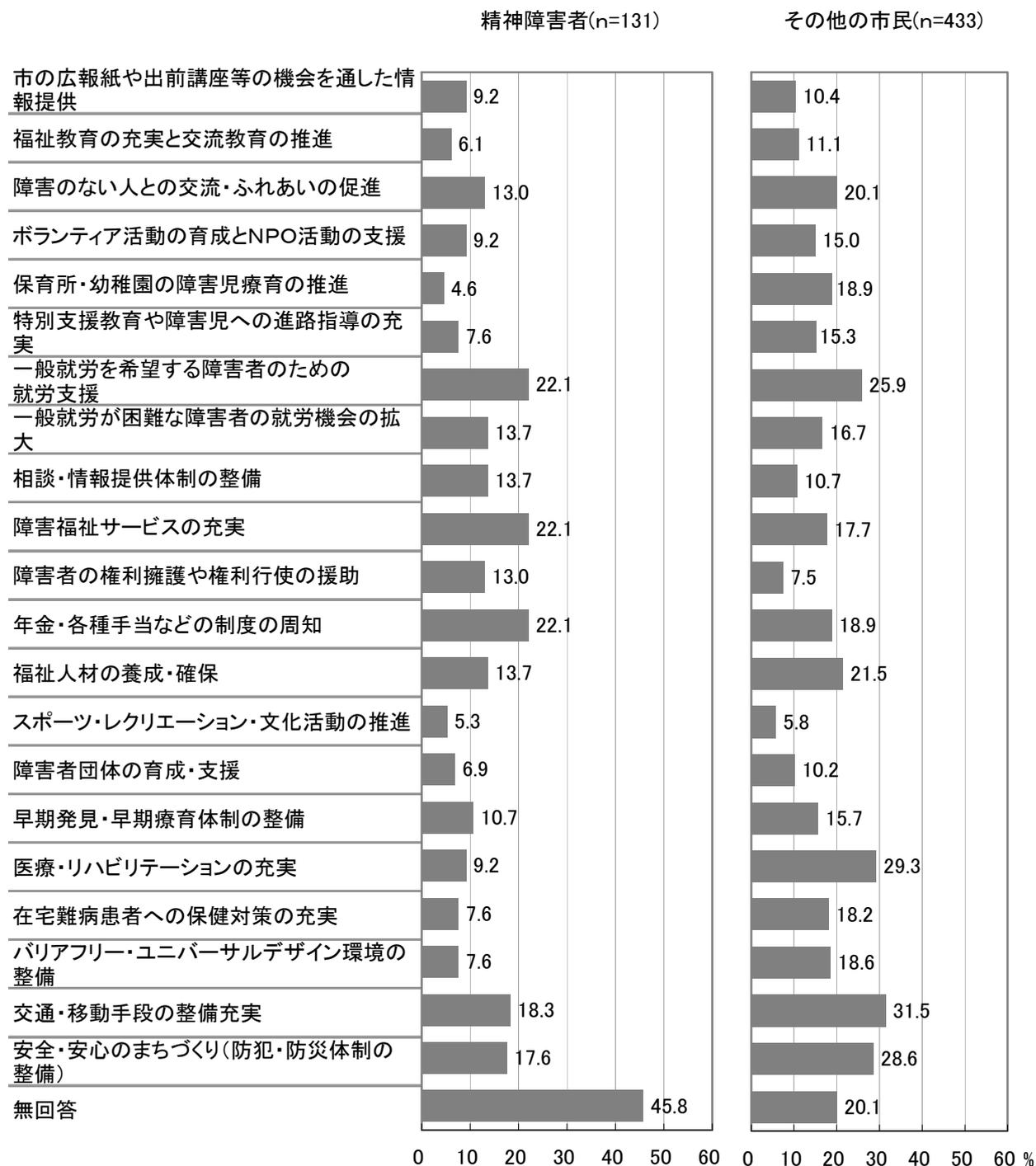
①身体障害者・知的障害者

(複数回答可)



②精神障害者・その他の市民

(複数回答可)



第3章 基本目標と施策展開の基本的な視点

第1節 計画のテーマと基本目標

『渋川市総合計画』では、障害者（児）福祉の充実のために基本指針を「障害者（児）が安全で安心して生活できるよう、ノーマライゼーションを基本理念として、障害者自立支援法に基づき各種政策を推進し自立の支援に努めます。」と定めています。

本計画でも「ノーマライゼーション」を基本理念として、「地域での支え合いをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける“ほっと”なまち『渋川市』を、市民みんなの力でつくっていきましょう！」をテーマとして掲げます。

また、全ての人々が疎外されることなく社会の構成員として、共に生き共に支え合う地域社会（インクルージョン*）を目指します。

この基本理念・テーマを具体化していくため、第1期渋川市障害者計画同様の6つの基本目標を設定し、障害者福祉施策の総合的な推進を図ります。

基本理念

ノーマライゼーション の推進

計画のテーマ

地域での支え合いをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける“ほっと”なまち渋川市を、市民みんなの力でつくっていきましょう！

基本目標

- 1 理解とふれあいをめざして
- 2 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育をめざして
- 3 働く喜びに満ちた就労機会の拡大をめざして
- 4 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービスをめざして
- 5 健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして
- 6 人にやさしい快適なまちづくりをめざして

第2節 施策展開の基本的な視点

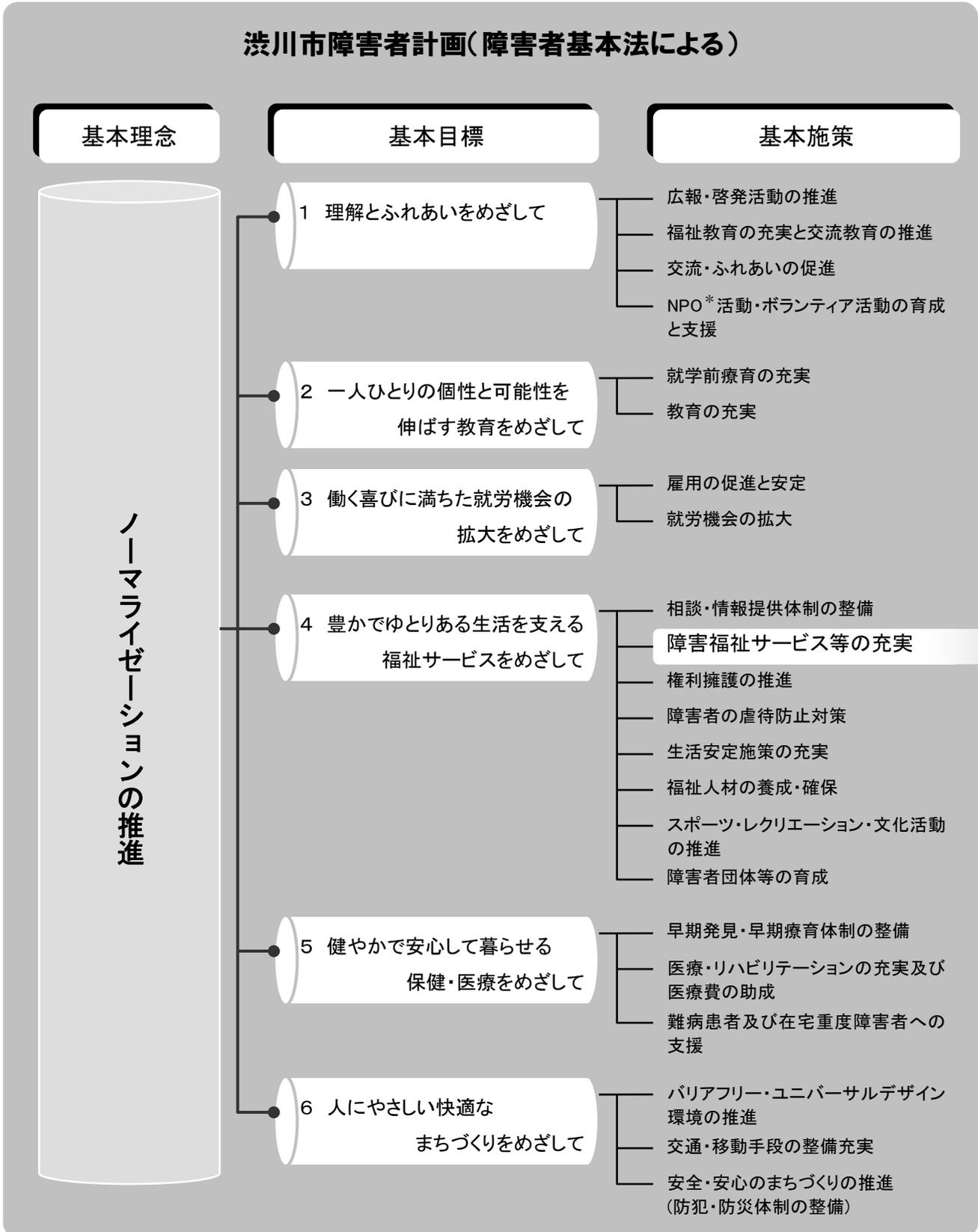
施策の展開にあたっては、次の7つの基本的な視点を持って取り組みます。

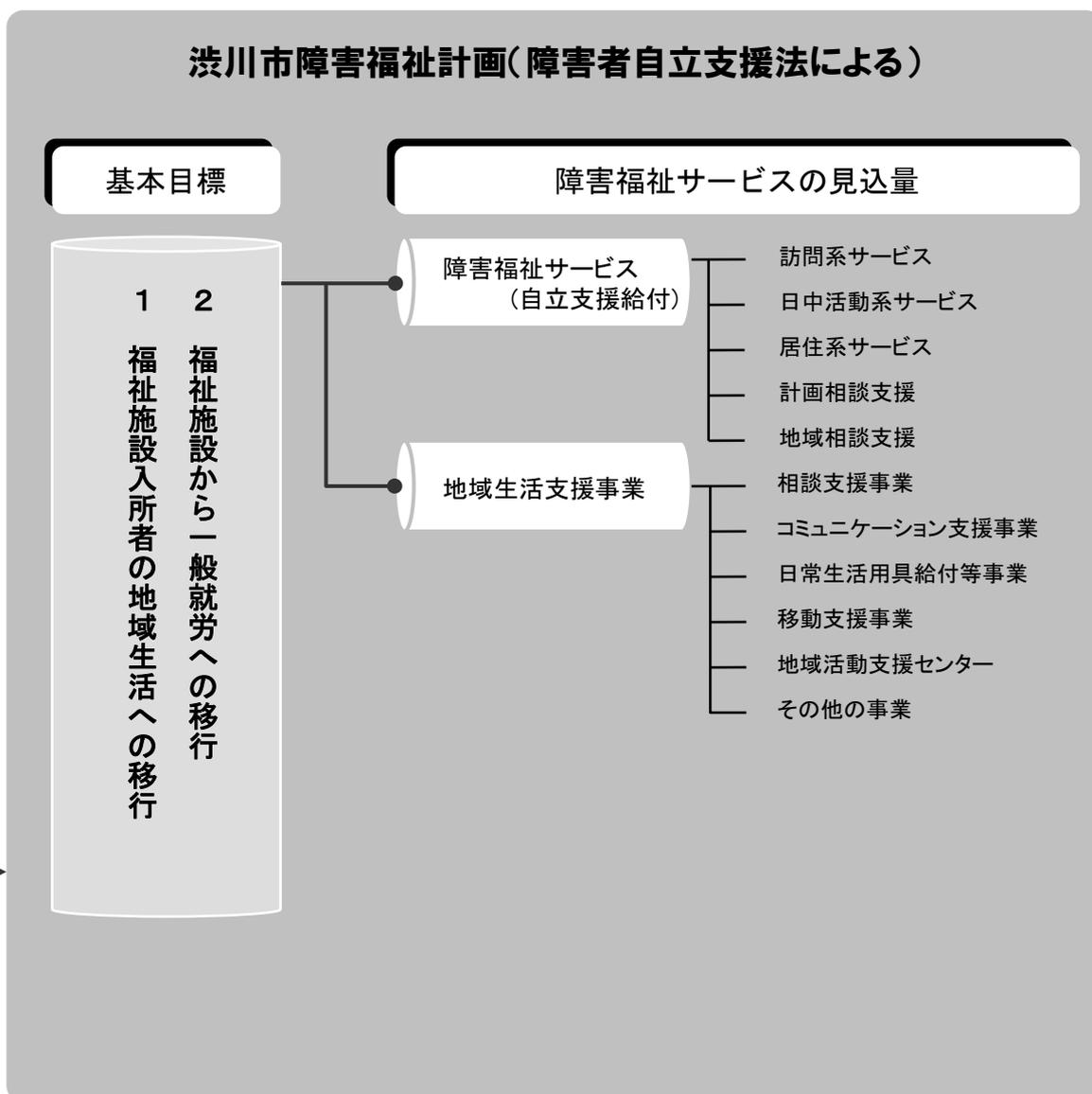
- 1 ノーマライゼーションの実現
- 2 障害者の主体性・自立性の尊重と権利擁護*
- 3 障害者の社会参加の支援
- 4 地域生活への移行の促進
- 5 渋川地域の多様な障害者福祉施策に応じた市民への周知及び活用
- 6 就労支援策の充実による就労機会の拡大
- 7 生活環境すべてにおけるバリアフリー化の推進及びユニバーサルデザインの導入



第3節 施策の体系

障害者計画と障害福祉計画の位置づけ





■障害者計画と障害福祉計画

障害者計画は、障害者基本法に基づく障害者福祉施策全般にわたる総合計画です。

障害福祉計画は、障害者計画の中の障害福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとなっています。

第2部 障害者計画

第1章 理解とふれあいをめざして

第1節 広報・啓発活動の推進

障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指すノーマライゼーションの実現のためには、日常生活や社会生活において制限を受けている障害者のおかれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）を取りはらう「こころのバリアフリー*」が求められています。

アンケート調査結果によれば、「いまだ偏見等の心の壁がある」と回答した人がいます。

これまで、障害者に対する理解を広報等で啓発してきましたが、特に精神障害、知的障害や発達障害*についての正しい知識や理解を広め、誤解や偏見を取り除かなければならないということが課題となっています。

今後も継続して、広報等で啓発活動を行い「こころのバリアフリー」を実現していくとともに、さらに、精神障害、知的障害や発達障害についても地域社会で理解を得られるよう働きかけます。

【具体的施策】

- ①障害及び障害者についての正しい知識の普及
- ②障害者の自立意識の啓発

①障害及び障害者についての正しい知識の普及

障害者に対する「こころのバリア」を取り除くため、市の広報紙や図書館での障害関連資料等あらゆる機会を通して、障害や障害者に対する正しい知識の普及に努めます。

〔具体的事業等〕

- ・知的障害者福祉月間広報事業【社会福祉課】
- ・障害者福祉サービスのしおり配布、ホームページ掲載【社会福祉課】
- ・図書資料購入事業【図書館】
- ・広報しぶかわ掲載【社会福祉課】

②障害者の自立意識の啓発

障害者団体等と連携し、障害者に対して学習会等を開催し自立意欲を高めるよう働きかけます。

〔具体的事業等〕

- ・障害者相談支援事業【社会福祉課】



第2節 福祉教育の充実と交流教育の推進

福祉教育の充実のためには、地域で福祉の担い手が活動することが求められています。福祉に携わる人材不足が課題となっているため人材育成も求められています。子どもの中から福祉に対する関心を高めることは重要であり、学校教育における福祉教育の充実が重要視されています。

アンケート調査結果によれば、「通常の学級との交流の機会を増やしてほしい」と回答した人がいます。

これまで、児童生徒に対し啓発や実践活動、体験学習を行ってきましたが、実態を踏まえ、内容を改善しなければならないということが課題となっています。

今後も継続して、児童生徒に対し福祉に対する関心を高める啓発や実践活動、体験学習を行うとともに、一層の思いやりの精神を向上させるため、実態に即した福祉教育を行うことや障害のある児童と障害のない児童との交流の機会を増やします。

【具体的施策】

- ①福祉教育の推進と支援
- ②福祉に関する啓発や実践活動の推進

①福祉教育の推進と支援

学校教育の場において、児童生徒の発達段階に応じ、福祉についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕活動を自発的に行う精神の育成を図ります。

〔具体的事業等〕

- ・魅力ある学校づくり推進事業【学校教育課】
- ・社会福祉学習支援事業【社会福祉協議会*】

②福祉に関する啓発や実践活動の推進

個性や特色ある学校づくりを推進するため、福祉に関する啓発活動や実践活動を行います。

〔具体的事業等〕

- ・魅力ある学校づくり推進事業（再掲）【学校教育課】

第3節 交流・ふれあいの促進

障害者に対する理解を深めるには、文字からの情報だけでなく実際に障害者と交流することが求められています。また、障害者が社会に参加できる環境を整えることも求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「障害のある人となない人との交流、ふれあいの促進」と回答した人がいます。

本市では、平成21年4月から福祉庁舎「ほっとプラザ」をオープンし、プラザ内に身体・知的・精神障害に対応した渋川広域障害福祉なんでも相談室*、障害児とその保護者の交流の場としてキッズルームを設け、交流・ふれあいの拠点としています。

また、これまで、障害者向けのふれあい活動や教養講座などの事業を実施してきましたが、地域によっては推進者が少ないことから、取り組みに格差が生じてしまっていることが課題となっています。

今後も継続して、障害者に対する理解を深める拠点として、「ほっとプラザ」の活用を図るとともに、障害者向けのふれあい活動等を実施するにあたっては、地域格差が生じないように推進者の掘り出しを行います。

【具体的施策】

- ①交流・ふれあいの場の拡大及び支援
- ②市民文化祭等における交流の支援

①交流・ふれあいの場の拡大及び支援

地域のイベントや生涯学習の場を通して、障害のある人となない人がふれあえる場を提供します。また、「ほっとプラザ」を交流の拠点とし、利用の促進を図ります。

〔具体的事業等〕

- ・福祉庁舎活用「ほっとプラザ」（キッズルーム等）【社会福祉課】
- ・生涯学習推進事業【生涯学習課】
- ・ふれあいサロン推進事業【社会福祉協議会】
- ・地域ふれあい活動事業【社会福祉協議会】

②市民文化祭等における交流の支援

市民文化祭等を開催する際に、障害のある人となない人との交流が図れるよう支援します。

〔具体的事業等〕

- ・身体障害者文化教養講座実施事業【社会福祉課】
- ・聴覚障害者教養講座実施事業【社会福祉課】

第4節 NPO活動・ボランティア活動の支援

障害者が地域で生活していくためには、保健・医療・福祉サービスなど公的なサービスを充実させていくだけでなく、地域住民がお互いに支え合っていくことが求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「ボランティアを必要とする人とボランティアとを結ぶ仕組みを工夫する」と回答した人がいます。

これまで、NPO・ボランティア団体に対し情報提供を行ってきましたが、アンケート調査結果と同様にボランティア活動を効率的・効果的に行うための市民との協働方法が課題となっています。

今後も継続して、NPO・ボランティア団体に情報提供を行うとともに、ボランティア活動を効率的、効果的に推進させるために、活動団体の育成・支援・市民との協働方法を構築する等、条件整備の推進を図ります。

【具体的施策】

- ①NPO・ボランティア活動の支援・条件整備
- ②NPO・ボランティア育成の講習会等の開催
- ③市民のボランティア体験の場の拡大

①NPO・ボランティア活動の支援・条件整備

NPO・ボランティア活動は、障害者が地域で生活をしていく上で重要な役割を担っています。また、活動のための支援や条件整備が重要です。

社会福祉協議会をはじめ関係機関が連携して、活動のための条件を整えます。

〔具体的事業等〕

- ・NPO・ボランティア支援事業【市民生活課】
- ・障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ボランティアの組織化事業【社会福祉協議会】
- ・社会福祉協議会ボランティアセンター【社会福祉協議会】

②NPO・ボランティア育成の講習会等の開催

NPO・ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、ボランティア育成のための各種講座の充実を図ります。

〔具体的事業等〕

- ・NPO・ボランティア支援事業（再掲）【市民生活課】
- ・ボランティア活動支援事業【社会福祉課】
- ・手話講習会実施事業【社会福祉課】
- ・朗読奉仕員養成講座【社会福祉協議会】

③市民のボランティア体験の場の拡大

市民にボランティア活動や福祉活動を身近に感じてもらえるよう社会福祉協議会の活動を通して、地域の福祉活動に参加しやすい環境を整えます。

〔具体的事業等〕

- ・ボランティアの日事業【社会福祉協議会】



第2章 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育をめざして

第1節 就学前療育の充実

発達期に障害のある乳幼児に対しては、早期に必要な治療と指導訓練を行い、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくことが重要視されています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「障害児療育の推進」と回答した人がいます。

これまで、発達期に障害のある乳幼児に対して必要な療育と指導訓練を行い、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ってきましたが、保護者への支援方法の情報提供や対応する職員の人材確保ができていない等の課題があります。

今後は、職員の人材確保を図るため教育関係機関等と連携するとともに、障害のある乳幼児に対して必要な指導訓練等を行い障害児支援の強化に努めます。また、保護者への支援方法の情報提供については、障害者相談支援事業を活用し提供を行います。

【具体的施策】

- ①保育所・幼稚園・児童デイサービス*等の障害児療育の推進
- ②発達・就学・療育等の相談体制の充実
- ③一貫した早期療育体制づくり
- ④親の会との連携

①保育所・幼稚園・児童デイサービス等の障害児療育の推進

保育所・幼稚園・児童デイサービス等における障害のある児童の受入や、そのための職員配置、又は設備等の充実を行い障害児療育の推進を図ります。

[具体的事業等]

- ・ひまわり園運営事業【社会福祉課】
- ・障害児等保育運営補助事業【こども課】
- ・公立保育所【こども課】
- ・公立幼稚園【こども課】
- ・民間保育園運営事業【こども課】

②発達障害・就学・療育等の相談体制の充実

障害児が、家庭や学校等の場で適正な療育を受けられる相談体制を充実します。

〔具体的事業等〕

- ・ 障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 家庭児童相談事業【こども課】

③一貫した早期療育体制づくり

障害の疑いがあると認められる乳幼児に対し、保健・福祉・教育などの関係機関が連携し、早期に療育指導を行う体制づくりに努めます。

〔具体的事業等〕

- ・ 心身障害児早期療育指導委員会【こども課】
- ・ 言語指導教室運営事業【学校教育課】

④親の会との連携

障害児を育成する親の会との連携に努めます。

〔具体的事業等〕

- ・ 障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 手をつなぐ育成会県大会・研修会参加【社会福祉課】

第2節 教育の充実

障害のある児童・生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障害の程度に応じ、きめ細かな教育を行われることが求められています。

アンケート調査結果によれば、年々、支援を必要とする児童・生徒は増加傾向にあることから、「就学相談、進路指導など、相談体制を充実してほしい」、「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」、「施設・設備・教材を充実してほしい」、「個別指導を充実してほしい」と回答した人がいます。

これまで、一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援を行ってきましたが、障害の種別も多様化していることから、対応できる教職員の確保、指導方法等の工夫が重要な課題となっています。

今後も継続して、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行うとともに、学習障害（LD）*や注意欠陥多動性障害（ADHD）*、高機能自閉症*などの発達障害に対応できる教職員の育成や学習障害・注意欠陥多動性障害等通級指導教室運営事業の充実を図ります。また、乳幼児期から学校卒業後にわたり関係機関が一体となって、保護者に対する相談支援や就学指導体制を整え障害児支援の強化を図ります。

【具体的施策】

- ①就学指導及び進路指導の充実
- ②特別支援教育の充実

①就学指導及び進路指導の充実

教育相談室を周知し、保健・医療・福祉等との連携を強化して就学前から相談に応じられる体制を整えます。

また、就学に関して保護者を適切に支援するため、保育園・幼稚園等への訪問により情報収集をし就学相談の強化をします。さらに、一人ひとりに応じたきめ細かな就学等を実現するために、「就学指導委員会」を充実します。

〔具体的事業等〕

- ・障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・特別支援学校*等の移行支援連絡会議等の参画【社会福祉課】
- ・就学指導事業【学校教育課】

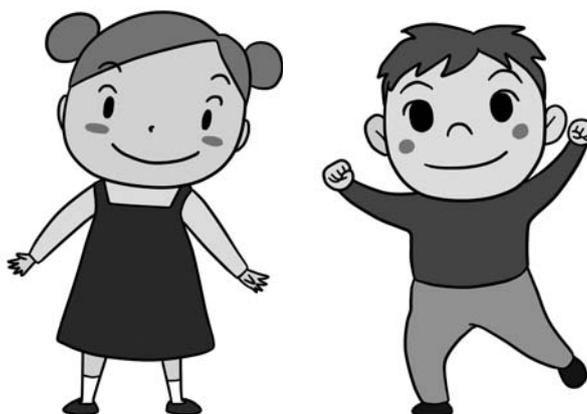
②特別支援教育の充実

発達障害を含めた障害児一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う、特別支援教育を推進するために、保護者や関係機関と連携を図って個別の支援計画を策定し、それに基づいた支援を行います。

また、各校における特別支援教育を推進する特別支援教育コーディネーターの研修及び具体的な支援を行うとともに、保護者等への負担軽減を図ります。

〔具体的事業等〕

- ・教職員研修事業（特別支援教育研修会）【学校教育課】
- ・特別支援教育支援員配置事業【学校教育課】
- ・学習障害・注意欠陥多動性障害等通級指導教室運営事業【学校教育課】
- ・就学指導事業(再掲)【学校教育課】
- ・言語指導教室運営事業（再掲）【学校教育課】
- ・特別支援学級運営事業【学校教育課】
- ・特別支援教育就学奨励費【学校教育課】



第3章 働く喜びに満ちた就労機会の拡大をめざして

第1節 雇用の促進と安定

障害者の誰もが、その適正と能力に応じた雇用の場に就き、誇りをもって地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、障害の特性に応じたきめ細かな支援が求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「一般就労を希望する障害者のための就労支援」と回答した人がいます。

これまで、障害者の就労支援を行ってきましたが、就労後、定着できるよう障害者と雇用者の相談等を強化することが課題となっています。

今後も継続して、障害者を就労に結びつけるとともに、就労後、定着するまでの相談支援を充実させるなど、公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図ります。

参考

澁川管内の民間企業の障害者雇用率は、平成23年6月1日現在で2.08%（群馬県1.55%、全国1.65%、法定雇用率1.8%）

【具体的施策】

- ①雇用の奨励と啓発
- ②職業紹介の充実
- ③就労の場の確保
- ④就労支援の推進
- ⑤就労後の就労定着相談

①雇用の奨励と啓発

障害者の特性に応じたきめ細かな相談等を行うとともに、特定求職者雇用開発助成金等の助成制度の周知を行い、障害者雇用の促進を図ります。

[具体的事業等]

- ・障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】

②職業紹介の充実

障害の種別や程度に応じたきめ細かい支援を行うため、ハローワークや群馬障害者職業センターなど関係機関と連携します。

〔具体的事業等〕

- ・障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】

③就労の場の確保

障害や障害者に対する理解を深め、就労機会を得ることができるようハローワークと連携し、雇用の拡大に努めます。

〔具体的事業等〕

- ・障害者雇用奨励事業（福祉庁舎日常清掃業務委託）【社会福祉課】
- ・渋川地域自立支援協議会（就労支援部会）【社会福祉課】

④就労支援の推進

一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、能力の向上のために必要な訓練が行われるよう働きかけます。

〔具体的事業等〕

- ・障害者自立支援給付（就労移行支援事業）【社会福祉課】

⑤就労後の就労定着相談

雇用者と就労した障害者の相談等に対応し、障害者の就労定着化に努めます。

〔具体的事業等〕

- ・障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・渋川地域自立支援協議会（再掲）（就労支援部会）【社会福祉課】

第2節 就労機会の拡大

障害の種別や程度によって一般企業で働くことが難しい人にとっては、様々な就労の場を確保することが求められています。

アンケート調査結果によれば、「今後は、どのように日中を過ごしたいかと思うか」という質問に対して、「一般企業等での就労は難しいが、働きたいと思っているので、事業所（施設）内で就労したり、生産活動をしながら過ごしたい」と回答した人がいます。

これまで、一般企業への就労が困難な障害者のために、就労の知識及び能力の向上や必要な訓練を行ってきましたが、就労機会の拡大が課題となっています。

今後も継続して、就労の知識及び能力の向上を図るとともに、障害者相談事業所及び就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し就労機会の拡大のための環境整備の推進を図ります。

【具体的施策】

- ①地域活動支援センター
- ②就労継続支援の実施

①地域活動支援センター

障害者に対し創作的活動、又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、就労機会の拡大に努めます。

〔具体的事業等〕

- ・地域活動支援センター事業【社会福祉課】

②就労継続支援の実施

一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

〔具体的事業等〕

- ・障害者自立支援給付（就労継続支援事業）【社会福祉課】

第4章 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービスをめざして

第1節 相談・情報提供体制の整備

障害者が住み慣れた地域で豊かでゆとりある生活を送るためには、相談や情報提供等の体制を整え、必要とするサービスを的確に利用できるよう支援することが求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「相談・情報提供体制の整備」と回答した人がいます。

これまで、障害福祉の専門者で構成されている相談支援事業所において、障害者の相談窓口として、相談や情報提供を行ってきました。

今後も継続して、相談支援事業所を窓口とし、相談や情報提供を行うとともに、身体・知的・精神障害者の相談に対応している渋川広域障害福祉なんでも相談室を基幹相談支援センターとして、総合的な相談業務、成年後見制度利用支援事業、福祉施設から地域移行するための地域移行支援、移行後の地域定着支援及び障害児相談支援の充実を図ります。

コミュニケーション手段の確保においては、情報機器の変化により新たな情報提供のあり方を検討します。

【具体的施策】

- ①障害者相談支援事業の充実
- ②障害者ケアマネジメント*体制の整備
- ③コミュニケーション手段の確保

①障害者相談支援事業の充実

本人や家族又は障害の種別や年齢を問わずの相談対応、保健・医療・福祉サービスのコーディネート及び専門的な機関への紹介を充実します。また、3障害の相談に対応し基幹相談支援センターの機能を備えている渋川広域障害福祉なんでも相談室の充実を図ります。

〔具体的事業等〕

- ・障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】

②障害者ケアマネジメント体制の整備

障害者一人ひとりの状況を踏まえた、ケアマネジメント体制を整えます。さらに、平成24年度からケアマネジメント対象者を拡大します。

また、施設や病院に長期入院していた人が、地域生活へ移行するための支援や、地域移行した人の地域定着のための支援を充実します。

〔具体的事業等〕

- ・障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】

③コミュニケーション手段の確保

聴覚及び言語・音声機能障害者の社会参加の促進や意思疎通を図るため、手話通訳者*・要約筆記者*等の派遣や情報機器の変化による情報提供の方法を検討します。

〔具体的事業等〕

- ・ファックス設置事業【社会福祉課】
- ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業【社会福祉課】
- ・手話通訳者設置事業【社会福祉課】

第2節 障害福祉サービス等の充実

障害者が住み慣れた地域で生活し続けるためには、一人ひとりのニーズにあったサービスを利用しながら、自立した生活ができる環境整備が求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「障害福祉サービスの充実」と回答した人がいます。

これまで、障害者自立支援法で定める障害福祉サービスの提供体制の充実に努めてきました。

平成25年には、障害者自立支援法は廃止され「(仮称)障害者総合福祉法」が成立される予定であることから、新法成立時にサービス体系や制度の仕組みが変更されることが考えられます。そのため、新制度へ移行する際にサービス利用者が、これまで以上にサービスを利用しやすくすることが求められます。

今後は、新制度に移行する際にサービス利用者が、不安なくサービス利用できるような環境を整えます。また、障害福祉サービスを充実させることにより、障害者の自立と社会参加を支援します。

【具体的施策】

- ①障害福祉サービス等の実施
- ②地域生活支援事業の充実

①障害福祉サービス等の実施

障害者自立支援法等による総合的な自立支援システムづくりを推進し、各種障害福祉サービス等の充実を図ります。

〔具体的事業等〕

- ・心身障害児（者）デイ・サービス事業*（あじさいの家）【社会福祉課】
- ・ひまわり園運営事業（再掲）【社会福祉課】
- ・渋川地域自立支援審査会【社会福祉課】
- ・障害者自立支援給付【社会福祉課】
- ・障害者自立支援給付（補装具費の支給）【社会福祉課】

→第3部 第3章 障害福祉サービスの利用実績と第3期における見込量

②地域生活支援事業の充実

障害者自立支援法では、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を位置づけています。地域で生活する障害者の自立した日常生活や社会生活を支援します。

〔具体的事業等〕

- ・点字・声の広報等発行事業【社会福祉課】
- ・障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業（再掲）【社会福祉課】
- ・手話通訳者設置事業（再掲）【社会福祉課】
- ・移動支援事業【社会福祉課】
- ・日中一時支援事業【社会福祉課】
- ・サービスステーション・登録介護事業【社会福祉課】
- ・福祉ホーム*事業【社会福祉課】
- ・手話講習会実施事業（再掲）【社会福祉課】
- ・スポーツ・レクリエーション実施事業【社会福祉課】
- ・訪問入浴サービス事業【社会福祉課】
- ・ボランティア活動支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・地域活動支援センター事業（再掲）【社会福祉課】
- ・心身障害児集団活動・訓練事業【社会福祉課】
- ・身体障害者自動車改造費補助【社会福祉課】
- ・更生訓練*費事業【社会福祉課】
- ・日常生活用具等給付事業【社会福祉課】
- ・成年後見制度*利用支援事業【社会福祉課】

→第3部 第4章 地域生活支援事業の展開と見込

第3節 権利擁護の推進

障害のある人の中には、自分一人で契約を結ぶなどの判断を行う能力が不足している人がいるため、社会生活を送るにあたり、契約を結ぶことに対する支援が求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「障害者の権利擁護や権利行使の援助」と回答した人がいます。

これまで、判断能力が不足している人の権利を擁護するため、各サービスを行っていますが、年々利用者は増加しています。利用者へのサービス提供の充実が課題となっています。

今後も継続して、判断能力が不足している人の権利擁護を行うとともに、支援を必要とする人に充実したサービス提供ができるよう体制を整えます。

【具体的施策】

- ①日常生活自立支援事業*の周知と利用の促進
- ②成年後見制度の周知と利用支援

①日常生活自立支援事業の周知と利用の促進

障害者の権利を守るため、社会福祉協議会等関係機関と連携し、日常生活自立支援事業の周知に努め、利用の促進を図ります。

〔具体的事業等〕

- ・日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】

②成年後見制度の周知と利用支援

障害者の権利を守るため、成年後見制度の周知に努め、利用のための支援を行います。

〔具体的事業等〕

- ・成年後見制度利用支援事業（再掲）【社会福祉課】

第4節 障害者の虐待防止対策

障害者に対する虐待が全国的に度々報じられており、中には悪質な事件も発生しています。虐待は、発見がしづらいといわれていますが、関係機関や地域住民が協力し合い、早期に発見しやすい体制を整えることが求められています。

アンケート調査結果によれば、障害者自身が虐待を受けた場合、「市の福祉相談窓口にご相談する」と回答した人がいます。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」が成立し、平成24年10月に施行予定です。

今後は、障害者があらゆる虐待の被害に遭うことがないように、障害者虐待防止センターを設置し、障害者に広報等を通してセンター設置を周知し、早期に発見する体制を強化するとともに、被害に遭った障害者の保護、さらに、その後のサポート及び障害者の養護者へのサポートを行います。

【具体的施策】

- ①障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援
- ②障害者虐待防止のためのネットワーク

①障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するため、障害者虐待防止センターを設置し、障害者に対する虐待の禁止、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立のための措置、養護者に対する指導を行い障害者の権利擁護を行います。

〔具体的事業等〕

- ・ 障害者虐待防止対策事業【社会福祉課】
- ・ 家庭児童相談事業（再掲）【こども課】

②障害者虐待防止のためのネットワーク

障害者虐待に関し関係機関による日頃からのネットワーク体制や緊急連絡体制を整備するため、関係機関で具体的方策について協議し、地域における協力体制を整えます。

〔具体的事業等〕

- ・ 渋川市地域自立支援協議会（再掲）【社会福祉課】

第5節 生活安定施策の充実

障害者が生活の安定を図るためには、障害年金や障害を支給事由とする各種手当、税の減免制度等の周知を図る必要があります。また、生活の基本となる住まいの場の確保に関する支援も、地域で自立した生活を送るためには必要です。

アンケート調査結果によれば、今後の生活安定施策として、特に重要であると思う福祉施策は、「年金・各種手当などの制度の周知」と回答した人がいます。希望する日中の過ごし方としては「自宅で過ごしたい」が最も回答数が多く、他の回答として身体障害者と知的障害者は、「施設内で介護を受けながら、創作的活動や生産活動を行いたい」、精神障害者は、「一般企業就労は難しいが、施設内で生産活動をしながら過ごしたい」と、居場所に対する回答をした人がいます。

これまで障害者が安心して生活するために、年金や各種手当制度等の周知及び住まい・居場所の情報提供を行ってきました。

今後も継続して、年金・各種手当制度等の周知及び住まい・居場所の情報提供を行うとともに、地域において安定した社会生活ができるよう努めます。さらに、施設から地域生活に移行する障害者へ住まい・居場所に対しての充実した支援を行います。

【具体的施策】

- ①年金・手当などの制度の周知
- ②住まい・居場所の充実

①年金・手当などの制度の周知

年金・各種手当や助成、軽減措置等、様々な制度について、わかりやすい情報の提供に努めます。

〔具体的事業等〕

- ・特別障害者手当等給付事業【社会福祉課】
- ・心身障害者扶養共済事業【社会福祉課】
- ・障害福祉サービスのしおり配布、ホームページ掲載（再掲）【社会福祉課】

②住まい・居場所の充実

障害者が住まいに困らないよう、福祉ホーム等の情報の提供を図るとともに、施設から地域生活に移行する障害者の支援に努めます。

〔具体的事業等〕

- ・知的障害者地域ホーム*事業【社会福祉課】
- ・障害者相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）【社会福祉課】
- ・福祉ホーム事業（再掲）【社会福祉課】

第6節 福祉人材の養成・確保

障害者の生活を支援していくためには、多様化するニーズに適切に対応し、福祉を支える担い手の資質の向上と量的な確保が求められます。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「福祉人材の養成・確保」と回答した人がいます。

これまで、手話通訳者（士）を社会福祉課の窓口と身体・知的・精神障害者の相談に対応している渋川広域障害福祉なんでも相談室に配置してきました。また、手話講習会事業を行い手話通訳者や手話奉仕員の養成・確保にも努めてきました。

今後も継続して、福祉サービスの担い手の人材養成と確保を積極的に行います。

【具体的施策】

- ①手話通訳者、要約筆記者の養成・確保
- ②障害者福祉関係者の資質向上
- ③担い手と支援団体の育成

①手話通訳者、要約筆記者の養成・確保

手話サークル会員や市民に、手話通訳者養成講座（入門・基礎課程）等への参加を呼びかけ、コミュニケーション支援を行うことのできる人材の確保に努めるとともに、県で実施している手話通訳者講習会等への参加を呼びかけ、専門的知識の習得や技術の向上に努めます。

〔具体的事業等〕

- ・手話講習会実施事業（再掲）【社会福祉課】

②障害者福祉関係者の資質向上

障害者福祉に携わる関係者に対し、学習会等を開催し、資質の向上に努めます。

〔具体的事業等〕

- ・障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】

③担い手と支援団体の育成

社会復帰を促し、地域での生活を支えるため、精神カウンセラーや心理療法士等専門性の高い人材の確保を目指します。また、地域でのサポート体制を築くために、支援団体の育成に努めます。

〔具体的事業等〕

- ・障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】

第7節 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

生活を豊かで潤いのあるものにするためには、スポーツ・レクリエーション・文化活動など、障害のある人もない人も、共に楽しむことができる機会を提供していくことが求められています。

アンケート調査結果によれば、余暇活動をするにあたっての必要な条件について「一緒に行く仲間がいること」、「介助者・援助者がいること」、「活動する場所が近くにあること」と回答した人がいます。

これまで、障害者に対して生きがい・交流・教養を高めるため、スポーツ・レクリエーション・文化活動を行ってきました。

今後も継続して、障害者のスポーツ・レクリエーション・文化活動を行うとともに、障害者が各活動に参加するための周囲の支援環境を整えます。

【具体的施策】

- ①レクリエーションの充実及び活動の支援
- ②芸術文化活動の振興
- ③障害者も楽しめるスポーツ活動や大会及び各種教室等の支援

①レクリエーションの充実及び活動の支援

障害者レクリエーション事業の周知や活動の支援を継続します。

[具体的事業等]

- ・ゆうあいピック記念温水プール利用促進事業【社会福祉課】
- ・身体障害者温泉療養訓練事業【社会福祉課】

②芸術文化活動の振興

障害者の文化活動への参加に配慮した文化振興施策の充実を図ります。また、障害者の特性に応じた活動が行えるよう、指導者の育成に努めます。

[具体的事業等]

- ・身体障害者文化教養講座実施事業（再掲）【社会福祉課】

③障害者も楽しめるスポーツ活動や大会及び各種教室等の支援

体力や年齢に応じ、障害者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に親しめるよう必要な配慮をした上で障害者関係団体と連携し、日常的にスポーツ活動に親しめるよう支援します。また、各種スポーツ大会や教養講座等の教室開催を支援します。

〔具体的事業等〕

- ・障害者スポーツ大会参加者壮行会実施【社会福祉課】
- ・聴覚障害者教養講座実施事業（再掲）【社会福祉課】
- ・スポーツ活動の支援【体育課】
- ・スポーツ・レクリエーション実施事業（再掲）【社会福祉課】



第8節 障害者団体等の育成

障害のある人とない人の相互交流を図るためには、障害者団体の活動を通してお互いの理解を深めることが求められています。

アンケート調査結果によれば、「ボランティア活動に関心がある」と回答した人がいます。また、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「障害者団体の育成・支援」と回答した人がいます。

これまで、身体・知的・精神障害者の相談に対応している渋川広域障害福祉なんでも相談室が、各団体の活動に対する協力や支援を行ってきました。

今後も継続して、障害福祉なんでも相談室を中心とし、障害者団体やボランティア団体の自立性を育成し、障害者の社会参加を促進します。

【具体的施策】

①障害者団体等の育成・支援

①障害者団体等の育成・支援

障害者やその支援者が運営する各種障害者団体等の育成及び活動を支援します。

[具体的事業等]

- ・障害者団体等の育成【社会福祉課】

第5章 健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして

第1節 早期発見・早期療育体制の整備

疾病や障害の早期発見をし、早期療育・各種保健・福祉施策へと適切に導くためには、きめ細かな相談指導や個々の事例にあった支援体制を整備することが求められています。

また、近年では精神疾患に関する相談件数が増加しているため、保健・医療・福祉の連携を一層強めていくことも重要です。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「早期発見、早期療育体制の整備」と回答した人がいます。

これまで早期発見・早期療育体制については成果をあげていますが、高機能自閉症などの発達障害や精神障害等の対応・支援については課題があります。

今後も継続して、早期発見・早期療育体制の推進を図るとともに、学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）・高機能自閉症などの発達障害や精神障害等についても関係機関との連携を一層強め、地域におけるネットワークを構築し、一貫したサービスが受けられる体制を整えます。

【具体的施策】

- ①早期発見・早期療育体制の整備
- ②行政、関係機関等とのネットワークづくり

①早期発見・早期療育体制の整備

関係機関と連携し、疾病や障害等を早期に発見し、必要に応じて治療や指導訓練を行い、障害等の軽減や生活能力の向上を図ります。また、障害児の保護者に対する訪問指導体制の整備の推進を図ります。

〔具体的事業等〕

- ・精神保健福祉相談事業【健康管理課】
- ・心身障害児早期療育指導委員会（再掲）【こども課】
- ・子育て相談【健康管理課】
- ・子育て教室【健康管理課】

②行政、関係機関等のネットワークづくり

地域におけるネットワークを構築し、早期療育体制の連携を強めます。

〔具体的事業等〕

- ・心身障害児早期療育指導委員会（再掲）【こども課】

第2節 医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「医療・リハビリテーションの充実」と回答している人がいます。

これまで、障害者の多様な医療ニーズに応えられるよう、行政機関と医療機関・福祉施設が連携を図り、経済的な負担の軽減に努めてきました。

今後も継続して、医師・保健師・看護師等における相談体制を充実させるとともに、医療費助成を行い障害者及び障害者世帯の負担軽減に努めます。

【具体的施策】

- ①障害者に対する医療体制の充実及び医療費等の助成
- ②健康・医療・リハビリテーション等の相談体制の充実

①障害者に対する医療体制の充実及び医療費等の助成

障害の特性にあった医療機関と連携し、医療体制の充実に努めるとともに、経済的な負担軽減を図ります。

〔具体的事業等〕

- ・高齢重度障害者医療費助成【保険年金課】
- ・心身障害者（児）医療費助成【保険年金課】
- ・精神通院医療費助成【保険年金課】
- ・自立支援医療給付事業【社会福祉課】

②健康・医療・リハビリテーション等の相談体制の充実

健康・医療・リハビリテーション等の相談体制の充実に努めます。

〔具体的事業等〕

- ・しぶかわ健康ダイヤル24【保険年金課】

第3節 難病患者及び在宅重度障害者への支援

難病*患者や在宅重度障害者が住み慣れた家で安心して生活していくためには、生活支援サービスを充実させることが求められています。

これまで、難病患者を対象に見舞金支給や、在宅重度障害者を対象に福祉サービスの拡大を行い生活の質の向上を図ってきました。

今後も継続して、見舞金支給や在宅福祉サービスの周知を図り、難病患者や在宅重度障害者へ支援を行います。

【具体的施策】

- ①難病患者への負担軽減
- ②居宅生活支援事業の実施

①難病患者への負担軽減

難病患者を対象に見舞金を支給します。

[具体的事業等]

- ・特定疾患患者等見舞金支給事業【社会福祉課】

②居宅生活支援事業の実施

在宅重度障害者の療養生活を支援します。

[具体的事業等]

- ・在宅重度身体障害者理美容サービス事業【社会福祉課】
- ・在宅重度身体障害者布団丸洗いサービス事業【社会福祉課】
- ・在宅重度身体障害者貸しおむつサービス事業【社会福祉課】

第6章 人にやさしい快適なまちづくりをめざして

第1節 バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進

障害者や高齢者をはじめとする全ての人々が、尊重され生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる安全で快適なまちづくりが求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備」と回答している人がいます。

これまで、地域社会での公共施設（町内会館・公園施設等）については、バリアフリー化を進めてきました。

市営住宅等については、住宅建築年も古いことや、構造上の問題で車いす利用のバリアフリー化は一部の住宅を除きできませんでしたが、トイレ・浴室等2か所以上に手すりの設置を計画的に行い、バリアフリー化を進めていきます。

また、「一般住宅のバリアフリー化」について、アンケート調査結果では、「費用負担が困難」と回答している人がいます。

このことについて、これまで重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業や日常生活用具等給付事業で支援してきました。

今後も継続して、全ての人々が、生きがいを持って生活することができるユニバーサルデザインの普及とこれに基づくまちづくりを行うとともに、一般住宅のバリアフリー化についても各補助事業等の周知を行います。

【具体的施策】

- ①バリアフリー化・ユニバーサルデザインに基づく事業の啓発及び推進
- ②障害者等に配慮した住宅の整備
- ③公共的施設などの改善整備

①バリアフリー化・ユニバーサルデザインに基づく事業の啓発及び推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき制定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、障害者を含む利用者意見を反映させた調査・研究を行い、民間事業者の協力を得ながら、今後の事業に活用できるよう努めます。

〔具体的事業等〕

- ・バリアフリー基本構想策定に係る調査、研究事業【企画課】

②障害者等に配慮した住宅の整備

障害者の住宅ニーズに応え、適切な住宅整備を図ります。

[具体的事業等]

- ・ 重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業【社会福祉課】
- ・ 日常生活用具等給付事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 市営住宅バリアフリー化事業（トイレ・浴室等2か所以上に手すりを設置）
【建築住宅課】

③公共的施設などの改善整備

障害者や高齢者等が利用しやすい公共施設（町内会館・公園施設等）の整備に努めます。さらに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を踏まえた建築設計基準に沿って施設の整備を実施します。

[具体的事業等]

- ・ 町内会館建設事業【市民生活課】
- ・ 緑化重点地区総合整備事業【都市計画課】
- ・ 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業【都市計画課】



第2節 交通・移動手段の整備充実

障害者が活動範囲を拡大し社会参加をするためには、交通・移動手段の整備を進めることが求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「交通・移動手段の整備充実」と回答している人がいます。

これまで、障害者に交通・移動手段に対する助成、乗り合いバスのノンステップ化、視覚障害者が商店街を歩行しやすい歩道の整備等を計画的に行ってきました。しかし、本市内には、福祉有償運送*を行う事業者が少ないという課題があります。

今後も継続して、交通・移動手段に対する助成を行っていくとともに、障害者が安心して外出することができるよう、計画的にまちなかの環境整備の推進を図ります。

また、福祉有償運送については、社会福祉法人等へ働きかけます。

【具体的施策】

- ①交通関連施設や道路などの整備
- ②移動支援サービスの充実・検討

①交通関連施設や道路などの整備

歩道の拡張、段差の解消による車いす通行の安全確保及び視覚障害者誘導用ブロックの設置による歩行空間の整備を図ります。

〔具体的事業等〕

- ・四ツ角周辺区画整理事業【まちづくり課】

②移動支援サービスの充実・検討

障害者の外出を容易にするため、移動サービスを充実します。また、タクシー事業者・路線バス事業者と協力して、福祉タクシー・リフト付きバス等の配置・運行を研究します。

〔具体的事業等〕

- ・バス交通活成化促進事業【市民生活課】
- ・じん臓機能障害者等通院交通費助成事業【社会福祉課】
- ・福祉ハイヤー助成事業【社会福祉課】
- ・介護者用車両購入費補助事業【社会福祉課】
- ・身体障害者自動車改造費補助事業（再掲）【社会福祉課】
- ・移動支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・福祉有償運送事業の支援【高齢福祉課】
- ・在宅福祉移送サービス*【社会福祉協議会】

第3節 安全・安心のまちづくりの推進（防犯・防災体制の整備）

障害者が安心して地域生活を送るためには、犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯対策、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策を積極的に推進することが求められています。

アンケート調査結果によれば、今後、特に重要であると思う福祉施策として、「安全・安心のまちづくり（防犯・防災体制の整備）」と回答している人がいます。

これまで、消費者被害対策の啓発推進、火災・急病時の緊急通報システム設置及び緊急時の手話通訳者派遣を行ってきました。

今後も継続して、防犯・防災などの安全対策や消費者被害防止対策の推進を図ります。

【具体的施策】

- ①防犯・防災などの安全確保対策の推進
- ②消費者被害対策の啓発・推進

①防犯・防災などの安全確保対策の推進

災害発生時の障害者の安全を確保するため、近隣住民を含めた支援体制の確保に努めます。また、障害者が安心して暮らせる環境を確保するため、火災・急病・突発的な事故・災害に迅速に対応できるよう、自主防災組織・消防機関と地域に密着した安全確保の推進に努めます。

〔具体的事業等〕

- ・ひとり暮らし障害者緊急通報システム設置事業【社会福祉課】

②消費者被害対策の啓発・推進

障害者や高齢者が被害に遭う確率が高いため、広報活動を推進するとともに、ファックス110番やメール110番などの警察通報制度の周知を図ります。

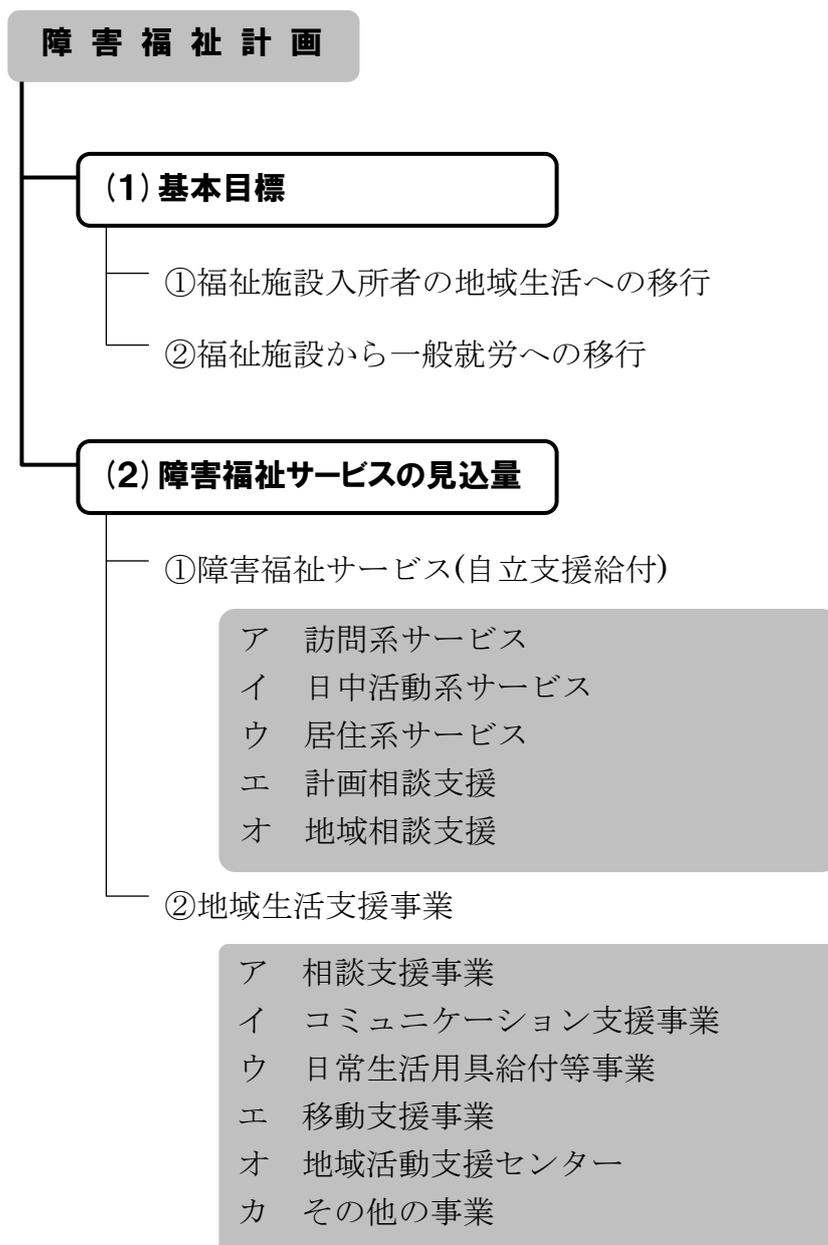
〔具体的事業等〕

- ・消費者被害対策の啓発・推進【市民生活課】
- ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業（緊急時）【社会福祉課】

第3部 障害福祉計画

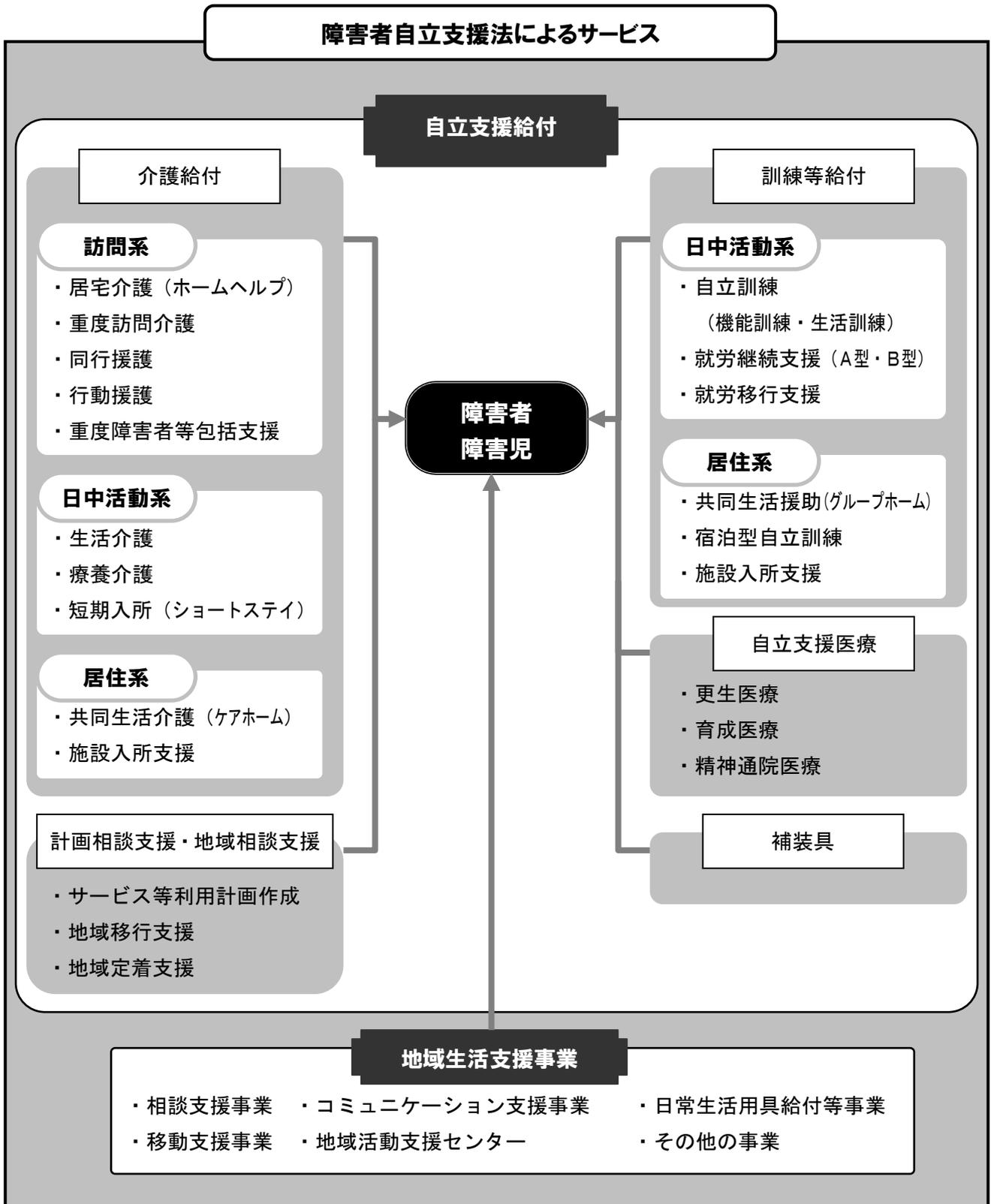
第1章 施策の体系

第1節 計画の体系



第2節 サービスの内容

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っています。



第2章 障害福祉計画の基本目標

第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行について、国の基本指針では、平成26年度末における地域生活へ移行する人の数値目標を設定することとしています。目標値の設定にあたっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が、地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

施設入所者の削減においては、平成17年10月1日時点から平成26年度末までの間に、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

本市では、平成17年10月1日現在の入所者161人のうち27人が、平成26年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。また、入所者の削減については、21人削減することを目標とします。

区 分	数 値	備 考
平成17年10月1日時点の福祉施設入所者数 (A)	161人	渋川市で支給決定を受け、障害者施設に入所している人の数
平成26年度末時点の福祉施設入所者数 (B)	140人	
【目標値】削減見込(A-B) (C)	21人 13.0%	平成26年度末時点での福祉施設入所者の削減見込数
【目標値】地域生活移行者数 (D)	27人 16.8%	平成26年度末までに福祉施設入所から地域生活へ移行する人の数

第2節 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通して、平成26年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定することとしています。目標値の設定にあたっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

本市では、平成26年度に5人が福祉施設を退所し、一般就労することを目標とします。

区 分	数 値	備 考
平成17年度の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設から一般就労した人の数
【目標値】平成26年度の年間一般就労移行者数	5人	平成26年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人の数



第3章 障害福祉サービスの利用実績と第3期における見込量

第1節 訪問系サービス

訪問系サービスは、障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むにあたっての重要なサービスとなります。

アンケート調査結果によれば、今後、希望する日中の過ごし方として「自宅で過ごしたい」と回答した人がいます。訪問系サービスの潜在的なニーズは高いといえます。

これまでの実績では、平成21年度までは概ね計画どおりの提供となっていますが、平成22年度は上回り、平成23年度も上回る見込となっています。

今後も、施設入所者の地域生活への移行を進める上で、移行後の在宅生活を支える訪問系サービス提供は不可欠であり、さらに、保護者の高齢化等により利用が増えることが予想されるため、サービス提供体制の充実を図ります。

【サービスの内容】

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパー*を派遣し、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言及びその他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護 【平成23年度 10月新設】	視覚障害により、移動に著しく困難を有する人に外出時に同行し、移動及び外出先において必要な視覚的情報（代筆、代読含む）等の援護、その他危険を回避するために必要な援護を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しく困難を有し、常時介護を必要とする人に、その人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援を行います。また、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護及び危険を回避するために必要な援護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺、寝たきりの状態又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難がある人に居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練及び就労移行支援等を包括的に行います。

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分		H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (見込)	
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	見 込 量	実利用者数 (人/月)	—	—	—	45	49	
		サービス量 (時間/月)	926.5	950	973.5	990	1,078	
	実 績 値	実利用者数 (人/月)	46	44	44	48	60	68
		サービス量 (時間/月)	926.5	1,000.5	966	874	1,370	1,590
	達 成 率	実利用者数	—	—	—	106.7%	125%	138.8%
		サービス量	100%	105.3%	99.2%	88.3%	129.7%	147.4%

※平成18年度～20年度は10月利用分の値、平成21年度以降の各年度は3月利用分の値

【第3期見込量】

区 分		H24 年度	H25 年度	H26 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	実利用者数 (人/月)	84	96	109
	サービス量 (時間/月)	2,491	2,780	3,091

※各年度3月利用分の推計値

第2節 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護及び短期入所（ショートステイ）等があり日中にサービスを利用するものです。

アンケート調査結果によれば、希望する日中の過ごし方として、知的障害者・精神障害者は「自立訓練」、「就労支援」と回答した人がいます。自立訓練や就労に向けた支援の強化が求められています。さらに、知的障害者は「生活介護」と回答している人もいるため、日中活動系サービスのニーズは高いといえます。

日中活動系サービスの利用実績については、自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、県内に事業所が少ないことや、希望者は空き待ちであることから実績は少ない状況でした。その他のサービスは概ね計画どおりか、計画を上回らない利用となっています。しかし、就労継続支援は、市内にいくつかの事業所が新設されたため利用者数は増えました。今後、さらに、新設されることから利用者の増加を見込むこととします。

障害者の自立した生活を実現するにあたっては、生活に必要な訓練や就労支援を受ける必要があることから、今後も、福祉施設資源の活用によりサービス提供を図ることが必要です。

①生活介護

【サービスの内容】

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設において、常時介護を必要とする人に、主として昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分			H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)
生活介護	見込 量	実利用者数 (人/月)	—	—	—	78	133	178
		サービス量 (人日/月)	66	638	1,254	1,638	2,793	3,738
	実績 値	実利用者数 (人/月)	1	4	61	74	110	155
		サービス量 (人日/月)	22	83	1,350	1,608	2,443	3,354
	達成 率	実利用者数	—	—	—	94.9%	82.7%	87.1%
		サービス量	33.3%	13%	107.7%	98.2%	87.5%	89.7%

※平成18年度～20年度は10月利用分の値、平成21年度以降の各年度は3月利用分の値

【第3期見込量】

区 分		H24年度	H25年度	H26年度
生活介護	実利用者数 (人/月)	182	186	196
	サービス量 (人日/月)	3,926	4,014	4,234

※各年度3月利用分の推計値

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【サービスの内容】

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	<p>自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>自立訓練のうち機能訓練は、身体障害者を対象とし、居宅を訪問して行う理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。</p> <p>自立訓練のうち生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象とし、居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関し自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。</p>

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分			H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)
自立訓練 (機能訓練)	見込 量	実利用者数 (人/月)	—	—	—	1	3	4
		サービス量 (人日/月)	0	22	22	22	66	88
	実績 値	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	1
		サービス量 (人日/月)	0	0	0	0	0	18
	達成 率	実利用者数	—	—	—	0%	0%	25%
		サービス量	0%	0%	0%	0%	0%	20.5%
自立訓練 (生活訓練)	見込 量	実利用者数 (人/月)	—	—	—	1	8	23
		サービス量 (人日/月)	0	132	220	22	176	506
	実績 値	実利用者数 (人/月)	0	1	0	0	0	1
		サービス量 (人日/月)	0	8	0	0	0	8
	達成 率	実利用者数	—	—	—	0%	0%	4.3%
		サービス量	0%	6.1%	0%	0%	0%	1.6%

※平成18年度～20年度は10月利用分の値、平成21年度以降の各年度は3月利用分の値

【第3期見込量】

区 分		H24年度	H25年度	H26年度
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数 (人/月)	2	3	3
	サービス量 (人日/月)	44	66	66
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数 (人/月)	8	9	9
	サービス量 (人日/月)	176	198	198

※各年度3月利用分の推計値

③就労移行支援

【サービスの内容】

サービス名	内容
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人につき、生産活動、職場体験、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓及び就職後の職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行います。

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分			H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)
就労移行支援	見込量	実利用者数 (人/月)	—	—	—	3	11	12
		サービス量 (人日/月)	51	308	330	66	242	264
	実績値	実利用者数 (人/月)	3	1	1	1	5	13
		サービス量 (人日/月)	51	23	22	22	100	286
	達成率	実利用者数	—	—	—	33.3%	45.5%	108.3%
		サービス量	100%	7.5%	6.7%	33.3%	41.3%	108.3%

※平成18年度～20年度は10月利用分の値、平成21年度以降の各年度は3月利用分の値

【第3期見込量】

区 分		H24年度	H25年度	H26年度
就労移行支援	実利用者数 (人/月)	14	19	20
	サービス量 (人日/月)	308	418	440

※各年度3月利用分の推計値

④就労継続支援（A型・B型）

【サービスの内容】

サービス名	内容
就労継続支援 (A型・B型)	<p>一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者が事業所と雇用契約を結ぶ「A型」と雇用契約を結ばない「B型」があります。</p> <p>A型は、特別支援学校卒業者や離職した人を対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労を目指す事業です。</p> <p>B型は、年齢や体力面で一般就労が難しい人を対象に、雇用契約は結ばずに、就労の機会を提供する事業です。なお、工賃の目標額を事業所毎に定め、その引き上げを図ることとしています。</p>

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分			H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)
就労継続支援 (A型)	見込 量	実利用者数 (人/月)	—	—	—	5	8	9
		サービス量 (人日/月)	0	22	88	110	176	198
	実績 値	実利用者数 (人/月)	0	0	2	3	3	3
		サービス量 (人日/月)	0	0	44	67	63	66
	達成 率	実利用者数	—	—	—	60%	37.5%	33.3%
		サービス量	0%	0%	50%	60.9%	35.8%	33.3%
就労継続支援 (B型)	見込 量	実利用者数 (人/月)	—	—	—	24	52	93
		サービス量 (人日/月)	0	176	440	384	832	1,488
	実績 値	実利用者数 (人/月)	0	8	13	11	39	85
		サービス量 (人日/月)	0	151	223	211	668	1,453
	達成 率	実利用者数	—	—	—	45.8%	75%	91.4%
		サービス量	0%	85.8%	50.7%	54.9%	80.3%	97.6%

※平成18年度～20年度は10月利用分の値、平成21年度以降の各年度は3月利用分の値

【第3期見込量】

区 分		H24 年度	H25 年度	H26 年度
就労継続支援 (A型)	実利用者数 (人/月)	13	14	15
	サービス量 (人日/月)	286	308	330
就労継続支援 (B型)	実利用者数 (人/月)	126	144	161
	サービス量 (人日/月)	2,268	2,592	2,898

※各年度3月利用分の推計値

⑤療養介護

【サービスの内容】

サービス名	内容
療養介護	医療を必要とし、常に介護を必要とする障害者に、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分		H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (見込)	
療養介護	見込 量	実利用者数 (人/月)	0	0	3	0	0	1
	実績 値	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	達成 率	実利用者数	0%	0%	0%	0%	0%	0%

※平成18年度～20年度は10月利用分の値、平成21年度以降の各年度は3月利用分の値

【第3期見込量】

区 分		H24 年度	H25 年度	H26 年度
療養介護	実利用者数 (人/月)	15	15	16

※各年度3月利用分の推計値

⑥短期入所（ショートステイ）

【サービスの内容】

サービス名	内容
短期入所 （ショートステイ）	居宅において障害者（児）の介護を行う人が病気その他の理由により、障害者（児）に短期間の入所を必要とする場合、障害者支援施設・児童福祉施設等に入所をさせ入浴、排せつ、食事の介護及びその他必要な保護を行います。

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 （見込）	
短期入所 （ショートステイ）	見 込 量	実利用者数 （人/月）	—	—	—	12	14	
		サービス量 （人日/月）	52	59	62	60	70	
	実 績 値	実利用者数 （人/月）	9	7	10	11	7	
		サービス量 （人日/月）	33	27	53	46	28	
	達 成 率	実利用者数	—	—	—	91.7%	50%	50%
		サービス量	63.5%	45.8%	85.5%	76.7%	40%	52.9%

※平成18年度～20年度は10月利用分の値、平成21年度以降の各年度は3月利用分の値

【第3期見込量】

区 分		H24年度	H25年度	H26年度
短期入所 （ショートステイ）	実利用者数 （人/月）	14	16	18
	サービス量 （人日/月）	81	93	104

※各年度3月利用分の推計値

⑦障害児通所支援サービス

【サービスの内容】

サービス名	内容
児童デイサービス	障害児を施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
児童発達支援 【平成24年度新設】	

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)	
児童デイサービス	見込量	実利用者数 (人/月)	—	—	—	16	16	
		サービス量 (人日/月)	286	286	286	288	288	
	実績値	実利用者数 (人/月)	16	15	15	16	21	17
		サービス量 (人日/月)	293	280	250	261	308	216
	達成率	実利用者数	—	—	—	100%	131.3%	106.3%
		サービス量	102.4%	97.9%	87.4%	90.6%	106.9%	75%

※平成18年度～20年度は10月利用分の値、平成21年度以降の各年度は3月利用分の値

【第3期見込量】

区 分		H24年度	H25年度	H26年度
児童デイサービス (児童発達支援)	実利用者数 (人/月)	17	17	17
	サービス量 (人日/月)	290	290	290

※各年度3月利用分の推計値

※障害者自立支援法に基づく児童デイサービスは、制度改正に伴い平成23年度末をもって廃止。
平成24年度以降は、児童福祉法に基づく障害児通所支援に再編されます。

第3節 居住系サービス

居住系サービスは、就労又は就労継続支援などの日中活動を利用している障害者が、地域において自立した日常生活に向けての援助を行う共同生活援助（グループホーム）と、地域での日常生活に向けて介護や支援を行う共同生活介護（ケアホーム）があります。

アンケート調査結果によれば、現在や今後の生活で不安なこととして「住宅・生活の場所について」が知的障害者と精神障害者で1割強の回答となっています。また、「親の高齢化」については約4割となっており、生活の場を確保することが求められます。

地域において自立した生活をするためには、仕事や収入の面で制限がある状態の障害者にとって、住まいの場の確保は重要な課題となります。さらに、親の高齢化や親亡き後の生活の場の確保も重要な課題となります。

居住系サービスの利用実績は、年々は増えているものの、概ね計画どおりとなっています。旧通勤寮から宿泊型自立訓練に移行した事業所が広域管内にあるため、サービス量を見込みます。

今後も、共同生活援助・共同生活介護は、地域の生活の場としての期待が高まることから、福祉施設資源の活用によりサービス提供を図ることが必要です。また、福祉施設入所者数については、国の地域生活移行の方針を踏まえ、削減を図らなければなりません。

①共同生活援助・共同生活介護

【サービスの内容】

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)	
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	見 込 量	実利用者数 (人/月)	50	53	58	58	67	83
	実 績 値	実利用者数 (人/月)	47	49	56	62	66	74
	達 成 率	実利用者数	94.0%	92.5%	96.6%	106.9%	98.5%	89.2%

※平成18年度～20年度は10月利用分の値、平成21年度以降の各年度は3月利用分の値

【第3期見込量】

区 分		H24年度	H25年度	H26年度
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	実利用者数 (人/月)	84	91	99

※各年度3月利用分の推計値

②施設入所支援

【サービスの内容】

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)	
施設入所支援	見 込 量	実利用者数 (人/月)	4	6	32	75	120	150
	実 績 値	実利用者数 (人/月)	4	2	52	64	97	135
	達 成 率	実利用者数	100%	33.3%	162.5%	85.3%	80.8%	91.8%

※平成18年度～20年度は10月利用分の値、平成21年度以降の各年度は3月利用分の値

【第3期見込量】

区 分		H24年度	H25年度	H26年度
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	144	141	140

※各年度3月利用分の推計値



③宿泊型自立訓練

【サービスの内容】

サービス名	内容
宿泊型自立訓練	知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)
宿泊型自立訓練	見込量 実利用者数 (人/月)	—	—	—	—	—	—
	実績値 実利用者数 (人/月)	—	—	—	—	—	7
	達成率 実利用者数	—	—	—	—	—	—

※3月利用分の値

【第3期見込量】

区 分		H24年度	H25年度	H26年度
宿泊型自立訓練	実利用者数 (人/月)	14	16	17

※各年度3月利用分の推計値

第4節 計画相談支援・地域相談支援

これまでの指定相談支援により、指定相談支援事業所の専門員が障害福祉サービス支給決定を受けた障害者に、サービス提供が適切に行われるようサービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整等を行ってきましたが、国の政策により平成24年度からは、計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）として対象者を拡大します。

サービス等利用計画作成の利用実績は、これまでほとんどありませんでした。今後は、サービス利用支援・継続サービス利用支援の対象者の拡大に伴い、利用が増えることとなります。また、平成24年度以降、新たに地域相談支援として、入所施設等から地域生活へ移行する人の支援「地域移行支援」と地域移行した単身者等を支援する「地域定着支援」が制度化されることから、対象者の把握に努めるとともに、適切な相談支援を実施する必要があります。

【サービスの内容】

サービス名	内容
計画相談支援 (サービス等利用計 画作成)	支給決定を受けた障害者で、計画的な支援を必要とする人に指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用のあっせん・調整・契約援助・モニタリングなど）を行います。このサービス等利用計画作成費については、利用者負担はありません。
地域相談支援 【平成24年度新設】	地域に移行する障害者及び地域に移行した障害者を支援します。
地域移行支援	入所施設や病院に長期入所等している人が、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている人で、夜間等も含む緊急時における連絡及び相談等の必要な支援を行います。

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)	
計画相談支援 (サービス等利 用計画作成)	見 込 量	実利用者数 (人/月)	14	23	29	23	36	48
	実 績 値	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	2
	達 成 率	実利用者数	0%	0%	0%	0%	0%	4.2%

※平成18年度～20年度は10月利用分の値、平成21年度以降の各年度は3月利用分の値

【第3期見込量】

区 分		H24年度	H25年度	H26年度	
計画相談支援 (サービス等利用計 画作成)	実利用者数 (人/月)	11	23	34	
	実利用者数 (人/年)	136	272	408	
地域 相 談 支 援	地域移行支援	実利用者数 (人/月)	3	3	4
	地域定着支援	実利用者数 (人/月)	1	2	2

※各年度3月利用分の推計値

第5節 その他のサービス

【サービスの内容】

サービス名	内容
補装具費の支給	補装具費(購入費・修理費)を支給します。利用者負担については定率負担であり、原則として1割負担です。ただし、所得に応じて負担に上限額が設定されています。
自立支援医療	自立支援医療は、障害者が心身の障害の状況からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。原則として1割負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人にも一か月当たりの負担に上限額を設定するなど負担軽減策を講じています。

第4章 地域生活支援事業の展開と見込

第1節 相談支援事業

障害者相談支援事業については、平成18年度から渋川広域障害福祉なんでも相談室と地域活動支援センターあじさいの2か所の相談支援事業所に委託し実施しています。今後は、身体・知的・精神障害者の相談に対応している渋川広域障害福祉なんでも相談室を基幹相談支援センターとして、総合的に相談業務の強化を図るとともに、成年後見制度利用支援事業も併せて実施します。

地域自立支援協議会は、渋川地域（渋川市、榛東村及び吉岡町）において、相談支援の中立に関する検証や困難事例への対応に関する協議や調整等を行うため、平成19年3月に設置しました。協議会は、全体会議を年1回、定例会を年7回、個別支援会議及び特定課題会議を随時開催し地域連携を図っています。今後は、サービス等利用計画の質の向上を図ることや、障害者の地域移行、地域定着のための支援及び障害者虐待防止等のネットワークを構築することを強化します。

住宅入居等支援事業は、施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を進める上で支援が求められることから、支援体制を強化する必要があります。また、関係機関と協議の上、公的保証人制度の整備も研究します。

成年後見制度利用支援事業は、平成24年度から市町村の必須事業となります。本市では以前から実施していましたが、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や基幹相談支援センターと連携し、障害者の権利擁護について支援を行います。

【サービスの内容】

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障害者の福祉に関する様々な問題につき、その相談に応じ必要な情報の提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のため関係機関との連絡調整を強化します。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、障害者の総合的かつ専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、地域移行及び地域定着の役割を担います。さらに、自立支援協議会の事務局を兼ねるなど、地域の相談支援体制等に係るネットワークを活用し役割を強化します。

サービス名	内容
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート・マンション・一戸建）のことをいう）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談や助言を通して障害者の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者・精神障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料・鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することを通して成年後見制度の利用を支援します。
地域自立支援協議会	市町村が相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置します。

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)
障害者相談支援事業	実施見込 (か所)	1	1	1	2	2	2
	実績値 (か所)	2	2	2	2	2	2
	達成率	200%	200%	200%	100%	100%	100%
相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※各年度の値外

【第3期見込量】

区 分		H24 年度	H25 年度	H26 年度
障害者相談支援事業	実施見込 (か所)	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数	2	2	3
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有

※各年度の推計値外



第2節 コミュニケーション支援事業

手話通訳者派遣については、平成19年度から市の事業として実施しています。(以前は県の事業) 要約筆記者派遣は、平成23年度から啓発のため講習会を実施し、平成24年度から事業として実施します。

手話通訳者設置事業は、平成20年度から相談支援事業所等において、榛東村・吉岡町と共同で毎月第2・第4月曜日及び毎週木曜日に実施しています。平成22年度からは社会福祉課の窓口にも手話通訳者を常設し、支援の強化を図りました。また、各窓口に耳マークを設置し、窓口サービスの向上を図っています。

平成22年度から平成23年度の手話通訳者派遣事業の実績及び実績見込では、設置した手話通訳者を本庁舎、第二庁舎及び支所の業務に加え近隣の官公庁等への派遣に充てていることから減少しました。そのため第3期の見込量は第2期より減少しています。

今後の手話通訳者・要約筆記者派遣事業及び手話通訳者設置事業については、聴覚障害者の団体やボランティア団体と運営委員会等を開催し、利用者の意向を反映した適切なサービスの提供を行います。

【サービスの内容】

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（要約筆記者派遣は平成24年度から）	聴覚障害者がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を推進するために、手話通訳を行う人を設置します。

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)	
手話通訳者派遣 事業	見 込 量	利用件数	3	30	35	150	160	170
	実 績 値	利用件数	—	104	140	91	66	61
	達 成 率	利用件数	—	346.7%	400%	60.7%	41.3%	35.9%
手話通訳者設置 事業	見 込 量	設置者数	—	—	—	1	1	1
	実 績 値	設置者数	1	1	1	1	2	2
	達 成 率	設置者数	—	—	—	100%	200%	200%

※各年度の値

【第3期見込量】

区 分		H24年度	H25年度	H26年度
手話通訳者・要 約筆記者派遣事 業	利用件数	100	100	100
手話通訳者設置 事業	設置者数	2	2	2

※各年度の推計値

第3節 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業は、在宅の重度障害者等に対し、自立した生活が送れるよう支援する事業です。

排せつ管理支援用具給付の件数は、計画に比べ実績は少ない年度もありますが、全体的に増加傾向にあります。また、居宅生活動作補助用具給付（住宅改修費等）については、平成23年度実績見込みで増加が予想されます。

これまでも、障害者手帳取得者及びその家族等へ手帳交付時に直接、用具の給付の周知を行い自立した生活が送れるよう支援してきました。

今後も、日常生活用具給付

の周知を行うとともに、利用者が自立した生活が送れるよう支援します。

【サービスの内容】

サービス名	内容
日常生活用具給付事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。利用者負担については、住民税の課税状況により、原則として1割から3割を利用者が負担することになります。ただし、非課税対象者は負担はありません。また、所得に応じて負担に上限額が設定されています。

区分	内容	
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・体位変換器等
	②自立生活支援用具	入浴補助用具・聴覚障害者用屋内信号装置等
	③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器・盲人用体温計等
	④情報・意思疎通支援用具	点字器・人口喉頭等
	⑤排せつ管理支援用具	ストマ用装具・紙おむつ等
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	スロープ・手すり等・設置に小規模な住宅改修を伴う用具

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)	
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	見込量 (件)	4	5	5	3	4	6
	②自立生活支援用具	7	7	8	15	16	18	
	③在宅療養等支援用具	18	20	20	16	19	22	
	④情報・意思疎通支援用具	9	9	10	13	14	15	
	⑤排せつ管理支援用具	105	250	270	1,160	1,180	1,200	
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	1	1	1	3	3	3	
	計	144	292	314	1,210	1,236	1,264	
	①介護・訓練支援用具	実績値 (件)	0	2	1	1	0	1
	②自立生活支援用具	2	7	17	8	6	12	
	③在宅療養等支援用具	5	7	15	13	15	10	
	④情報・意思疎通支援用具	3	21	14	22	17	14	
	⑤排せつ管理支援用具	48	974	1,155	1,166	1,143	1,665	
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	1	0	1	0	1	6	
	計	59	1,011	1,203	1,210	1,182	1,708	
	①介護・訓練支援用具	達成率	0%	40%	20%	33.3%	0%	16.7%
	②自立生活支援用具	28.6%	100%	212.5%	53.3%	37.5%	66.7%	
	③在宅療養等支援用具	27.8%	35%	75%	81.3%	78.9%	45.5%	
	④情報・意思疎通支援用具	33.3%	233.3%	140%	169.2%	121.4%	93.3%	
	⑤排せつ管理支援用具	45.7%	389.6%	427.8%	100.5%	96.9%	138.8%	
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	100%	0%	100%	0%	33.3%	200%	
	計	41.0%	346.2%	383.1%	100%	95.6%	135.1%	

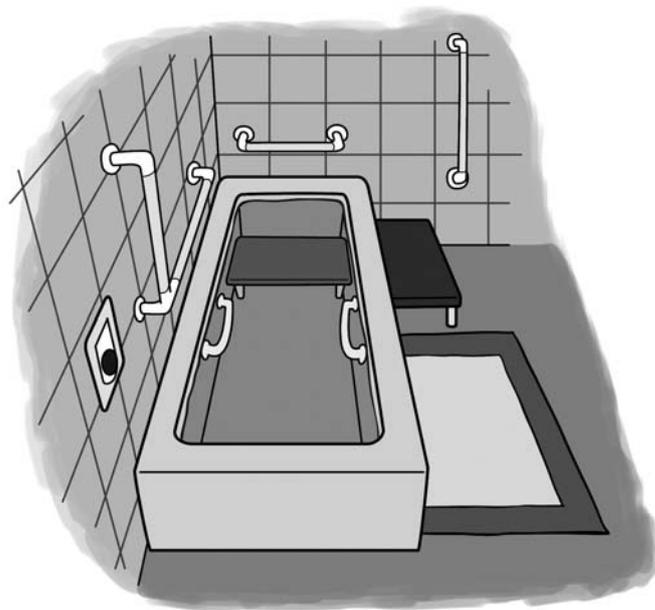
※平成18年度は10月から事業開始につき、4月から9月を除く

※排せつ管理支援用具は、平成18年度から平成20年度は6か月を1件としての値、平成21年度からは1か月を1件としての値

【第3期見込量】

区 分		H24 年度	H25 年度	H26 年度
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具 利用件数	1	2	3
	②自立生活支援用具 利用件数	13	14	15
	③在宅療養等支援用具 利用件数	11	12	13
	④情報・意思疎通支援用具 利用件数	15	16	17
	⑤排せつ管理支援用具 利用件数	1,870	1,916	1,962
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費) 利用件数	7	8	9
計		1,917	1,968	2,019

※各年度の推計値



第4節 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動に困難がある障害者に外出するための支援を行う事業です。

これまでの実績は、計画に比べ増加傾向にあります。利用者の視点に立ったサービスの提供が求められています。また、施設入所から地域生活への移行に伴い、利用者の増加が見込まれます。

今後も、障害者の自立生活及び社会参加を促すため、事業の周知を行うとともに、将来的に利用者の増加が見込まれることから支給量の拡充に努めます。また、利用者のニーズが多岐にわたっているため、対象範囲や利用方法について検討を行います。

【サービスの内容】

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)	
移動支援事業	見 込 量	実利用者数	17	20	30	38	45	
		延べ利用時間数	—	—	—	2,470	2,665	2,925
	実 績 値	実利用者数	22	31	35	42	50	66
		延べ利用時間数	783	1,890	2,297	4,236	6,037	5,120
	達 成 率	実利用者数	129.4%	155%	116.7%	110.5%	122%	147%
		延べ利用時間数	—	—	—	171.5%	226.5%	175%

※各年度の値

【第3期見込量】

区 分		H24年度	H25年度	H26年度
移動支援事業	実利用者数	62	72	84
	延べ利用時間数	4,678	5,439	6,324

※各年度の推計値

※平成23年10月から視覚障害者は同行援護へ移行

第5節 地域活動支援センター

市内の地域活動支援センターは、平成22年4月に1か所が障害福祉サービス事業所（就労継続支援）へと移行しましたが、創作的活動を中心としたセンターが1か所、生産活動を中心としたセンターが3か所で設置数は計画どおり4か所となっています。

他市町村設置の地域活動支援センターの利用についても、市町村間で運営費の負担について協議した結果、通えるようになりました。

平成21年度以前は、生産活動を中心としたセンターでは、利用者が多いため通所希望者は空き待ちの状況でした。しかし、平成21年度から平成23年4月までの間に、市内に障害福祉サービス事業所（就労継続支援）が3か所新設されたことから、以前のように空き待ちの状況はなくなりました。全体としては、若干、利用者数は減少傾向にあります。

アンケート調査結果によれば、今後、希望する日中の過ごし方として、地域活動支援センターで「創作的活動や生産活動を行ったり、社会との交流等を行ったりするところで過ごしたい」と回答している人がいます。

創作的活動を中心としたセンターと、指定管理者制度で運営されている生産活動を中心としたセンター1か所では、利用者の送迎を行っていないため、利用者が増えない状況です。利用者の通所手段について、検討しなければなりません。

【サービスの内容】

サービス名	内容
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活への支援を行います。

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)	
地域活動支援 センター	見 込 量	設置か所数	3	3	6	5	4	
		利用者数	—	—	—	102	84	86
	実 績 値	設置か所数	2	5	5	5	4	4
		利用者数	55	96	100	114	140	118
	達 成 率	設置か所数	66.7%	166.7%	83.3%	100%	100%	100%
		利用者数	—	—	—	111.8%	166.7%	137.2%

※各年度の値

【第3期見込量】

区 分		H24 年度	H25 年度	H26 年度
地域活動支援センター	設置か所数	4	4	4
	利用者数	120	125	130

※各年度の推計値

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

区 分		H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (見込)
地域活動支援センター (他市町村利用)	見込量	か所数	—	—	—	4	4
		利用者数	—	—	—	22	22
	実績値	か所数	—	—	—	3	5
		利用者数	—	—	—	27	30
	達成率	か所数	—	—	—	75%	125%
		利用者数	—	—	—	122.7%	136.4%

※各年度の値

【第3期見込量】

区 分		H24 年度	H25 年度	H26 年度
地域活動支援センター (他市町村利用)	か所数	5	5	5
	利用者数	33	35	35

※各年度の推計値

第6節 その他の事業

【サービスの内容】

サービス名		内容
福祉ホーム事業 ※委託実施		障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、定額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行います。
訪問入浴サービス事業 ※委託実施		家庭において入浴することが困難な在宅の重度身体障害者に対し、自宅へ訪問し入浴サービスを行います。
更生訓練費給付事業		就労移行支援事業及び指定旧法施設支援を受けている身体障害者で更生訓練を受けている人に社会復帰の促進を図るため、更生訓練費の支給を行います。
福祉機器リサイクル事業		車椅子・杖・特殊ベッド等を寄付により譲り受け、利用希望者に貸し出しを行います。
ファックス設置基本料金補助事業		聴覚又は音声・言語機能障害者のみの世帯が日常生活をしていく上でファックスを必要とし、ファックスを設置した場合、電話料金の基本料の補助を行います。
日中一時支援事業	日中一時支援事業 ※委託実施	障害者及び障害児に、日中における活動の場を一時的に確保し、見守り及び社会に適応するための日常生活訓練等の支援を行います。
	サービスステーション・登録介護者事業 ※委託実施	心身障害児（者）を常時介護する者が一時的に介護できない場合、市へ登録した一定の資格を有する人、又は市と契約のあるサービスステーションに、一時的に介護を委託することにより介護者の負担軽減を図ります。
	心身障害児集団活動・訓練事業 ※委託実施	特別支援学校等に通っている心身障害児が、支援学校等の放課後、訓練施設に通い遊びや文化活動及び社会体験活動を通し、集団生活への適応訓練や社会適応訓練等の基礎的訓練を行います。
障害者レクリエーション事業 ※委託実施		障害者レクリエーション大会を年1回開催します。

サービス名	内容
点字・声の広報等 発行事業	渋川市社会福祉協議会に登録しているボランティアが市の広報紙を音読し、カセットテープに録音したものを視覚障害者で希望する人に配布しています。また、社会福祉課では市の封筒に点字を刻印し、市からの配布がわかるようにしています。
手話奉仕員養成研 修事業 ※委託実施	手話技術を習得した手話奉仕員の養成のため、入門課程・基礎課程の2コースの講座を開催し、聴覚障害者等の支援を行います。
ボランティア活動 支援事業	ボランティア活動支援事業は委託し実施しています。当事者を含め地域活動支援センター関係者、就労継続支援関係者、病院関係者及び行政関係者等の支援状況や、ボランティアの現状と必要性を学び、ボランティアへの理解とボランティア育成を図ります。
身体障害者自動車 改造費補助金	肢体不自由による身体障害者が、所有し運転しようとする自動車を当該障害者が運転しやすいように制御装置等を改造する場合、その改造に要する経費の一部を補助します。

【第1期・第2期見込量、実績値、達成率】

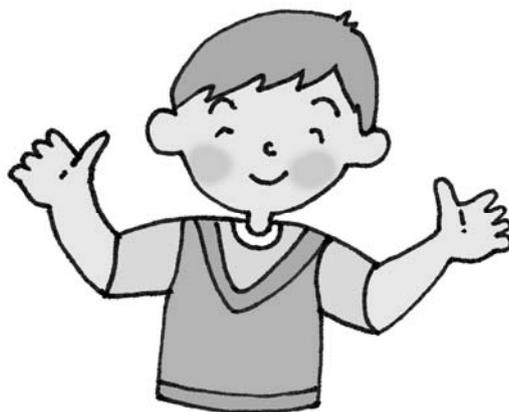
区 分			H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)
手話奉仕員養成 研修事業	見 込 量	入門課程 (人)	—	—	—	20	20	20
		基礎課程 (人)	—	—	—	10	10	10
	実 績 値	入門課程 (人)	20	17	16	25	32	30
		基礎課程 (人)	10	9	6	8	11	20
	達 成 率	入門課程	—	—	—	125%	160%	150%
		基礎課程	—	—	—	80%	110%	200%

※各年度の値

【第3期見込量】

区 分		H24 年度	H25 年度	H26 年度
手話奉仕員養成研修事業	入門課程 (人)	20	20	20
	基礎課程 (人)	10	10	10

※各年度の推計値



第4部 計画の推進

第1章 計画の推進

第1節 計画の周知

計画の周知においては、発達障害を含め障害に関する正しい知識や理解を広める必要があります。関係機関や障害者支援に関わる人々と連携し、障害のある人ない人が共に暮らす地域社会の実現のために、広報やホームページ等を通して周知を図っていきます。

第2節 計画の推進体制の確立

計画の推進体制においては、保健・医療・福祉・教育・就労等様々な関係機関の連携により推進しなければなりません。こうしたことから渋川市自立支援協議会を中心に関係機関と相互に連携しながら、障害者のライフステージに応じた支援を行い、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

第3節 国・県・近隣市町村との連携

障害者自立支援法に代わる（仮称）障害者総合福祉法制定に伴う障害者福祉施策の見直しも考えられますので、国や県などの動向を把握しながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、障害者の多様化するニーズに対応するため、国・県・近隣市町村及び渋川地域自立支援協議会と連携を図ります。

また、地域生活定着支援センター、地域活動支援センター、障害者虐待防止及び障害者相談支援等の施策は広域的に連携を図ります。

第4節 障害者の障害者施策への参加

あらゆる機会を捉えて、障害者及びその家族のニーズや意見を障害者施策へ反映させるためには、障害者及びその家族に障害者施策への参加を積極的にしていただくかなければなりません。

本計画の推進にあたり、障害者やその家族の意見を把握し、障害者やその家族が地域生活をする上で、障害者施策に参加できる環境を整えていきます。

第5節 計画の達成状況の点検及び評価

計画策定後は、各年度において、施策の取り組み状況、サービス見込み量等の達成状況を「渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画推進委員会」、「渋川地域自立支援協議会」に報告し点検・評価をします。点検・評価の結果に基づいて所要の対策の実施に取り組めます。



資料編

1 第2期渋川市障害者計画及び第3期渋川市障害福祉計画策定要領

1 趣旨

この要領は、障害者が安心して生活できる社会を目指し、第2期渋川市障害者計画及び第3期渋川市障害福祉計画策定のための必要な事項を定め、策定事務の円滑な推進を図ることを目的とする。

2 計画策定の基本方針

本計画は、障害者基本法第9条第3項及び障害者自立支援法第88条の規定に基づき、『社会に存在する障壁を解消し、「こころのバリアフリー」を含めて障害のある人もない人も、共に生きる社会の実現を図るために、障害者が住み慣れた環境の中でいつまでも生活することができるよう、家庭、地域、行政が一体となり、「ノーマライゼーション」を推進する。』という基本理念のもと、その後の社会情勢、障害福祉を取り巻く環境変化及び国の動向などを考慮し、地域の実情に応じた障害者福祉施策を総合的、計画的に推進し、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

3 計画の名称

第2期渋川市障害者計画及び第3期渋川市障害福祉計画

4 計画策定の体制

- (1) 計画の策定を円滑に推進するため、別に定める設置要綱に基づき「渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画策定委員会」を設置する。
- (2) 計画に障害者等の意見を適切に反映させるため、別に定める設置要綱に基づき「渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画策定懇話会」を設置する。
- (3) 計画策定の点検及び調整を渋川地域自立支援協議会に付議する。

5 基礎調査

- ・ 障害者等に対するアンケート調査
障害者等のサービス利用に関する意向等を勘案し、計画策定の基礎資料とする。
- ・ 国、県の動向把握及び類似団体の状況把握

6 策定年度

平成22年度から平成23年度

7 計画期間

平成24年度からの3か年とする。

8 その他

男女共同参画の推進の観点から渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画策定懇話会委員のうち3割程度は女性委員とする。



2 渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、必要な事項を総合的に協議、検討するため、委員会を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

(1) 計画の策定に関する事項

(2) その他計画策定に必要な事項

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員長は、保健福祉部長、副委員長は、保健福祉部副部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の事務を総理し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 委員長は、必要があるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、この要綱施行の日から平成24年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、社会福祉課に置く。

2 委員会の事務局長は、社会福祉課長をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月23日から施行する。

渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画策定委員会名簿

(敬称略)

	氏 名	職 名
委員長	加 藤 広 幸	保健福祉部長
副委員長	武 藤 一 久	保健福祉部副部長
委 員	愛 敬 正 孝	財政課長
委 員	佐 久 間 功	企画課長
委 員	高 橋 哲 史	保険年金課長
委 員	松 村 能 成	市民生活課長
委 員	板 倉 久 江	こども課長
委 員	都 丸 和 良	高齢福祉課長
委 員	松 井 彰 彦	地域包括支援センター所長
委 員	武 藤 一 久	健康管理課長
委 員	狩 野 孝 久	商工振興課長
委 員	田 中 市 郎	建築住宅課長
委 員	唐 澤 裕 美	学校教育課長
委 員	須 田 寛	生涯学習課長
委 員	野 田 久 子	伊香保総合支所市民福祉課長
委 員	今 泉 善 政	小野上総合支所市民福祉課長
委 員	飯 塚 康 雄	子持総合支所市民福祉課長
委 員	水 澤 隆 史	赤城総合支所市民福祉課長
委 員	高 橋 文 行	北橋総合支所市民福祉課長

3 渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定について、市民各階層からの幅広い意見を踏まえ、障害者が住み慣れた地域社会の中で安心して生活することができる理想的な計画とするため、渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 懇話会は、市長が委嘱する別表に掲げる委員をもって構成する。

(協議事項)

第3条 懇話会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画策定に必要な事項

(役員及び会議)

第4条 懇話会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 懇話会は、会長が招集し、これを主宰する。会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 懇話会には、必要に応じて事案に係る者を出席させることができる。
- 5 懇話会は、必要に応じて開催するものとする。

(意見の反映)

第5条 懇話会における意見は、渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画策定委員会等において総合調整の上、計画に反映させるものとする。

(設置期間)

第6条 懇話会の設置期間は、この要綱施行の日から平成24年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、社会福祉課に置く。

- 2 委員会の事務局長は、社会福祉課長をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月23日から施行する。

渋川市障害者計画及び渋川市障害福祉計画策定懇話会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	団 体 名
会 長	星 名 建 市	渋川地区障害者福祉協議会
副 会 長	眞 下 宗 司	市内障害者福祉施設
委 員	中 澤 広 行	渋川市身体障害者福祉協会
委 員	森 田 一 男	渋川市社会福祉協議会
委 員	木 村 一 恵	民生委員児童委員
委 員	飯 塚 秀 利	障害福祉なんでも相談室
委 員	新 倉 保 美	渋川地区医師会
委 員	吉 野 くみこ	渋川保健福祉事務所
委 員	須 藤 朝 子	渋川市小・中学校長会
委 員	角 田 透	榛名養護学校
委 員	岩 崎 美 幸	渋川公共職業安定所
委 員	田 邊 寛 治	市内企業代表

4 第2期渋川市障害者計画及び第3期渋川市障害福祉計画策定の経過

年 月 日	策定経過	
平成22年 7月29日	第1回策定委員会	1 第2期渋川市障害者計画及び第3期渋川市障害福祉計画策定について 2 アンケート調査について 3 その他
平成22年 8月 9日	第1回策定懇話会	1 会長・副会長の選出について 2 第2期渋川市障害者計画及び第3期渋川市障害福祉計画策定について 3 アンケート調査について 4 その他
平成22年 9月 8日 ～ 9月21日	アンケート調査実施 対象者 障害者・その他の市民 ・障害者団体・障害福祉サービス事業所	
平成23年 2月 1日	第2回策定委員会	1 アンケート調査集計結果報告について 2 国の動向及び類似団体の比較について 3 その他
平成23年 2月14日	第2回策定懇話会	1 アンケート調査集計結果報告について 2 国の動向及び類似団体の比較について 3 その他
平成23年 3月29日	渋川市障害者計画及び 渋川市障害福祉計画策定に係るアンケート調査集計結果報告配布	
平成23年 8月29日	第3回策定委員会	1 第2期渋川市障害者計画骨子（案）について 2 その他
平成23年 9月29日	第3回策定懇話会	1 第2期渋川市障害者計画骨子（案）について 2 その他
平成23年10月24日	第3期障害福祉計画における数値目標及びサービス見込み量の第1回中間報告に対する県のヒアリング	1 県障害政策課：数値のヒアリング
平成23年11月18日	第4回策定委員会及び策定懇話会	1 第2期渋川市障害者計画（素案）について 2 第3期渋川市障害福祉計画（素案）について 3 その他
平成23年12月20日 ～平成24年1月19日	パブリックコメント* 実施	

年 月 日	策定経過	
平成23年12月22日	自立支援協議会付議	第2期渋川市障害者計画（案）及び第3期渋川市障害福祉計画（案）について
平成24年 1月13日	第3期障害福祉計画における数値目標及びサービス見込み量の第2回中間報告	数値変更ない場合は、最終報告
平成24年 2月 7日	第5回策定委員会	1 第2期渋川市障害者計画（案）及び第3期渋川市障害福祉計画（案）について 2 その他
平成24年 2月14日	第5回策定懇話会	1 第2期渋川市障害者計画（案）及び第3期渋川市障害福祉計画（案）について 2 その他
平成24年 2月22日	自立支援協議会付議	1 第2期渋川市障害者計画（案）及び第3期渋川市障害福祉計画（案）について 2 その他
平成24年 3月 5日	パブリックコメント実施結果	ホームページ掲載

5 事業一覧

第1章 理解とふれあいをめざして

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称
1 広報・啓発活動の推進	(1) 障害及び障害者についての正しい知識の普及	1 知的障害者福祉月間広報事業
		2 障害者福祉サービスのしおり配布、ホームページ掲載
		3 図書資料購入事業
		4 広報しぶかわ掲載
	(2) 障害者の自立意識の啓発	5 障害者相談支援事業
2 福祉教育の充実と交流教育の推進	(1) 福祉教育の推進と支援	6 魅力ある学校づくり推進事業
		7 社会福祉学習支援事業
	(2) 福祉に関する啓発や実践活動の推進	8 魅力ある学校づくり推進事業（再掲）
3 交流・ふれあいの促進	(1) 交流・ふれあいの場の拡大及び支援	9 福祉庁舎活用「ほっとプラザ」（キッズルーム等）
		10 生涯学習推進事業
		11 ふれあいサロン推進事業
		12 地域ふれあい活動事業
	(2) 市民文化祭等における交流の支援	13 身体障害者文化教養講座実施事業
		14 聴覚障害者教養講座実施事業
4 NPO活動・ボランティア活動の支援	(1) NPO・ボランティア活動の支援・条件整備	15 NPO・ボランティア支援事業
		16 障害者相談支援事業（再掲）
		17 ボランティアの組織化事業
		18 社会福祉協議会ボランティアセンター
	(2) NPO・ボランティア育成の講習会等の開催	19 NPO・ボランティア支援事業(再掲)
		20 ボランティア活動支援事業
		21 手話講習会実施事業
	(3) 市民のボランティア体験の場の拡大	22 朗読奉仕員養成講座
		23 ボランティアの日事業

第2章 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育をめざして

基本施策	具体的施策		具体的事業等の名称
1 就学前療育の充実	(1) 保育所・幼稚園・児童デイサービス等の障害児療育の推進	24	ひまわり園運営事業
		25	障害児等保育運営補助事業
		26	公立保育所
		27	公立幼稚園
		28	民間保育園運営事業
	(2) 発達障害・就学・療育等の相談体制の充実	29	障害者相談支援事業（再掲）
		30	家庭児童相談事業
	(3) 一貫した早期療育体制づくり	31	心身障害児早期療育指導委員会
		32	言語指導教室運営事業
	(4) 親の会との連携	33	障害者相談支援事業（再掲）
		34	手をつなぐ育成会県大会・研修会参加
	2 教育の充実	(1) 就学指導及び進路指導の充実	35
36			特別支援学校等の移行支援連絡会議等の参画
37			就学指導事業
(2) 特別支援教育の充実		38	教職員研修事業（特別支援教育研修会）
		39	特別支援教育支援員配置事業
		40	学習障害・注意欠陥多動性障害等通級指導教室運営事業
		41	就学指導事業（再掲）
		42	言語指導教室運営事業（再掲）
		43	特別支援学級運営事業
		44	特別支援教育就学奨励費

第3章 働く喜びに満ちた就労機会の拡大をめざして

基本施策	具体的施策		具体的事業等の名称
1 雇用の促進と安定	(1) 雇用の奨励と啓発	45	障害者相談支援事業（再掲）
	(2) 職業紹介の充実	46	障害者相談支援事業（再掲）
	(3) 就労の場の確保	47	障害者雇用奨励事業（福祉庁舎日常清掃業務委託）
		48	渋川地域自立支援協議会（就労支援部会）
	(4) 就労支援の推進	49	障害者自立支援給付（就労移行支援事業）
	(5) 就労後の就労定着相談	50	障害者相談支援事業（再掲）
51		渋川地域自立支援協議会（再掲）（就労支援部会）	
2 就労機会の拡大	(1) 地域活動支援センター	52	地域活動支援センター事業
	(2) 就労継続支援の実施	53	障害者自立支援給付（就労継続支援事業）

第4章 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービスをめざして

基本施策	具体的施策		具体的事業等の名称
1 相談・情報提供体制の整備	(1) 障害者相談支援事業の充実	54	障害者相談支援事業（再掲）
	(2) 障害者ケアマネジメント体制の整備	55	障害者相談支援事業（再掲）
		56	ファックス設置事業
	(3) コミュニケーション手段の確保	57	手話通訳者・要約筆記者派遣事業
58		手話通訳者設置事業	
2 障害福祉サービス等の充実	(1) 障害福祉サービス等の実施	59	心身障害児（者）デイ・サービス事業（あじさいの家）
		60	ひまわり園運営事業（再掲）
		61	渋川地域自立支援審査会
		62	障害者自立支援給付
		63	障害者自立支援給付（補装具費の支給）

(第4章 続き)

基本施策	具体的施策		具体的事業等の名称
2 障害福祉サービス等の充実	(2) 地域生活支援事業の充実	64	点字・声の広報等発行事業
		65	障害者相談支援事業（再掲）
		66	手話通訳者・要約筆記者派遣事業（再掲）
		67	手話通訳者設置事業（再掲）
		68	移動支援事業
		69	日中一時支援事業
		70	サービスステーション・登録介護事業
		71	福祉ホーム事業
		72	手話講習会実施事業（再掲）
		73	スポーツ・レクリエーション実施事業
		74	訪問入浴サービス事業
		75	ボランティア活動支援事業（再掲）
		76	地域活動支援センター事業（再掲）
		77	心身障害児集団活動・訓練事業
3 権利擁護の推進	(1) 日常生活自立支援事業の周知と利用の促進	82	日常生活自立支援事業
	(2) 成年後見制度の周知と利用支援	83	成年後見制度利用支援事業(再掲)
4 障害者の虐待防止対策	(1) 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援	84	障害者虐待防止対策事業
		85	家庭児童相談事業（再掲）
	(2) 障害者虐待防止のためのネットワーク	86	渋川市地域自立支援協議会（再掲）
5 生活安定施策の充実	(1) 年金・手当などの制度の周知	87	特別障害者手当等給付事業
		88	心身障害者扶養共済事業
		89	障害福祉サービスのしおり配布、ホームページ掲載（再掲）
	(2) 住まい・居場所の充実	90	知的障害者地域ホーム事業
		91	障害者相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）
		92	福祉ホーム事業（再掲）

(第4章 続き)

基本施策	具体的施策		具体的事業等の名称
6 福祉人材の養成・確保	(1) 手話通訳者、要約筆記者の養成・確保	93	手話講習会実施事業（再掲）
	(2) 障害者福祉関係者の資質向上	94	障害者相談支援事業（再掲）
	(3) 担い手と支援団体の育成	95	障害者相談支援事業（再掲）
7 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	(1) レクリエーションの充実及び活動の支援	96	ゆうあいピック記念温水プール利用促進事業
		97	身体障害者温泉療養訓練事業
	(2) 芸術文化活動の振興	98	身体障害者文化教養講座実施事業（再掲）
		99	障害者スポーツ大会参加者壮行会実施
		100	聴覚障害者教養講座実施事業（再掲）
		101	スポーツ活動の支援
(3) 障害者も楽しめるスポーツ活動や大会及び各種教室等の支援	102	スポーツ・レクリエーション実施事業（再掲）	
8 障害者団体等の育成	(1) 障害者団体等の育成・支援	103	障害者団体等の育成

第5章 健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして

基本施策	具体的施策		具体的事業等の名称
1 早期発見・早期療育体制の整備	(1) 早期発見・早期療育体制の整備	104	精神保健福祉相談事業
		105	心身障害児早期療育指導委員会（再掲）
		106	子育て相談
		107	子育て教室
	(2) 行政、関係機関等とのネットワークづくり	108	心身障害児早期療育指導委員会（再掲）
2 医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成	(1) 障害者に対する医療体制の充実及び医療費等の助成	109	高齢重度障害者医療費助成
		110	心身障害者（児）医療費助成
		111	精神通院医療費助成
		112	自立支援医療給付事業
	(2) 健康・医療・リハビリテーション等の相談体制の充実	113	しぶかわ健康ダイヤル24
3 難病患者及び在宅重度障害者への支援	(1) 難病患者への負担軽減	114	特定疾患患者等見舞金支給事業
	(2) 居宅生活支援事業の実施	115	在宅重度身体障害者理美容サービス事業
		116	在宅重度身体障害者布団丸洗いサービス事業
		117	在宅重度身体障害者貸しおむつサービス事業

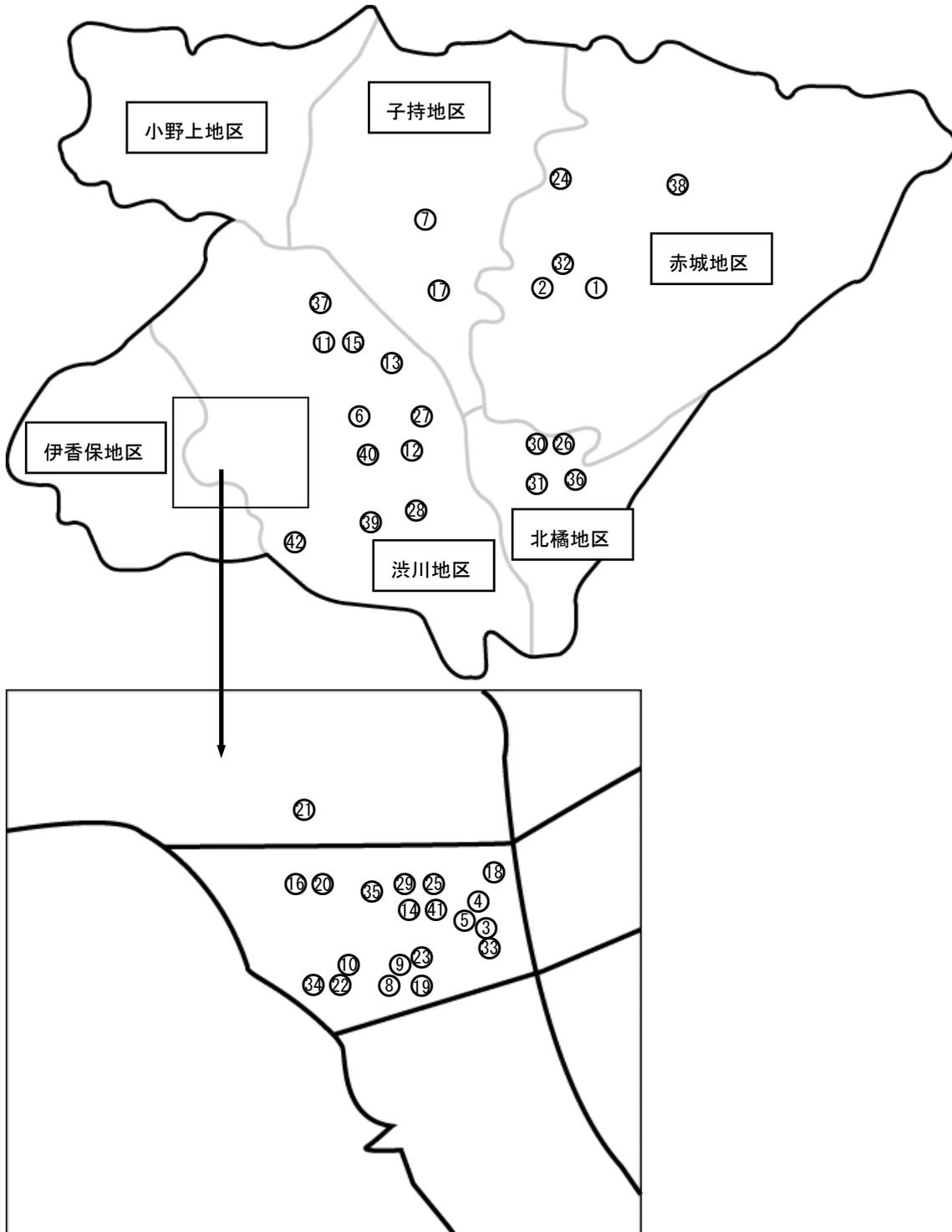
第6章 人にやさしい快適なまちづくりをめざして

基本施策	具体的施策		具体的事業等の名称
1 バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進	(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインに基づく事業の啓発及び推進	118	バリアフリー基本構想策定に係る調査、研究事業
	(2) 障害者等に配慮した住宅の整備	119	重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業
		120	日常生活用具等給付事業（再掲）
		121	市営住宅バリアフリー化事業（トイレ・浴室等2か所以上に手すりを設置）
	(3) 公共的施設などの改善整備	122	町内会館建設事業
		123	緑化重点地区総合整備事業
		124	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業
2 交通・移動手段の整備充実	(1) 交通関連施設や道路などの整備	125	四ツ角周辺区画整理事業
	(2) 移動支援サービスの充実・検討	126	バス交通活成化促進事業
		127	じん臓機能障害等通院交通費助成事業
		128	福祉ハイヤー助成事業
		129	介護者用車両購入費補助事業
		130	身体障害者自動車改造費補助事業（再掲）
		131	移動支援事業（再掲）
		132	福祉有償運送事業の支援
133	在宅福祉移送サービス		
3 安全・安心のまちづくりの推進（防犯・防災体制の整備）	(1) 防犯・防災などの安全確保対策の推進	134	ひとり暮らし障害者緊急通報システム設置事業
	(2) 消費者被害対策の啓発・推進	135	消費者被害対策の啓発・推進
		136	手話通訳者・要約筆記者派遣事業（緊急時）

No.	項目	詳細
6	スポーツ・レクレーションの充実	<p>(1) ゆうあいピック記念温水プール利用促進事業の拡充 開始年度：平成23年度から 教室・相談等の充実：リハビリ教室・医事相談・リハビリ相談等 教室開催数：年12回 各相談開催数：毎月</p> <p>(2) ゆうあいピック記念温水プールへの障害福祉相談専門員派遣 開始年度：平成23年8月から 実施回数：月1回</p>
7	教育の充実	<p>学習障害・注意欠陥多動性障害等通級指導教室運営事業 発達又は発達障害等の疑いがある児童が、通級で学習の仕方や社会生活を営む技能を身につける。 開始年度：平成22年度から 創設教室数：3教室（渋川南小・三原田小・長尾小（平成23年度から）） 1週間に1時間程度実施 現在：通級人数60人</p>
8	封筒点字刻印	<p>封筒点字刻印 市社会福祉課が発送する通知関係の封筒に「しぶかわ しやくしよ しゃかい ふくしか」と刻印 開始年度：平成20年度から</p>

7 市内の福祉施設

配置図



■障害者支援施設

※NO は地図上の番号

NO	経営主体	名称	定数	住所	電話番号
①	(社福) 赤城会	あかぎ育成園	入 120 通 7	渋川市赤城町津久田稲荷久 保甲4019番地	0279-56-2416 FAX 56-8085
②	(社福) 赤城会	しきしま	入 75 通 7	渋川市赤城町津久田194番 地8	0279-56-2847 FAX 56-2267
③	(社福) 三愛荘	かおる園	67	渋川市渋川(明保野)3668 番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441
④	(社福) 三愛荘	清泉園	73	同上	0279-22-1027 FAX 22-1441
⑤	(社福) 三愛荘	さくら園	40	同上	0279-22-1027 FAX 22-1441
⑥	(社福) 誠光会	誠光荘	90	渋川市渋川(上郷)2908番 地1	0279-25-1055 FAX 22-4880
⑦	(社福) 高嶺会	並木路荘	30	渋川市中郷2684番地615	0279-53-2301 FAX 53-2308
⑧	(社福) 恵の園	あけぼのホー ム	50	渋川市渋川(明保野)3645 番地17	0279-22-1730 FAX 23-8147
⑨	(社福) 恵の園	めぐみの里	入 80 通 7	渋川市渋川(明保野)3644 番地1	0279-22-1730 FAX 23-8147
⑩	(社福) 恵の園	グレイスホー ム	30	渋川市渋川(明保野)4417 番地	0279-22-1730 FAX 23-8147

■就労継続支援B型

NO	経営主体	名称	定数	住所	電話番号
⑪	(NPO) サポートハ ウス なずな	はこべら	20	渋川市川島1532番地2	0279-24-0568 FAX 24-9622
⑫	(NPO) ハンドイン ハンド	すばる	20	渋川市渋川(東町)2078番 地26	0279-26-3640 FAX 26-3640
⑬	(NPO) ぼれぼれ	あすなる作業 所	20	渋川市金井字東裏1841番 地1	0279-22-4649 FAX 25-7373

■地域活動支援センターI型

NO	経営主体	名称	定数	住所	電話番号
⑭	(財) 大利根会	あじさい	20	渋川市渋川(明保野)3641 番地6	0279-25-3377 FAX 25-3378

■地域活動支援センターⅢ型

NO	経営主体	名称	定数	住所	電話番号
⑮	(NPO) サポートハウスなずな	なずな	10	渋川市川島1531番地1	0279-24-0568 FAX 24-9622
⑯	(NPO) ハンドインハンド	いぶき	15	渋川市渋川(明保野)4229番地	0279-24-8553 FAX 24-8553
⑰	(社福) 渋川市社会福祉協議会	かえでの園	10	渋川市吹屋658番地78	0279-25-3761 FAX 25-3761

■障害児通園 (デイサービス)

NO	経営主体	名称	定数	住所	電話番号
⑱	(社福) 渋川市社会福祉協議会	ひまわり園	20	渋川市渋川(明保野)3667番地	0279-25-0876 FAX 26-2050

■心身障害者 (児) 日常生活動作訓練・機能訓練施設

NO	経営主体	名称	定数	住所	電話番号
⑲	(社福) 恵の園	デイ・サービスセンターあじさいの家	10	渋川市渋川(明保野)3646番地3	0279-22-1730 FAX 23-8147

■心身障害児集団活動・訓練施設

NO	経営主体	名称	定数	住所	電話番号
⑳	わかば父母の会	わかば	17	渋川市渋川(明保野)4229番地	0279-24-8553 FAX 24-8553

■重度重症心身障害児施設

NO	経営主体	名称	定数	住所	電話番号
㉑	独立行政法人 国立病院機構 西群馬病院	重症児病棟	80	渋川市金井2854番地	0279-23-3030 FAX 23-2740

■身体障害者授産施設

NO	経営主体	名称	定数	住所	電話番号
㉒	(社福) 恵の園	恵の園	入30 通13	渋川市渋川(明保野)4418番地	0279-22-1730 FAX 23-8147

■知的障害者通所授産施設

NO	経営主体	名称	定数	住所	電話番号
⑳	(社福) 恵の園	めぐみ	30	渋川市渋川(明保野)3646 番地3	0279-22-1730 FAX 23-8147
㉑	(社福) 恵の園	シャローム	20	渋川市赤城町津久田1700 番地	0279-56-8510 FAX 56-8520

■精神科デイケア施設

NO	経営主体	名称	定数	住所	電話番号
㉒	(財) 大和根会	榛名病院	30	渋川市渋川(明保野)3658 番地20	0279-22-1970 FAX 25-1132
㉓	(医法) 橘会	デイナイトケ アそよかぜ	50	渋川市北橘町上南室25番 地6	0279-60-1890 FAX 60-1890
㉔	(医法) 社団護羊会	いずみ医院	30	渋川市渋川(上ノ町)2194 番地2	0279-25-1388 FAX 25-1388
㉕	北毛保健生活協同組 合	北毛病院	15	渋川市有馬237番地1	0279-24-1234 FAX 24-3834

■精神障害者援護寮

NO	経営主体	名称	定数	住所	電話番号
㉖	(財) 大和根会	あけぼの	20	渋川市渋川(明保野)3641 番地6	0279-25-3378 FAX 25-3378
㉗	(医法) 橘会	ひばり	30	渋川市北橘町上南室167番 地5	0279-52-3956 FAX 52-2205

■精神障害者福祉ホーム (B型)

NO	経営主体	名称	定数	住所	電話番号
㉘	(医法) 橘会	うぐいすの家	20	渋川市北橘町上南室25番 地6	0279-52-7070 FAX 52-7070

■共同生活援助（グループホーム（GH））・共同生活介護（ケアホーム（CH））

NO	経営主体	名称	定数	住所	電話番号
③②	(社福) 赤城会	せせらぎホーム	5 一体型*	渋川市赤城町津久田188 番地38	0279-56-3683
	(社福) 赤城会	やまびこホーム	5 一体型	渋川市赤城町津久田200 番地10	0279-56-3995
	(社福) 赤城会	明日香ホーム	6 一体型	渋川市赤城町津久田173 番地6	0279-56-2416
	(社福) 赤城会	敷島ホーム	6 一体型	渋川市赤城町津久田173 番地6	0279-56-2416
	(社福) 赤城会	かわせみホーム	5 一体型	渋川市赤城町津久田214 番地7	0279-56-3377
③③	(社福) 三愛荘	第1若草寮第 1ホーム	6 一体型	渋川市渋川(明保野)416 3番地3	0279-23-9595
	(社福) 三愛荘	第1若草寮第 2ホーム	6 一体型	渋川市渋川(明保野)416 3番地3	0279-22-1027
	(社福) 三愛荘	第1若草寮あ かねホーム	6 一体型	渋川市渋川(明保野)366 8番地7	0279-22-1027
	(社福) 三愛荘	第1若草寮ゆ うすげホーム	6 一体型	渋川市渋川(明保野)357 6番地7	0279-22-1027
③④	(社福) 恵の園	あやべホーム	5 一体型	渋川市渋川(明保野)441 1番地2	0279-25-0057
	(社福) 恵の園	さくらホーム	4 一体型	渋川市渋川(元町)99番地 5	0279-23-1190
③⑤	(財) 大利根会	さくら荘	10 GH	渋川市渋川(明保野)365 8番地11	0279-22-6116
	(財) 大利根会	第二さくら荘	6 GH	渋川市渋川(明保野)365 8番地11	0279-22-6116
③⑥	(医法) 橘会	かっこう1号	10 GH	渋川市北橘町上南室25番 地6	0279-52-3553
	(医法) 橘会	かっこう2号	10 GH	渋川市北橘町上南室25番 地6	0279-52-3553
	(医法) 橘会	かっこう3号	10 GH	渋川市北橘町上南室25番 地6	0279-52-4450
	(医法) 橘会	かっこう4号	10 GH	渋川市北橘町上南室25番 地6	0279-52-4450

NO	経営主体	名称	定数	住所	電話番号
③⑦	(NPO) サポートハウス なずな	なずなホーム	4 GH	渋川市川島1789番地	0279-24-0568
	(NPO) サポートハウス なずな	なずなホーム 2号館	3 GH	渋川市川島1782番地	0279-24-0568
	(NPO) サポートハウス なずな	第3なずなホーム	4 GH	渋川市祖母島1078番地	0279-24-0568
③⑧	(医法) 群馬会	赤城リカバリーハウス	10 GH	渋川市赤城町北赤城山78番地	0279-56-8055
	(医法) 群馬会	赤城ソーバーハウス	10 GH	渋川市赤城町北赤城山80番地	0279-56-8055
③⑨	(社福) 誠光会	ひかり1号館	8 CH	渋川市有馬1566番地2	0279-26-3311

※配置図への標記は一部、経営主体の位置で標記しています。

■相談施設

NO	経営主体	名称	住所	電話番号
④⑩	(NPO) 渋川広域障害保健福祉事業者協議会	渋川広域障害福祉なんでも相談室	渋川市渋川(長塚町)1760番地1	0279-30-0294 FAX 30-0322
④⑪	(財) 大利根会	渋川市精神障害者相談支援センターあじさい	渋川市渋川(明保野)3641番地6	0279-25-3377 FAX 25-3378

■その他

NO	経営主体	名称	住所	電話番号
④⑫	(社福) 群馬県社会福祉事業団	ゆうあいピック記念温水プール	渋川市行幸田3011番地	0279-25-3033 FAX 25-3034

8 用語集

【あ行】

インクルージョン

全ての人々が、疎外されることなく地域社会で文化的な生活を送れる社会の実現を目指し、また、全ての人を社会の構成員として包み込み、共に生き共に支え合うことをいいます。

一体型

共同生活援助（GH）と共同生活介護（CH）が一体となったものです。

NPO

民間非営利組織のことです。利益拡大のためではなく、その使命実現のために活動する組織で、狭義の意味では特定非営利活動法人（NPO法人）として設立された組織を指し、広義の意味ではボランティア団体をはじめ、市民が一定の公益的な目的を有する社会貢献活動を行う団体をいいます。

【か行】

学習障害（LD）

全般的に知的発達の遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する、又は推論する能力の習得と使用に著しく困難を示し学習に支障をきたします。

ケアマネジメント

一人のサービス利用者に複数のサービスが別々に提供されるのではなく、統一された介護方針のもとにケアプランに基づいて総合的、一体的にサービスが提供されるように調整等を行うことです。

権利擁護

自己の権利を表現することが困難な障害者に代わって、援助者が代弁し支援することです。

更生訓練

身体障害者の障害を軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善するための訓練のことです。

高機能自閉症

高機能自閉症は、3歳ぐらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の

の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達遅れを伴わないものをいいます。

コーディネート

物事を調整し、全体をまとめることです。

こころのバリアフリー

「こころのバリアフリー」とは、人々の心の中に潜む、誤解・偏見・差別などの目に見えない固定観念（壁）をなくし、年齢・性別・障害・国籍の違いに関わらず、誰もがお互いの立場を尊重し合い、安心して暮らすことのできる社会を実現するためのテーマのことをいいます。

【さ行】

在宅福祉移送サービス

渋川市社会福祉協議会が実施している事業で、身体障害者や寝たきり高齢者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を目的に福祉車両で医療機関等への移送を行います。利用料は無料としますが使用した燃料費、有料道路料金等の諸費用は利用者負担とします。

渋川広域障害福祉なんでも相談室

平成18年10月に身体・知的・精神の障害者やその家族の相談に応じる渋川広域障害福祉なんでも相談室が市役所に開設されました。その後、平成21年4月に現在の福祉庁舎（ほっとプラザ）の開館とともに移転しました。なんでの相談室では、障害者及びその家族への各種支援のほか、学校や就職、生活全般の悩み相談に無料で応じています。

児童デイサービス

障害児が知的障害児施設、肢体不自由児施設等に通り、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。障害者自立支援法により指定された障害福祉サービス事業です。当市では、心身障害児通園施設ひまわり園が該当します。

心身書障害児（者）デイ・サービス事業

就労・就学が困難な在宅心身障害児（者）が、通所して日常生活動作訓練、機能訓練を行い自立と生きがいを高めるとともに、その家族の身体的、精神的な負担を軽減することを目的とする事業です。群馬県の知的障害児（者）総合福祉推進事業実施要綱に基づき実施しています。当市では、心身障害児（者）デイ・サービス事業（あじさいの家）が該当します。

社会福祉協議会

全ての市町村に設置された社会福祉法人の一つで、福祉事業の調査・企画・助成・普及などを業務としている組織です。誰もが安心して楽しく暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」をすすめるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者・行政機関の協力を得ながら、共に考え実行していく民間の社会福祉団体です。民間組織としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せもっています。

手話通訳者

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障害者のために手話通訳を行う人です。

また、平成元年には、手話通訳技能の向上を図るとともに、手話通訳を行う人に対する社会的信頼を高めるため、厚生大臣の公認試験として「手話通訳技能公認試験」が制度化され、合格した人には「手話通訳士」の称号が付与されます。

障害者

身体障害、知的障害又は精神障害（発達障害も含む。）があるため、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人をいいます。

身体障害

身体障害者福祉法に定める表に掲げる一定以上の障害をいいます。別表に記載されている障害は、視覚障害・聴覚障害・平衡機能障害・音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害・肢体不自由（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこう・直腸の機能障害・小腸機能障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害です。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める表に掲げる一定以上の障害のある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するものです。

各種の援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免やJR運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合があります。

精神障害

脳をつかさどる判断・理解・推理・批判・分析などの精神機能が十分に機能しないため、精神活動の異常や偏りが生じる障害をいいます。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを認定して交付される手帳です。医師（精神保健指定医など精神障害の診断又は治療に従事する医師）の診断書をもとに判定されます。

交付を受けた人に対して各種の支援を講じ、社会復帰及び自立や社会参加の促進を図ります。

成年後見制度

判断能力が精神上の障害（知的障害・精神障害・認知症など）により不十分な場合に、本人が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、本人に代わって法律行為を行う成年後見人を選任することによって、本人を法律的に保護し援助する制度です。

【た行】

地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などの事業を行うセンターです。「基礎的事業」として、創作的活動・生産活動・社会との交流の促進等の事業を実施します。また、それらの事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業等を実施する場合、その内容に応じⅠ型～Ⅲ型までの類型が設定されています。

- Ⅰ型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉、地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成及び普及啓発等の事業を実施
- Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練等及び自立と生きがいを高めるための事業を実施
- Ⅲ型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実

知的障害

厚生労働省で5年ごとに実施される「知的障害児（者）基礎調査」に用いられる定義では、「知的機能障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じるため、何らかの特別な支援を必要とする状態にある人」としています。

知的障害者地域ホーム

家庭環境・住宅事情の理由等により家庭での生活が困難であるため、現に居住を求めている知的障害者が生活する施設をいいます。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

日常生活に著しく支障をきたすほど多動・注意集中困難・注意転動（気が散る）・衝動的に行動する等が目立ちます。様々な情報をまとめることが、困難であることが全ての場合共通します。

特別支援学校

特別支援学校とは、障害者等が「幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。個別の学校名の末尾が盲学校・聾学校・養護学校であるものとありますが、これらも学校教育法における特別支援学校です。

特別支援教育

平成15年3月に文部科学省の協力者会議でまとめられた「今後の特別支援教育の在り方について」では、障害の程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることを基本として、学校や教育委員会における体制の整備、特別支援教育に関する制度的な見直しを提言しています。その後、平成19年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、全ての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援を、さらに充実していくこととなっています。

【な行】

難病

法律等による明確な定義はありませんが、国の定めた「難病対策要綱」では、次のように整理されています。

原因不明で治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれがある疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題に限らず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病としています。

日常生活自立支援事業

認知症や知的障害、精神障害のために判断能力が十分でない人が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する制度です。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方のことです。

【は行】

発達障害

発達障害者支援法における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の

広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害及びその他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。

パブリックコメント

行政等が政策等の策定過程において、不特定多数の市民（広く公に（＝パブリック））から意見の提出を求め、市民の意見を考慮しながら、より良い政策等の策定をするための仕組みです。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味で、段差等の物理的障壁を取り除くことが多いですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている制度的な障壁・文化・情報面の障壁・意識上の障壁など全ての障壁を取り除くという意味でも用いられます。

福祉ホーム

症状が相当程度改善している精神障害者の社会復帰及び家庭復帰の援助をするために、生活の場を与えるとともに、社会復帰に必要な指導等を行う施設です。

福祉有償運送

社会福祉協議会・訪問介護事業所・NPO（非営利活動）等が公共交通機関を使用して移動することが困難な高齢者や障害者等を対象に通院・通所・レジャー等を目的に、有償で移送を行うサービスです。

ホームヘルパー

家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介助、衣類の洗濯、住居等の掃除及び生活必需品の買い物等の生活上の支援を行う職種です。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害のあるなしに関わらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境を作ろうという考え方のことです。

要約筆記者

要約筆記者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障害者のために要約筆記を行う人のことです。

要約筆記の手法は、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害者に伝達するこ

とをいいます。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法を用いて伝達することもあります。

【ら行】

リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障害者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々と、共に普通に生活できるようにすることであり、その人が持っている全ての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組みのことです。

療育手帳

知的障害者に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために、一定以上の障害がある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として県知事が交付するものです。



第2期 渋川市障害者計画及び
第3期 渋川市障害福祉計画

平成24年3月

発行 渋川市

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

電話：(0279)22-2111(代表)

編集 渋川市保健福祉部社会福祉課

